

第1 一般会計2月補正予算

1 歳入歳出予算

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 22,747	2,000,336	
第 1 項 議会費	△ 22,747	2,000,336	
第 1 目 議会総務費	△ 5,387	1,440,596	
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,387		(節内訳)
(1) 議員報酬	△ 54	1,083,539	(1) 報酬 △ 54 県議会議員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 54
(2) 職員給与費	△ 5,333	357,057	(2) 給料 △ 1,148 議会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,148 一般職給 △ 1,148 ・職員手当等 △ 1,466 扶養手当 △ 261 地域手当 △ 59 住居手当 △ 774 通勤手当 1,992 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 146 期末手当 △ 794 勤勉手当 △ 780 児童手当 △ 645 ・共済費 △ 2,719 地方職員共済組合等負担金△ 2,719
第 2 目 事務局費	△ 17,360	559,740	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	8,400 △ 25,760		(節内訳)
(1) 議会運営費	△ 17,360	559,740	(8) 報償費 △ 490 (9) 旅費 △ 15,068 (11) 需用費 △ 58 (12) 役務費 △ 428 (13) 委託料 △ 966 (14) 使用料及び賃借料 △ 350 県議会の運営及び活動に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 経営管理費	3,204,462	32,845,025	
第 1 項 経営管理費	3,716,327	22,148,779	
第 1 目 一般総務費	404,289	12,299,994	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	4,757		(1) 報酬 30,401
一般歳入	399,532		(2) 給料 △ 762
			(3) 職員手当等 469,528
			(4) 共済費 △ 69,636
			(7) 賃金 △ 25,242
(1) 職員給与費	404,289	12,299,994	経営管理部職員の人件費及び知事部局職員の退職手当等の補正である。
			・報酬 30,401
			・給料 △ 762
			一般職給 △ 762
			・職員手当等 469,528
			扶養手当 △ 3,927
			地域手当 △ 1,325
			住居手当 △ 5,181
			通勤手当 29,248
			管理職手当 65
			特殊勤務手当 △ 5,784
			時間外勤務手当 401,708
			休日勤務手当 277
			期末手当 △ 2,870
			勤勉手当 △ 18,065
			退職手当 73,451
			児童手当 △ 4,225
			単身赴任手当 1,735
			管理職員特別勤務手当 4,421
			・共済費 △ 69,636
			地方職員共済組合等負担金△ 26,344
			社会保険料 △ 43,292
			・賃金 △ 25,242
第 2 目 文書費	△ 16,517	189,687	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 89		(1) 報酬 △ 1,405
県債	8,000		(4) 共済費 △ 453
一般歳入	△ 24,428		(7) 賃金 △ 78
			(8) 報償費 △ 4,742
			(9) 旅費 △ 3,339
			(11) 需用費 △ 77
			(12) 役務費 △ 1,358
			(13) 委託料 △ 3,028
			(14) 使用料及び賃借料 △ 348

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(15) 工事請負費 △ 27,072 (18) 備品購入費 25,447 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 64
(1) 法令審査等事業費	△ 3,963	63,452	
ア 法令審査等事業費	△ 3,945	20,485	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県公報発行事業費	△ 18	276	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 文書事務費	△ 11,850	123,237	
ア 文書収発事業費	△ 1,888	34,530	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文書管理運営事業費	△ 9,962	88,707	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 情報公開推進事業費	△ 704	2,998	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 人事管理費	△ 18,756	167,875	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	537		(4) 共済費 42
一般歳入	△ 19,293		(8) 報償費 △ 423
			(9) 旅費 △ 10,224
			(11) 需用費 △ 1,799
			(12) 役務費 △ 2,640
			(13) 委託料 △ 540
			(14) 使用料及び賃借料 △ 624
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,548
(1) 赴任旅費	△ 5,036	44,000	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
(2) 人事給与管理費	△ 682	25,042	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員研修事業費	△ 12,985	73,216	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 行革推進事業費	△ 53	8,117	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 職員厚生費	△ 49,380	701,304	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	398		(1) 報酬 △ 1,256
財産収入	△ 2,190		(4) 共済費 △ 284
県債	3,000		(5) 災害補償費 375
一般歳入	△ 50,588		(8) 報償費 △ 1,214
			(9) 旅費 △ 256
			(11) 需用費 3,549
			(12) 役務費 △ 3,450
			(13) 委託料 △ 13,861
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,629

科	目	補正額	現計額	説明
				(15) 工事請負費 △ 21,446 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 7,908
(1)	非常勤職員等災害補償費	375	2,305	静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等に基づく災害補償に要する経費の補正である。
(2)	職員健康指導事業費	△ 8,434	148,023	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	職員厚生事業費	△ 15,694	197,455	
ア	共済組合事務費負担金	△ 240	56,473	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。
イ	もくせい会館管理運営費	△ 10,886	107,361	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	職員福利厚生対策事業費	△ 4,568	33,621	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	職員住宅等維持管理費	△ 10,362	106,130	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	職員住宅等建設費	△ 16,083	232,973	
ア	職員住宅等建設費償還金	0	196,645	財源更正に伴う補正である。
イ	職員住宅解体等事業費	△ 16,083	36,328	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	乳幼児一時預り施設設置運営費	818	7,318	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目	財政管理費	2,836,674	3,011,536	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	△ 814		(9) 旅費 △ 60
	財産収入	△ 43,865		(11) 需用費 △ 166
	一般歳入	2,881,353		(12) 役務費 △ 31
				(13) 委託料 △ 26,500
				(14) 使用料及び賃借料 △ 90
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 814
				(25) 積立金 2,864,335
(1)	財政管理運営費	△ 347	71,970	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	宝くじ発売事務費	△ 814	631	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	基金積立金	2,864,335	2,924,335	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	経営管理部企画調整費	△ 26,500	14,600	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第6目	管財費	△ 220,732	2,497,019	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 518		(1) 報酬 △ 124
	諸収入	△ 4,573		(4) 共済費 △ 138
	財産収入	△ 660		(7) 賃金 △ 21
	繰入金	△ 5,018		(8) 報償費 △ 1,858
	県債	22,000		(9) 旅費 △ 75
	一般歳入	△ 231,963		(11) 需用費 △ 128,682
				(12) 役務費 △ 4,529
				(13) 委託料 △ 58,290
				(14) 使用料及び賃借料 △ 1,389
				(15) 工事請負費 △ 23,391
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,880
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 355
(1)	財産管理費	△ 15,470	273,571	
ア	県有財産管理費	△ 13,890	43,917	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県有資産所在市町村交付金	△ 1,580	229,654	交付金の確定に伴う補正である。
(2)	県庁舎等管理費	△ 146,806	1,024,704	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	県庁舎等施設改修費	△ 27,438	887,762	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	下田総合庁舎危機管理機能移転整備事業費	△ 31,018	310,982	事業費の確定に伴う補正である。
第7目	営繕費	△ 8,882	99,937	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	△ 358		(4) 共済費 △ 700
	一般歳入	△ 8,524		(7) 賃金 △ 1,510
				(9) 旅費 △ 392
				(12) 役務費 △ 39
				(13) 委託料 △ 6,195
				(14) 使用料及び賃借料 △ 46
(1)	営繕推進事業費	△ 2,687	18,232	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	県有施設の法定定期点検事業費	△ 6,195	81,705	事業費の確定に伴う補正である。
第8目	恩給及び退職年金費	△ 1,410	10,675	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 1,410		(6) 恩給及び退職年金 △ 1,410

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 一般職員恩給費	△ 1,410	10,675	退職職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 9 目 諸費	791,041	3,170,752	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	791,041		(10) 交際費 △ 2,254 (11) 需用費 △ 526 (23) 償還金、利子及び割引料 793,821
(1) 過年度支出金	793,821	3,158,821	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 各部共通経費	△ 2,780	11,931	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 徴税费	△ 455,294	8,422,057	
第 1 目 賦課徴収費	△ 455,294	8,422,057	(節内訳)
(財源内訳) 寄附金 諸収入 一般歳入	12,544 △ 16,210 △ 451,628		(1) 報酬 △ 5,760 (4) 共済費 △ 2,160 (8) 報償費 △ 5,807 (9) 旅費 △ 856 (11) 需用費 △ 1,984 (12) 役務費 △ 3,512 (13) 委託料 △ 301,263 (14) 使用料及び賃借料 △ 578 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 133,374
(1) 県税賦課徴収費	△ 321,101	910,450	
ア 県税賦課徴収事務費	△ 24,928	525,523	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県税電算処理費	△ 295,817	345,083	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方税務行政高度化推進事業費	△ 356	39,844	
(ア) 地方税務行政高度化推進事業費	△ 356	6,844	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県税取扱費	△ 134,193	7,511,607	
ア 特別徴収義務者等報償金	△ 1,000	976,000	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等へ交付する報償金の補正である。
イ 自動車税等証紙売りさばき手数料	△ 200	32,400	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手数料の補正である。
ウ 県民税徴収市町交付金	△ 132,993	6,235,007	交付金の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 出納費	△ 48,811	1,792,846	
第 1 目 出納総務費	△ 371	1,017,374	
(財源内訳) 一般歳入	△ 371		(節内訳) (2) 給料 △ 1,909 (3) 職員手当等 1,852 (4) 共済費 △ 314
(1) 職員給与費	△ 371	1,017,374	出納局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,909 一般職給 △ 1,909 ・職員手当等 1,852 扶養手当 △ 94 地域手当 △ 107 住居手当 2,803 通勤手当 445 管理職手当 110 時間外勤務手当 2,542 期末手当 △ 2,160 勤勉手当 △ 2,975 児童手当 1,282 単身赴任手当 6 ・共済費 △ 314 地方職員共済組合等負担金△ 314
第 2 目 会計費	△ 2,791	429,342	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	12,000 △ 155 △ 14,636		(節内訳) (1) 報酬 △ 976 (4) 共済費 △ 271 (9) 旅費 △ 51 (12) 役務費 861 (13) 委託料 △ 2,274 (14) 使用料及び賃借料 △ 80
(1) 会計運営事務費	△ 943	12,552	会計事務の運営に要する経費の補正である。
(2) 証紙売りさばき管理費	4,024	197,267	収入証紙の売りさばきに伴う手数料等の補正である。
(3) 公金取扱手数料事務費	△ 1,922	40,303	指定金融機関等が行っている公金の収納に関する手数料等の補正である。
(4) 財務会計システム運用 事業費	△ 2,274	131,524	財務会計システムの運用に要する経費の補正である。
(5) 電子収納運用事業費	△ 174	25,093	県税納付及び自動車保有関係手続における電子収納等に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(6)	地域出納運営事務費	△ 1,502	20,203	出納室の運営に要する経費の補正である。
第 3 目	集中事務費	△ 45,649	346,130	(節内訳)
	(財源内訳)			
	諸収入	△ 97		(1) 報酬 △ 816
	財産収入	13,942		(4) 共済費 △ 87
	一般歳入	△ 59,494		(9) 旅費 390
				(11) 需用費 △ 5,649
				(12) 役務費 △ 7,095
				(13) 委託料 △ 11,363
				(14) 使用料及び賃借料 △ 167
				(18) 備品購入費 △ 20,502
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4
				(27) 公課費 △ 356
(1)	集中事務管理運営費	△ 9,025	226,975	総務事務センターの運営及び本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
(2)	総合庁舎自動車管理費	△ 15,673	64,385	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
(3)	庁用自動車更新事業費	△ 20,951	54,770	庁用自動車の更新に要する経費の補正である。
第 4 項	人事委員会費	△ 1,421	224,384	
第 1 目	委員会費	△ 278	18,839	(節内訳)
	(財源内訳)			
	諸収入	△ 19		(1) 報酬 △ 145
	一般歳入	△ 259		(3) 職員手当等 51
				(4) 共済費 △ 79
				(9) 旅費 △ 105
(1)	委員給与費	△ 173	18,192	人事委員会委員の人件費の補正である。
				・報酬 △ 145
				・職員手当等 51
				通勤手当 50
				期末手当 1
				・共済費 △ 79
				地方職員共済組合等負担金△ 79
(2)	委員活動費	△ 105	647	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	事務局費	△ 1,143	205,545	(節内訳)
	(財源内訳)			
	諸収入	△ 150		(1) 報酬 △ 8
	一般歳入	△ 993		(2) 給料 △ 759
				(3) 職員手当等 57

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 職員給与費	128	187,658	(4) 共済費 795 (8) 報償費 △ 84 (9) 旅費 △ 159 (12) 役務費 △ 557 (13) 委託料 △ 90 (14) 使用料及び賃借料 △ 338 人事委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 759 一般職給 △ 759 ・職員手当等 57 扶養手当 △ 709 地域手当 △ 66 住居手当 720 通勤手当 1,798 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 89 期末手当 △ 610 勤勉手当 △ 453 児童手当 △ 535 ・共済費 830 地方職員共済組合等負担金 830
(2) 事務局運営活動費	△ 1,271	17,887	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 監査委員費	△ 6,339	256,959	
第 1 目 委員費	△ 2,754	32,232	
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,754		(節内訳) (1) 報酬 △ 994 (3) 職員手当等 △ 1,251 (4) 共済費 △ 354 (9) 旅費 △ 155
(1) 委員給与費	△ 2,599	31,664	監査委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 994 ・職員手当等 △ 1,251 通勤手当 △ 118 期末手当 △ 1,133 ・共済費 △ 354 地方職員共済組合等負担金 △ 354
(2) 委員活動費	△ 155	568	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 3,585	224,727	
(財源内訳) 諸収入	△ 7		(節内訳) (1) 報酬 △ 16
一般歳入	△ 3,578		(2) 給料 625

科	目	補正額	現計額	説明
				(3) 職員手当等 205
				(4) 共済費 176
				(7) 賃金 △ 143
				(8) 報償費 180
				(9) 旅費 △ 314
				(11) 需用費 △ 170
				(12) 役務費 137
				(13) 委託料 △ 4,246
				(14) 使用料及び賃借料 21
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 40
(1)	職員給与費	1,073	171,353	<p>監査委員事務局職員の人件費の補正である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料 625 <ul style="list-style-type: none"> 一般職給 625 ・職員手当等 205 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 235 地域手当 23 通勤手当 △ 793 管理職手当 2 時間外勤務手当 △ 5 期末手当 113 勤勉手当 180 児童手当 450 ・共済費 243 <ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合等負担金 243
(2)	事務局運営活動費	△ 412	10,147	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	監査業務のアウトソーシング推進費	△ 4,246	43,227	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 政策企画費	△ 989,025	10,876,999	
第 1 項 政策企画費	25,855	2,688,057	
第 1 目 政策企画総務費	30,051	2,686,457	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 4,673		(節内訳) (2) 給料 17,056
諸収入	△ 1,062		(3) 職員手当等 11,237
一般歳入	35,786		(4) 共済費 1,758
(1) 職員給与費	30,051	2,686,457	特別職、知事直轄組織職員及び政策企画部職員 の person 費の補正である。 ・給料 17,056 一般職給 17,056 ・職員手当等 11,237 扶養手当 854 地域手当 △ 1,879 住居手当 668 通勤手当 7,345 管理職手当 3,901 時間外勤務手当 1,978 期末手当 △ 3,228 勤勉手当 △ 2,472 児童手当 2,696 単身赴任手当 1,374 ・共済費 1,758 地方職員共済組合等負担金 1,758
第 2 目 政策企画管理費	△ 4,196	1,600	
(財源内訳) 財産収入	△ 4,196		(節内訳) (25) 積立金 △ 4,196
(1) 基金積立金	△ 4,196	1,600	
ア 社会環境基盤整備資金 積立金	△ 232	100	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ ふじのくにづくり推進 基金積立金	△ 3,964	1,500	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 2 項 知事戦略・外交費	△ 60,697	991,578	
第 2 目 知事戦略費	△ 1,954	19,940	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,954		(節内訳) (8) 報償費 △ 113 (11) 需用費 △ 509 (12) 役務費 △ 282

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 知事戦略事務費	△ 1,954	19,940	(13) 委託料 △ 800 (14) 使用料及び賃借料 △ 250 事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 広聴広報費	△ 44,533	370,009	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 報償費 △ 115
国庫支出金	△ 20,000		(9) 旅費 △ 2,026
諸収入	△ 1,558		(11) 需用費 △ 324
一般歳入	△ 22,975		(12) 役務費 △ 40,344
(1) 広報事業費	△ 42,472	337,025	(13) 委託料 △ 1,602
ア 重点広報推進費	△ 914	66,586	(14) 使用料及び賃借料 △ 122
イ 県民広報推進事業費	△ 1,558	251,442	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくにプロモーション広報推進費	△ 40,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 広聴事業費	△ 2,061	32,984	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ア 県政情報提供事業費	△ 1,271	18,624	事業費の確定に伴う補正である。
イ 開かれた県政推進事業費	△ 790	7,710	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 地域外交費	△ 14,210	580,600	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 報償費 △ 56
諸収入	△ 6,897		(9) 旅費 △ 1,315
財産収入	162		(11) 需用費 △ 341
一般歳入	△ 7,475		(12) 役務費 △ 1,393
(1) 地域外交推進費	△ 9,111	357,803	(13) 委託料 △ 6,722
ア 地域外交展開事業費	△ 7,991	91,309	(14) 使用料及び賃借料 △ 1,263
イ 海外駐在員事務所運営費	△ 1,120	241,280	(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,120
(2) 多文化共生事業費	△ 5,099	121,139	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 県民国際理解推進費	△ 5,099	98,339	事業費の確定に伴う補正である。
イ 外国人の子ども育成 支援事業費	0	4,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 項 政策推進費	△ 621,083	4,013,352	
第 1 目 政策推進費	△ 591,547	3,843,693	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 181,045		(8) 報償費 △ 657
諸収入	△ 752		(9) 旅費 △ 1,078
一般歳入	△ 409,750		(11) 需用費 △ 783
			(12) 役務費 △ 436
			(13) 委託料 △ 333,293
			(14) 使用料及び賃借料 △ 176
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 255,124
(1) 企画調査推進費	△ 28,529	150,093	
ア 県政推進調整費	△ 27,500	49,200	事業費の確定に伴う補正である。
イ 企画調査事務費	△ 1,029	34,030	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生涯活躍のまち構想検討事業費	△ 5,000	15,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地方創生推進交付金事業費	△ 298,000	102,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 内陸のフロンティア推進費	△ 8,576	20,924	
ア 内陸のフロンティア推進事業費	△ 8,508	15,992	事業費の確定に伴う補正である。
イ ネオ・フード・ロジスティクスパーク推進事業費	△ 68	4,932	事業費の確定に伴う補正である。
(5) ティーガーデンシティ構想拠点計画策定事業費	△ 1,080	8,920	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 発電施設等周辺地域対策事業費	△ 29,307	2,037,766	
ア 電源立地地域対策交付金事業費	△ 29,307	1,685,827	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(7) 地方分権推進費	△ 3,401	337,034	
ア 権限移譲事務交付金	△ 3,401	332,599	事業費の確定に伴う補正である。
(8) コミュニティづくり推進費	△ 9,793	74,207	
ア コミュニティ施設整備費助成	△ 9,793	53,207	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(9) 市町村振興宝くじ交付金	△ 207,623	1,056,077	事業費の確定に伴う補正である。
(10) 自衛官募集事務費	△ 238	300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 市町振興費	△ 29,536	169,659	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	3,345		(9) 旅費 △ 446
諸収入	△ 34		(11) 需用費 △ 458
一般歳入	△ 32,847		(13) 委託料 2,182
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 30,814
(1) 市町行財政等支援費	△ 26,476	138,719	
ア 市町振興事務費	△ 934	21,011	事業費の確定に伴う補正である。
イ 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 25,542	109,958	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,345 千円) 住民基本台帳ネットワークシステム回線の増強を行う。
(2) 県営事業市町負担金軽減交付金	△ 3,060	30,940	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 選挙費	△ 239,028	1,292,363	
第 1 目 選挙管理委員会費	△ 4,954	27,290	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	331		(1) 報酬 △ 4,900
一般歳入	△ 5,285		(3) 職員手当等 △ 33
			(4) 共済費 △ 21
(1) 職員給与費	△ 4,954	21,727	
ア 職員給与費	△ 4,900	2,380	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。 ・報酬 △ 4,900
イ 職員給与費(書記分)	△ 54	19,347	

科	目	補正額	現計額	説明
				<ul style="list-style-type: none"> ・職員手当等 △ 33 扶養手当 △ 218 地域手当 △ 8 通勤手当 160 時間外勤務手当 △ 31 期末手当 △ 74 勤勉手当 △ 12 児童手当 150 ・共済費 △ 21 地方職員共済組合等負担金△ 21
	(2) 選挙管理委員会運営費	0	3,960	財源更正に伴う補正である。
第 2 目	選挙啓発費	30	10,777	
	(財源内訳) 国庫支出金	30		(節内訳)
				(9) 旅費 △ 43
				(11) 需用費 △ 614
				(12) 役務費 △ 500
				(13) 委託料 1,178
				(14) 使用料及び賃借料 △ 100
				(19) 負担金、補助及び交付金 109
	(1) 参議院議員選挙臨時啓 発費	30	7,530	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目	参議院議員選挙費	△ 208,376	1,250,724	
	(財源内訳) 国庫支出金	△ 208,376		(節内訳)
				(1) 報酬 △ 1,231
				(3) 職員手当等 △ 2,417
				(4) 共済費 △ 20
				(7) 賃金 △ 2
				(9) 旅費 △ 2,143
				(11) 需用費 △ 18,307
				(12) 役務費 △ 6,475
				(13) 委託料 △ 2,215
				(14) 使用料及び賃借料 △ 2,483
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 173,083
	(1) 参議院議員選挙執行経 費	△ 208,376	1,250,724	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	海区漁業調整委員会委 員選挙費	△ 25,728	3,572	
	(財源内訳) 一般歳入	△ 25,728		(節内訳)
				(1) 報酬 △ 62
				(9) 旅費 △ 266
				(11) 需用費 △ 145

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 海区漁業調整委員会委員選挙費	△ 25,728	3,572	(12) 役務費 △ 269 (14) 使用料及び賃借料 △ 130 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 24,856 事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 情報統計費	△ 94,072	1,891,649	
第 1 目 情報政策費	△ 88,104	1,528,728	(節内訳)
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	5,544		(11) 需用費 △ 3,074
諸収入	△ 332		(12) 役務費 △ 3,342
財産収入	1,512		(13) 委託料 △ 31,038
一般歳入	△ 94,828		(14) 使用料及び賃借料 △ 12,962
			(18) 備品購入費 △ 5,073
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 32,615
(1) 高度情報化推進費	△ 32,791	425,630	
ア 高度情報化推進事業費	△ 16,726	78,995	事業費の確定に伴う補正である。
イ 光ファイバ網整備推進事業費	△ 16,065	346,635	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 電子県庁推進費	△ 30,992	674,082	
ア 電子県庁推進事業費	△ 9,792	84,825	事業費の確定に伴う補正である。
イ しずおかデジタル・オフィス運用事業費	△ 21,200	589,257	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県庁クラウド推進事業費	△ 24,321	421,758	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 統計調査費	△ 5,968	362,921	(節内訳)
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	5		(1) 報酬 584
諸収入	△ 1		(4) 共済費 2
一般歳入	△ 5,972		(7) 賃金 △ 968
			(8) 報償費 △ 496
			(9) 旅費 621
			(11) 需用費 1,575
			(12) 役務費 △ 263
			(13) 委託料 △ 5,972
			(14) 使用料及び賃借料 △ 100
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 951

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 国の委託統計調査費	4	349,842	
ア 総務省関係統計調査費	759	312,537	
(ア) 生活関連統計調査費	1,665	95,497	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 事業所統計調査費	△ 839	211,400	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 統計利用事業費	△ 67	5,640	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 教育統計調査費	△ 7	2,069	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 商工統計調査費	△ 902	12,077	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 労働統計調査費	165	22,953	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 農林水産統計調査費	△ 11	206	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独統計調査等事業費	△ 5,972	11,811	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 くらし・環境費	△ 523,975	8,429,143	
第 1 項 くらし・環境費	△ 33,495	2,526,921	
第 1 目 くらし・環境総務費	△ 15,309	2,468,577	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 3,085		(2) 給料 △ 69
一般歳入	△ 12,224		(3) 職員手当等 △ 5,176
			(4) 共済費 △ 10,078
			(19) 負担金、補助及び交付金 14
(1) 職員給与費	△ 15,309	2,468,577	くらし・環境部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 69
			一般職給 △ 69
			・職員手当等 △ 5,176
			扶養手当 △ 1,576
			地域手当 235
			住居手当 △ 381
			通勤手当 7,908
			管理職手当 110
			特殊勤務手当 △ 11
			期末手当 △ 5,353
			勤勉手当 △ 5,425
			児童手当 △ 64
			単身赴任手当 △ 619
			・共済費 △ 10,078
			地方職員共済組合等負担金△ 10,078
			・負担金、補助及び交付金 14
第 2 目 くらし・環境企画費	△ 18,186	58,344	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,900		(1) 報酬 119
諸収入	△ 5		(4) 共済費 6
一般歳入	△ 14,281		(8) 報償費 △ 178
			(9) 旅費 △ 842
			(11) 需用費 △ 918
			(12) 役務費 △ 2,833
			(13) 委託料 △ 4,340
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,700
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 7,500
(1) くらし・環境企画推進費	△ 2,462	26,916	
ア くらし・環境企画推進費	△ 217	9,161	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 暮らし・環境部企画調整費	△ 2,245	17,755	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 移住定住関連事業費	△ 15,724	31,428	
ア ふじのくにに住みかえる事業費	△ 384	30,668	事業費の確定に伴う補正である。
イ お試し移住体験推進事業費	△ 10,940	760	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 「住みかえる」魅力発信事業費	△ 4,400	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 項 県民生活費	△ 9,018	677,182	
第 1 目 県民生活費	△ 9,018	677,182	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,467		(1) 報酬 602
分担金及び負担金	△ 140		(4) 共済費 △ 769
諸収入	△ 288		(8) 報償費 △ 1,623
繰入金	△ 3,538		(9) 旅費 △ 3,038
一般歳入	△ 6,519		(11) 需用費 209
			(12) 役務費 △ 714
			(13) 委託料 441
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,416
			(15) 工事請負費 △ 425
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,276
			(27) 公課費 △ 9
(1) 県民生活事業費	△ 18,774	413,241	
ア 消費生活事業費	△ 15,315	235,199	
(ア) 消費者行政総合推進事業費	△ 596	78,030	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 消費者行政強化促進事業費	△ 13,405	142,392	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 賀茂広域消費生活センター運営事業費	△ 1,314	8,467	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民相談事業費	△ 1,479	29,762	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ユニバーサルデザイン推進事業費	△ 1,600	4,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 県民生活センター管理 運営費	△ 380	99,220	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 防犯・交通安全対策推 進費	△ 945	60,447	
ア 防犯まちづくり推進事 業費	△ 214	12,186	
(ア) 防犯まちづくり推進事 業費	△ 104	9,196	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 子どもを犯罪から守る ための防犯講座講師養 成事業費	△ 110	2,990	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策推進費	△ 731	48,261	
(ア) 交通安全県民運動事業 費	△ 200	30,400	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 交通安全対策推進事業 費	△ 531	17,861	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 男女共同参画施策推 進費	10,701	203,494	
ア 男女共同参画推進事業 費	△ 542	4,551	事業費の確定に伴う補正である。
イ あざれあ運営・管理費	△ 1,492	171,508	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 男女共同参画活動支援 ・協働事業費	△ 192	14,508	事業費の確定に伴う補正である。
エ 女性がもっと活躍でき る静岡県づくり事業費	12,927	12,927	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 12,927 千円) 管理職等への女性登用を促進するほか、地域の 実情に応じた女性活躍推進事業を実施する市町に 対して助成する。
第 3 項 建築住宅費	△ 80,725	2,425,608	
第 1 目 住宅対策費	△ 12,894	123,543	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 528		(9) 旅費 △ 65
分担金及び負担金	△ 11,400		(11) 需用費 △ 102
諸収入	7		(12) 役務費 △ 429
一般歳入	△ 973		(13) 委託料 △ 941

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 住宅行政推進費	△ 65	5,041	(14) 使用料及び賃借料 △ 11,111 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 246 事業費の確定に伴う補正である。
(2) 特定優良賃貸住宅供給促進事業費	△ 315	887	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 被災者受入支援応急住宅借上げ事業費	△ 11,393	77,019	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 豊かな暮らし空間創生事業費	△ 180	21,820	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 空き家等対策推進事業費	△ 41	2,959	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 住生活基本計画策定事業費	△ 900	5,100	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 建築安全推進費	△ 67,831	847,065	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 12
国庫支出金	△ 34,218		(11) 需用費 △ 160
一般歳入	△ 33,613		(12) 役務費 △ 124
			(13) 委託料 △ 246
			(14) 使用料及び賃借料 △ 618
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 66,671
(1) プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業費	△ 65,679	800,000	事業費の確定に伴う補正である。
(2) がけ地近接危険住宅移転事業費助成	△ 1,000	5,508	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 住宅・建築物アスベスト改修事業費	△ 50	11,500	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 建築指導行政費（確認検査）	△ 1,102	15,464	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 住宅整備費	0	1,455,000	(節内訳)
			(2) 給料 △ 48
			(3) 職員手当等 10
			(4) 共済費 38
			(11) 需用費 250

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 公営住宅等指導監督事務費	0	7,000	(12) 役務費 △ 250 事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 環境費	△ 400,737	2,799,432	
第 1 目 環境政策費	△ 269,172	2,644,067	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 173,006		(1) 報酬 △ 1,226
諸収入	△ 12		(8) 報償費 △ 462
財産収入	△ 1,713		(9) 旅費 △ 1,331
繰入金	△ 5,481		(11) 需用費 △ 2,309
県債	22,000		(12) 役務費 △ 1,329
一般歳入	△ 110,960		(13) 委託料 △ 55,899
			(18) 備品購入費 △ 789
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 205,827
(1) 環境企画推進費	△ 1,703	43,760	
ア 地球に優しい“ふじのくに”推進事業費	△ 1,622	16,171	事業費の確定に伴う補正である。
イ 環境教育推進事業費	△ 66	8,834	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境関係団体事業費助成	△ 15	18,755	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 地球環境費	△ 70	17,230	
ア 地球温暖化対策推進事業費	△ 19	4,581	事業費の確定に伴う補正である。
イ エコチャレンジ推進事業費	△ 6	9,494	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 中小企業エコアクション21推進事業費	△ 45	3,155	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 環境ふれあい費	△ 1,031	426,949	
ア 県民参加の森づくり推進事業費	△ 900	4,400	事業費の確定に伴う補正である。
イ 自然ふれあい施設管理費	△ 131	284,569	
(ア) 自然ふれあい施設管理運営費	△ 131	138,969	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 自然ふれあい施設再整備事業費	0	145,600	財源更正に伴う補正である。
(4) 自然保護費	△ 9,076	222,581	
ア 自然環境保護・保全対策事業費	△ 6,923	199,920	
(ア) 自然環境保全総合対策事業費	△ 97	12,546	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 野生生物保護管理推進事業費	△ 974	24,426	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 野生鳥獣緊急対策事業費	△ 201	114,899	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 伊豆地域ニホンジカ里山集中捕獲モデル事業費	△ 24	25,876	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 特定鳥獣安全捕獲特別対策事業費	△ 1,317	3,683	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 生物多様性地域戦略策定事業費	△ 4,310	18,490	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 2,153	22,661	
(ア) 富士山環境保全推進事業費	△ 2,019	19,581	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 元気な浜名湖づくり推進事業費	△ 134	3,080	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 廃棄物リサイクル費	△ 59,455	573,318	
ア 循環型社会形成推進事業費	△ 162	10,647	
(ア) 循環型社会形成推進事業費	△ 162	7,647	事業費の確定に伴う補正である。
イ 廃棄物適正処理推進事業費	△ 49,459	462,805	
(ア) 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業費	△ 1,783	47,217	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 県有PCB廃棄物処理 管理事業費	△ 44,815	386,085	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 不法投棄対策事業費助 成	△ 2,861	3,139	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海岸漂着物等対策事業 費助成	△ 9,834	99,866	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 生活環境費	△ 5,513	197,740	
ア 環境保全推進事業費	△ 2,868	7,808	
(ア) 環境影響評価審査指導 費	△ 2,857	6,088	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 公害紛争処理事業費	△ 11	1,720	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大気環境保全対策事業 費	△ 2,033	147,636	
(ア) 大気汚染・騒音等防止 対策事業費	△ 756	62,944	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 大気汚染自動測定器整 備事業費	△ 1,113	16,185	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 微小粒子状物質 (PM 2.5) 常時監視体制 整備事業費	△ 164	34,236	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水質調査事業費	△ 612	42,296	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 水利用費	△ 192,324	1,162,489	
ア 水資源対策事業費	△ 276	14,260	
(ア) 水資源企画調整事業費	△ 76	5,488	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地下水観測・調査事業 費	△ 200	4,915	事業費の確定に伴う補正である。
イ 長島ダム対策事業費	△ 29,674	755,573	
(ア) 長島ダム管理費等助成	△ 29,674	402,086	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水道指導事業費	△ 162,374	392,656	
(ア) 水道維持管理指導事業 費	△ 114	6,016	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(イ) 水道施設耐震化等事業費助成	△ 162,260	378,640	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	環境衛生科学研究所費	△ 131,565	155,365	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	△ 74,567		(7) 賃金 △ 1,337
	財産収入	763		(8) 報償費 △ 63
	一般歳入	△ 57,761		(9) 旅費 △ 1,941
				(11) 需用費 △ 17,513
				(12) 役務費 △ 4,263
				(13) 委託料 △ 87,341
				(14) 使用料及び賃借料 △ 214
				(18) 備品購入費 △ 18,181
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 712
(1)	環境衛生科学研究所運営費	△ 131,565	155,365	
ア	環境衛生科学研究所運営費	△ 74,859	110,271	事業費の確定に伴う補正である。
イ	環境衛生科学研究所移転整備事業費	△ 56,706	45,094	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 文化・観光費	△ 829,632	12,339,792	
第 1 項 文化・観光費	△ 255	2,514,385	
第 1 目 文化・観光総務費	5,389	2,484,523	
(財源内訳) 一般歳入	5,389		(節内訳) (2) 給料 16,322 (3) 職員手当等 8,794 (4) 共済費 △ 14,658 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 5,069
(1) 職員給与費	5,389	2,484,523	文化・観光部職員の人件費の補正である。 ・給料 16,322 一般職給 16,322 ・職員手当等 8,794 扶養手当 98 住居手当 929 通勤手当 3,929 管理職手当 4,790 時間外勤務手当 △ 323 休日勤務手当 △ 2,795 夜間勤務手当 108 期末手当 595 勤勉手当 △ 308 寒冷地手当 51 地域手当 △ 1,253 児童手当 3,463 単身赴任手当 △ 490 ・共済費 △ 14,658 地方職員共済組合等負担金△ 14,658 ・負担金、補助及び交付金 △ 5,069
第 2 目 文化・観光企画費	△ 5,644	29,862	
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,644		(節内訳) (9) 旅費 △ 51 (11) 需用費 △ 75 (12) 役務費 △ 433 (13) 委託料 △ 5,062 (14) 使用料及び賃借料 △ 23
(1) 文化・観光企画推進費	△ 5,644	29,862	
ア 文化・観光企画推進費	△ 582	14,924	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文化・観光部企画調整費	△ 5,062	14,938	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 文化費	△ 429,803	3,912,182	
第 1 目 文化事業費	△ 25,874	1,524,929	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,357		(1) 報酬 △ 245
県債	22,000		(9) 旅費 △ 206
一般歳入	△ 45,517		(11) 需用費 △ 165
			(12) 役務費 △ 49
			(13) 委託料 △ 6,512
			(14) 使用料及び賃借料 △ 125
			(15) 工事請負費 △ 6,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 12,572
(1) 文化振興事業費	△ 14,074	198,049	
ア 文化振興推進事業費	△ 921	25,262	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに芸術回廊創出事業費	△ 12,173	77,527	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくに芸術祭等開催事業費	△ 936	39,364	事業費の確定に伴う補正である。
エ オリンピック文化プログラム推進事業費	△ 44	11,956	事業費の確定に伴う補正である。
オ オリンピック文化プログラム展開事業費	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
(2) グランシップ管理運営関連事業費	△ 11,800	1,019,200	
ア グランシップ管理運営事業費	△ 5,800	902,200	事業費の確定に伴う補正である。
イ グランシップ修繕事業費	△ 6,000	117,000	事業費の確定等に伴う補正である。
第 2 目 世界遺産推進費	△ 392,770	1,660,907	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	△ 8,435		(1) 報酬 △ 30
財産収入	△ 24		(4) 共済費 △ 211
繰入金	△ 2,238		(9) 旅費 △ 1,877
県債	79,000		(11) 需用費 △ 590
一般歳入	△ 461,073		(12) 役務費 △ 728
			(13) 委託料 △ 10,494
			(14) 使用料及び賃借料 △ 570
			(15) 工事請負費 △ 362,958

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 世界遺産推進費	△ 392,770	1,660,907	(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,853 (25) 積立金 △ 8,459
ア 「富士山」後世への継承推進事業費	△ 20,539	157,861	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山世界遺産センター（仮称）推進事業費	△ 723	24,677	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 富士山世界遺産センター（仮称）整備事業費	△ 362,958	1,402,042	事業費の確定等に伴う補正である。
エ 富士山後世継承基金積立金	△ 8,459	72,571	寄附金等の確定に伴う補正である。
オ 「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	△ 91	3,756	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 美術館費	△ 2,335	446,170	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 235
財産収入	△ 412		(11) 需用費 △ 1,179
一般歳入	△ 1,923		(12) 役務費 △ 241
			(14) 使用料及び賃借料 △ 148
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 120
			(25) 積立金 △ 412
(1) 美術館運営事業費	△ 1,923	446,077	
ア 美術館運営事業費	△ 1,923	446,077	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 美術博物館建設基金積立金	△ 412	93	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 4 目 地球環境史ミュージアム費	△ 8,824	280,176	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 952
使用料及び手数料	△ 11,685		(4) 共済費 △ 676
諸収入	△ 2,689		(8) 報償費 △ 607
一般歳入	5,550		(9) 旅費 △ 1,000
			(12) 役務費 △ 2,750
			(13) 委託料 △ 2,600
			(14) 使用料及び賃借料 △ 239

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) ふじのくに地球環境史 ミュージアム管理運営 費	△ 8,824	280,176	
ア ふじのくに地球環境史 ミュージアム管理運営 事業費	△ 8,824	226,676	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 スポーツ費	△ 42,753	1,179,008	
第 1 目 スポーツ費	△ 42,753	1,179,008	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 38,977		(4) 共済費 △ 46
財産収入	213		(8) 報償費 △ 19
一般歳入	△ 3,989		(9) 旅費 △ 760
			(11) 需用費 △ 266
			(12) 役務費 △ 311
			(13) 委託料 △ 5,754
			(14) 使用料及び賃借料 △ 324
			(18) 備品購入費 △ 11,400
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 24,086
			(25) 積立金 213
(1) 生涯スポーツ振興費	△ 265	16,859	
ア 生涯スポーツ振興事業 費	△ 265	14,489	事業費の確定に伴う補正である。
(2) スポーツ施設管理運営 費	△ 4,000	521,400	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 競技スポーツ振興事業 費	△ 23,700	349,300	
ア 競技力向上対策事業費	△ 6,500	287,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 2020東京オリンピック 「ふじのくに」スポー ツ推進事業費	△ 17,200	62,300	事業費の確定に伴う補正である。
(4) スポーツ交流推進事業 費	△ 14,788	286,449	
ア スポーツ交流推進事業 費	△ 74	14,926	事業費の確定に伴う補正である。
イ ラグビーワールドカッ プ2019開催推進事業費	△ 146	166,854	財源更正等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致推進事業費	△ 8,241	36,759	事業費の確定に伴う補正である。
エ サイクルスポーツ県づくり事業費	△ 156	8,644	事業費の確定に伴う補正である。
オ イタリアとのスポーツ交流推進事業費	△ 2,424	3,976	事業費の確定に伴う補正である。
カ 東京オリンピック自転車競技開催推進事業費	△ 3,960	54,040	事業費の確定に伴う補正である。
キ ワールドカップ開催記念基金積立金	213	1,250	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 4 項 観光交流費	△ 28,966	1,704,749	
第 1 目 観光費	△ 28,966	1,704,749	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 12,757		(8) 報償費 △ 1,314
諸収入	23,147		(9) 旅費 △ 914
県債	46,000		(11) 需用費 △ 307
一般歳入	△ 85,356		(12) 役務費 △ 142
			(13) 委託料 △ 3,420
			(14) 使用料及び賃借料 △ 132
			(15) 工事請負費 △ 5,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 17,737
(1) 観光交流推進費	△ 23,859	1,567,456	
ア 観光施策推進費	△ 297	11,758	事業費の確定に伴う補正である。
イ 観光交流促進事業費	△ 17,036	405,224	
(ア) 魅力ある観光地域づくり推進事業費	△ 6,000	35,700	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 訪日外国人受入体制強化事業費	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
(ウ) グリーン・ツーリズム推進事業費	△ 2,600	3,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 国内誘客推進事業費	△ 8,300	116,000	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 海外誘客推進事業費	△ 130	104,030	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) おもてなし推進事業費	△ 6	81,994	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 観光施設整備事業費	△ 5,200	1,094,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 日本平山頂シンボル施設整備事業費	△ 1,326	55,674	事業費の確定に伴う補正である。
(2) プラサヴェルデ管理運営事業費	△ 107	97,293	事業費の確定に伴う補正である。
(3) “しずおかで過ごそう”被災地児童等招待事業費	△ 5,000	5,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 空港振興費	△ 327,855	3,029,468	
第 1 目 空港管理費	△ 8,191	765,409	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 48,352		(9) 旅費 △ 101
一般歳入	40,161		(11) 需用費 △ 340
			(12) 役務費 △ 226
			(13) 委託料 △ 7,400
			(14) 使用料及び賃借料 △ 124
(1) 空港管理運営事業費	△ 8,191	765,409	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 空港政策費	△ 285,074	1,456,349	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	192		(8) 報償費 △ 56
財産収入	△ 2,292		(9) 旅費 △ 367
繰入金	△ 240,000		(11) 需用費 △ 548
県債	169,000		(12) 役務費 △ 85
一般歳入	△ 211,974		(13) 委託料 △ 8,549
			(14) 使用料及び賃借料 △ 14
			(15) 工事請負費 △ 13,028
			(17) 公有財産購入費 △ 367
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 258,700
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,068
			(25) 積立金 △ 2,292
(1) 空港行政費	△ 421	13,010	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 空港新運営体制構築事業費	△ 86	72,314	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 富士山静岡空港機能強化・魅力向上事業費	△ 15,905	787,095	事業費の確定等に伴う補正である。
(4) 航空保安関係事業費	△ 18,700	65,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(5)	空港周辺地域振興推進事業費	△ 245,670	453,930	
ア	空港隣接地域賑わい空間創生事業費	△ 240,000	382,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ	空港周囲部環境保全対策事業費	△ 5,670	71,930	事業費の確定等に伴う補正である。
(6)	空港周辺賑わい交流促進事業費	△ 2,000	5,400	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	空港周辺施設維持管理事業費	0	25,000	財源更正に伴う補正である。
(8)	静岡県空港建設基金積立金	△ 2,292	21,000	基金運用益等の確定に伴う補正である。
第 3 目	空港利用促進費	△ 34,590	807,710	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 34,590		(9) 旅費 △ 580
				(11) 需用費 △ 259
				(12) 役務費 △ 238
				(14) 使用料及び賃借料 △ 82
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 33,431
(1)	空港企画広報推進事業費	△ 427	8,573	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	富士山静岡空港利用促進事業費	△ 34,163	799,137	
ア	空港競争力強化事業費	△ 33,042	377,958	事業費の確定に伴う補正である。
イ	空港定期便拡充促進事業費	△ 229	263,771	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	航空物流推進事業費	△ 763	14,637	事業費の確定に伴う補正である。
エ	空港アクセス向上事業費	△ 129	142,771	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 款 健康福祉費	△ 9,408,908	226,729,773	
第 1 項 健康福祉費	△ 102,069	10,064,687	
第 1 目 健康福祉総務費	△ 60,494	9,826,039	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,091		(2) 給料 △ 32,509
諸収入	△ 15,218		(3) 職員手当等 △ 48,566
一般歳入	△ 42,185		(4) 共済費 21,001
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 420
(1) 職員給与費	△ 60,494	9,826,039	健康福祉部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 32,509
			一般職給 △ 32,509
			・職員手当等 △ 48,566
			扶養手当 △ 5,326
			住居手当 5,050
			通勤手当 6,876
			管理職手当 304
			初任給調整手当 880
			特殊勤務手当 8,850
			休日勤務手当 △ 3,383
			夜間勤務手当 54
			宿日直手当 △ 1,444
			期末手当 △ 24,213
			勤勉手当 △ 28,196
			地域手当 △ 3,884
			児童手当 △ 2,941
			単身赴任手当 △ 1,193
			・共済費 21,001
			地方職員共済組合等負担金 21,001
			・負担金、補助及び交付金 △ 420
第 2 目 健康福祉企画費	△ 41,575	238,648	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,343		(1) 報酬 △ 1,271
財産収入	△ 260		(4) 共済費 25
一般歳入	△ 39,972		(8) 報償費 △ 3,598
			(9) 旅費 △ 1,237
			(11) 需用費 △ 1,121
			(12) 役務費 △ 827
			(13) 委託料 △ 21,540
			(14) 使用料及び賃借料 △ 4,539
			(18) 備品購入費 △ 7,307
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 160
(1) 健康福祉推進費	△ 21,338	94,924	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 健康福祉企画推進事業費	△ 6,755	28,391	
(ア) 健康福祉企画推進費	△ 605	14,541	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 健康福祉部企画調整費	△ 6,150	13,850	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	△ 12,210	55,590	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	△ 2,373	10,943	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 健康福祉センター運営事業費	△ 3,737	135,224	
ア 健康福祉センター運営費	△ 3,737	135,224	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 社会健康医学研究推進事業費	△ 16,500	8,500	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 福祉長寿費	△ 1,463,278	51,214,266	
第 1 目 地域福祉費	△ 177,084	2,780,732	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 11,427		(1) 報酬 △ 72
諸収入	△ 115,313		(4) 共済費 △ 100
財産収入	△ 610		(7) 賃金 △ 49
繰入金	△ 19,773		(8) 報償費 △ 151
県債	△ 7,000		(9) 旅費 △ 194
一般歳入	△ 22,961		(11) 需用費 △ 1,274
			(12) 役務費 △ 31
			(13) 委託料 △ 13,466
			(14) 使用料及び賃借料 712
			(15) 工事請負費 △ 9,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 42,862
			(21) 貸付金 △ 110,597
(1) 地域福祉推進費	△ 155,257	2,535,934	
ア 地域福祉活動費	△ 7,854	736,438	
(ア) 地域福祉活動団体活動促進事業費助成	0	173,975	財源更正に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス利用推進事業費	5,177	73,291	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 民生委員・児童委員活動推進費助成	△ 659	318,490	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 総合社会福祉会館管理運営事業費	△ 10,674	117,626	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 民生委員・児童委員一斉改選事務費	△ 70	22,460	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 成年後見推進事業費	△ 1,628	10,922	事業費の確定に伴う補正である。
イ 低所得者更正援護費	△ 7,170	48,200	
(ア) ホームレス実態調査事業費	△ 7,170	683	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 社会福祉施設等指導費	△ 23,146	768,619	
(ア) 社会福祉推進事業費	△ 110	7,580	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 福祉施設経営指導事業費助成	△ 257	3,705	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費助成	△ 22,779	754,789	補助単位金額の確定等に伴う補正である。
エ 社会福祉施設整備費	△ 117,087	982,677	
(ア) 民間社会福祉施設整備償還金助成事業費	△ 6,490	963,274	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 民間社会福祉施設整備資金貸付金	△ 79,597	10,403	新規貸付事業費の減に伴う補正である。
(ウ) 社会福祉施設緊急耐震化整備資金貸付金	△ 31,000	9,000	新規貸付事業費の減に伴う補正である。
(2) 福祉人材確保事業費	△ 17,060	117,645	
ア 福祉人材確保対策事業費	△ 17,060	70,440	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 人権・同和対策等事業費	△ 4,767	127,153	
ア 人権同和対策事業推進費	△ 62	85,303	
(ア) 隣保館整備事業費助成	△ 62	7,938	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	人権問題啓発事業費	△ 4,705	41,850	
	(ア) 人権啓発活動事業費	△ 4,477	26,542	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(イ) 人権啓発センター運営等事業費	△ 139	10,697	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 人権啓発等推進事業費	△ 89	4,611	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	生活保護費	△ 61,029	3,762,227	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 95,022		(1) 報酬 △ 3,023
	諸収入	33,237		(4) 共済費 △ 1,009
	一般歳入	756		(8) 報償費 △ 4
				(9) 旅費 △ 3
				(11) 需用費 283
				(12) 役務費 △ 3
				(13) 委託料 △ 818
				(19) 負担金、補助及び交付金 22,902
				(20) 扶助費 △ 79,354
(1)	生活援護推進費	△ 61,029	3,762,227	
ア	社会福祉統計調査費	573	3,558	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	生活援護事業費	△ 61,602	3,758,669	
	(ア) 生活保護費	△ 54,967	3,635,033	被保護人員の変動等に伴う補正である。
	(イ) 要保護世帯法外援護等事業費	781	4,981	行旅病人及び行旅死亡人の取扱件数の変動等に伴う補正である。
	(ウ) 生活保護運営対策事業費	△ 67	27,325	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 住居確保給付金	△ 2,566	2,600	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 生活困窮者自立支援事業費	△ 100	48,300	事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 生活保護者就労支援事業費	△ 2,543	20,470	事業費の確定に伴う補正である。
	(キ) 生活困窮世帯学習支援事業費	△ 2,140	15,960	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	長寿社会費	△ 1,227,528	44,611,353	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 10,537		(1) 報酬 △ 1,367
諸収入	745,531		(4) 共済費 △ 698
財産収入	△ 12,000		(7) 賃金 29
繰入金	△ 1,156,949		(8) 報償費 △ 1,881
県債	34,000		(9) 旅費 △ 5,251
一般歳入	△ 827,573		(11) 需用費 △ 1,010
			(12) 役務費 △ 430
			(13) 委託料 △ 9,016
			(14) 使用料及び賃借料 △ 750
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,195,154
			(25) 積立金 △ 12,000
(1) 高齢者健康いきいき県 づくり推進費	△ 2,530	1,489,010	
ア 高齢社会総合対策費	△ 1,279	32,547	
(ア) 高齢社会総合対策推進 費	△ 1,279	21,547	事業費の確定に伴う補正である。
イ 介護予防推進費	4,180	1,225,731	
(ア) 地域支援事業費県交付 金	4,180	1,206,180	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 認知症総合対策推進事 業費	△ 5,431	41,283	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 介護保険制度推進費	△ 1,224,998	43,122,343	
ア 介護サービス推進事業 費	△ 1,151,217	1,626,100	
(ア) 介護サービス向上促進 事業費	△ 1,041	5,476	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護保険関連施設整備 事業費助成	△ 1,150,176	1,620,624	事業費の確定に伴う補正である。
イ 介護保険事業費	△ 23,658	40,767,266	
(ア) 介護給付費等県負担金	28,006	39,948,006	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正 である。
(イ) 軽費老人ホーム事務費 助成	△ 14,348	658,036	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護保険制度施行運営 費	△ 11,691	59,849	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 介護保険財政安定化基金繰出金	△ 12,000	1,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
(オ) 介護保険低所得者利用者負担金助成	△ 13,625	100,375	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 介護人材確保対策事業費	△ 50,123	728,977	
(ア) 介護のしごと魅力向上応援事業費	△ 4,193	43,207	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護事業所キャリアパス制度導入促進事業費	△ 2,770	9,830	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護福祉士修学資金貸付事業費助成	△ 43,160	593,940	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 遺家族等援護費	2,363	59,954	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,327		(1) 報酬 △ 27
諸収入	△ 3		(4) 共済費 △ 69
一般歳入	1,039		(7) 賃金 △ 31
			(12) 役務費 △ 2,160
			(20) 扶助費 4,650
(1) 戦没者遺族及び戦傷病者等援護事業費	2,363	59,954	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 こども未来費	1,861,125	38,665,610	
第 1 目 こども未来費	1,861,125	38,665,610	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,712,913		(1) 報酬 △ 1,948
諸収入	183,436		(4) 共済費 3,189
財産収入	△ 4,092		(8) 報償費 △ 6,917
繰入金	6,167		(9) 旅費 △ 2,051
県債	32,000		(11) 需用費 △ 14,912
一般歳入	△ 69,299		(12) 役務費 △ 616
			(13) 委託料 △ 25,116
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,618
			(15) 工事請負費 △ 15,605
			(18) 備品購入費 △ 1,891
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 109,092
			(20) 扶助費 △ 30,112
			(23) 償還金、利子及び割引料 3,149
			(25) 積立金 2,064,665

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 少子化対策推進費	△ 85,363	179,887	
ア ふじのくに少子化対策特別推進事業費	△ 83,963	126,987	事業費の確定に伴う補正である。
イ 結婚新生活支援事業費助成	△ 1,400	51,300	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 保育サービス推進費	△ 34,844	13,835,141	
ア 質の高い保育の確保推進費	282,241	9,753,226	
(ア) 保育士登録制度事業費	1,441	9,776	申請件数の変動に伴う補正である。
(イ) 保育士等確保対策事業費	△ 1,364	36,036	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 子ども・子育て支援給付費負担金	358,864	7,822,864	保育所等入所児童数の変動等に伴う補正である。
(エ) 保育士修学資金等貸付事業費助成	△ 75,200	1,879,050	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 保育士処遇改善推進事業費	△ 1,500	5,500	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保育サービス推進費	△ 317,085	4,081,915	
(ア) 保育対策等促進事業費助成	△ 24,665	348,335	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(イ) 多様な保育推進事業費助成	△ 17,984	670,016	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 保育所等整備事業費助成	△ 206,681	1,175,319	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(エ) 認定こども園等整備事業費助成	△ 47,016	1,821,984	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(オ) 年度途中入所サポート事業費助成	△ 19,939	66,061	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(カ) 0～2歳児受入対応緊急支援事業費助成	△ 800	200	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(3) 地域における子育て支援推進費	1,694,414	15,471,762	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 地域における子育て支援推進費	2,079,880	3,021,358	
(ア) しずおかふじさんっこ推進事業費	△ 1,074	20,526	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 安心こども基金積立金	2,064,665	2,069,885	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 安心こども基金返還金	3,149	3,149	安心こども基金の残余を取り崩し、国に返還する。
(エ) 子育て支援事業費助成	13,140	913,140	事業費の確定に伴う補正である。
イ 放課後児童対策費	△ 281,466	1,166,534	
(ア) 放課後児童クラブ運営費助成	△ 143,461	977,539	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 子育て支援施設整備費助成	△ 138,005	174,595	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 子育て家庭の経済的支援費	△ 104,000	11,281,000	
(ア) 児童手当給付費負担金	△ 130,000	9,170,000	支給対象児童数の変動に伴う補正である。
(イ) こども医療費助成	26,000	2,111,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
(4) 母子保健推進費	△ 29,873	1,206,677	
ア 子育て支援活動等推進費	△ 47	30,764	事業費の確定に伴う補正である。
イ 未熟児養育医療扶助費	15,991	62,691	給付件数の変動等に伴う補正である。
ウ 小児慢性特定疾病医療費	△ 32,000	450,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
エ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費助成	1,048	1,648	給付件数の変動等に伴う補正である。
オ 不妊治療費助成	△ 14,706	476,294	給付件数の変動等に伴う補正である。
カ 一般不妊治療（人工授精）費助成	△ 128	9,872	給付件数の変動等に伴う補正である。
キ 新生児聴覚検査体制整備事業費助成	△ 31	10,369	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(5) 要保護児童等対応推進費	316,791	7,972,143	
ア 児童虐待防止対策費	445,503	5,776,833	
(ア) 児童家庭支援センター運営費助成	3,331	43,434	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 児童虐待防止対策事業費	△ 600	37,400	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 一時保護児童収容費	5,727	97,191	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
(エ) 児童入所措置費	437,584	5,528,584	措置児童数の変動等に伴う補正である。
(オ) こども虐待防止体制推進事業費	△ 539	17,461	事業費の確定に伴う補正である。
イ 社会的養護体制推進費	△ 89,111	879,225	
(ア) 県立児童福祉施設運営費	△ 17,119	199,620	入所児童数の変動等に伴う補正である。
(イ) 被措置児童等支援事業費	368	7,930	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 社会的養護入所者環境改善事業費	△ 51,490	67,460	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(エ) 児童養護施設等整備費助成	△ 161	232,939	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 家庭的養護推進事業費	△ 800	3,200	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費	△ 2,700	8,300	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 吉原林間学園改築整備事業費	0	154,000	財源更正に伴う補正である。
(ク) 三方原学園耐震整備事業費	△ 1,289	1,511	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) こどもの自立支援資金貸付事業費助成	△ 15,920	182,080	事業費の確定に伴う補正である。
ウ DV防止対策費	△ 1,563	93,823	
(ア) 婦人一時保護所・婦人保護施設運営費	△ 1,163	83,462	入所者数の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 民間シェルター活用促進事業費	△ 400	3,039	事業費の確定に伴う補正である。
エ ひとり親家庭自立支援推進費	△ 38,038	1,222,262	
(ア) ひとり親家庭対策総合支援事業費	△ 4,107	40,193	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ひとり親家庭就学支援事業費	△ 5,000	7,000	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 児童扶養手当給付費	△ 20,795	758,205	支給対象者数の変動等に伴う補正である。
(エ) 母子家庭等医療費助成	△ 136	242,864	給付件数の変動等に伴う補正である。
(オ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成	△ 8,000	112,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 障害者支援費	△ 485,925	18,757,517	
第 1 目 障害者支援費	△ 485,925	18,757,517	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 335,122		(1) 報酬 △ 6,572
諸収入	123,135		(4) 共済費 △ 3,202
財産収入	△ 19		(8) 報償費 △ 9,906
繰入金	△ 17,997		(9) 旅費 △ 4,656
県債	5,000		(11) 需用費 △ 15,610
一般歳入	△ 260,922		(12) 役務費 △ 937
			(13) 委託料 △ 46,212
			(14) 使用料及び賃借料 △ 990
			(15) 工事請負費 1,680
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 342,721
			(20) 扶助費 △ 57,184
			(25) 積立金 △ 19
			(27) 公課費 △ 73
			(28) 繰出金 477
(1) 障害者支援体制整備費	△ 456,582	18,591,411	
ア 障害者相談・支援推進費	△ 46,322	323,722	
(ア) 障害者福祉推進事業費	△ 4,171	112,419	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 障害児・者虐待防止対策事業費	△ 41	3,309	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 地域生活定着支援センター事業費	△ 200	17,800	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 自殺総合対策事業費	△ 36,141	63,859	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 地域自殺対策緊急強化基金積立金	△ 19	0	基金運用益の確定に伴う補正である。
(カ) ひきこもり対策推進事業費	△ 2,550	17,750	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) ひきこもり対策居場所運営事業費	△ 3,200	2,800	実施か所数の変動に伴う補正である。
イ 障害者生活支援推進費	△ 387,393	13,002,381	
(ア) 障害者総合支援法関連事業費	59,952	12,178,345	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 障害児者ライフサポート事業費助成	△ 5,000	18,000	利用件数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 在宅重症心身障害児(者)医療支援人材養成事業費	△ 5,107	2,893	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 重症心身障害児施設等援護費	△ 580	4,920	措置人員の変動等に伴う補正である。
(オ) 県立障害児(者)施設運営費	△ 42,197	206,740	利用人員の変動等に伴う補正である。
(カ) 県立障害者施設整備事業費	△ 1,445	37,655	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 障害者施設等整備費助成	△ 393,016	529,984	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 発達障害支援推進費	△ 8,641	54,459	
(ア) 発達障害者支援センター運営費	△ 6,594	22,906	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 東部地域発達障害者支援体制強化事業費	△ 47	28,553	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 発達障害児地域支援強化事業費	△ 2,000	3,000	事業費の確定に伴う補正である。
エ 医療保護対策推進費	△ 28,000	2,247,216	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 精神障害者措置・通院医療費負担金	△ 28,000	2,142,000	措置入院者及び通院者の変動等に伴う補正である。
オ 障害者(児)手当等給付費事業費	13,774	2,963,633	
(ア) 身体障害児(者)援護費負担金	6,297	963,297	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 特別障害者手当等給付事業費	△ 2,000	62,000	受給者数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 重度障害者(児)医療費助成	9,000	1,810,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(エ) 心身障害者扶養共済事業特別会計繰出金	477	126,826	保険料納付金等の確定に伴う補正である。
(2) 自立と社会参加促進費	△ 29,343	166,106	
ア 地域生活移行促進費	△ 9,958	7,442	
(ア) 精神障害者地域移行支援事業費	△ 9,958	7,442	事業費の確定に伴う補正である。
イ 雇用・就労対策推進費	△ 15,720	61,080	
(ア) 障害者働く幸せ創出事業費	△ 8,924	43,076	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) しずおか授産品ブランド化推進事業費	△ 6,396	3,604	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 就労移行促進事業費	△ 400	3,600	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 社会参加促進費	△ 3,665	97,584	
(ア) 障害者スポーツ振興事業費助成	△ 3,665	42,535	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 医療健康費	△ 9,193,792	107,646,916	
第 1 目 医務福祉費	△ 3,015,061	14,296,829	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,655,821		(1) 報酬 △ 14,939
使用料及び手数料	13		(4) 共済費 △ 1,535
諸収入	△ 517		(8) 報償費 △ 8,493
財産収入	2,415		(9) 旅費 △ 7,539
繰入金	△ 638,445		(11) 需用費 △ 143,755

科	目	補正額	現計額	説明
	一般歳入	△ 722,706		(12) 役務費 △ 11,131 (13) 委託料 △ 60,040 (14) 使用料及び賃借料 △ 530 (18) 備品購入費 △ 56,932 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,684,590 (20) 扶助費 △ 203,245 (21) 貸付金 △ 204,924 (25) 積立金 △ 617,408
(1)	医療従事者確保対策推進費	△ 367,710	1,704,392	
ア	医師確保対策推進費	△ 276,937	1,075,176	
(ア)	ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費	△ 248,991	1,009,009	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	県立病院医師派遣事業費	△ 11,681	21,214	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	専門医認定支援事業費助成	△ 7,275	445	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ)	医療従事者確保支援事業費助成	△ 1,880	5,320	事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	指導医確保支援事業費助成	△ 7,110	4,890	事業費の確定に伴う補正である。
イ	看護職員確保対策推進費	△ 90,773	629,216	
(ア)	看護職員確保対策事業費	△ 10,187	118,013	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	看護職員指導者等養成事業費	△ 3,038	16,262	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	医療関係人材養成事務費	△ 460	7,507	事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	病院内保育所運営費助成	△ 37,624	169,657	事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	医療勤務環境改善支援センター事業費	△ 1,806	2,694	事業費の確定に伴う補正である。
(カ)	看護師勤務環境改善施設整備費助成	△ 934	284	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(キ) 看護師特定行為研修派遣費助成	△ 7,700	0	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 看護職員養成所運営費助成	△ 8,882	147,912	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 県立看護専門学校運営費	△ 5,490	79,952	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 病院内保育所施設・設備整備費助成	△ 2,528	0	事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 看護職員修学資金貸付金	△ 12,124	66,876	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 医療提供体制確保対策推進費	△ 1,950,124	7,004,340	
ア 救急医療対策推進費	△ 220,136	1,178,267	
(ア) 救急医療施設運営費等助成	△ 111,080	464,977	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ドクターヘリ運航事業費助成	△ 812	500,344	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 707	293	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 東部ドクターヘリ格納庫等整備事業費助成	△ 36,503	96,897	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 救急救命士病院実習受入促進事業費助成	△ 9,009	4,681	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 緊急医療施設等運営費	△ 62,025	49,075	事業費の確定に伴う補正である。
イ 災害医療対策推進費	△ 4,861	8,039	
(ア) 災害医療救護推進事業費	△ 4,861	6,439	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 周産期医療対策推進費	△ 185,847	598,678	
(ア) 小児救急医療対策事業費助成	△ 8,281	100,006	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 84,097	266,603	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 小児救命救急センター 運営事業費等助成	△ 43,028	27,510	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 小児救急電話相談事業 費	△ 11,062	68,938	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 産科医療確保事業費	△ 14,379	85,621	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 産科医療施設等整備事 業費助成	△ 25,000	50,000	事業費の確定に伴う補正である。
エ ヘき地医療対策推進費	△ 8,815	164,165	
(ア) ヘき地医療対策事業費 助成	△ 8,815	12,765	事業費の確定に伴う補正である。
オ 医療連携推進費	△ 623,005	4,613,544	
(ア) 医療介護に係る多職種 連携体制推進事業費	△ 1,276	19,324	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療介護総合確保連携 推進事業費	△ 4,321	13,679	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 地域医療介護総合確保 基金積立金	△ 617,408	4,382,592	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 医療関係対策事業費	△ 9,883	77,724	
(ア) 救急医療情報センター 運営事業費	△ 9,578	63,422	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療関係対策事業費 (県行)	△ 205	8,030	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 医療安全相談体制づく り推進事業費	△ 100	3,592	事業費の確定に伴う補正である。
キ 医療機関整備充実費	△ 897,577	363,923	
(ア) 医療施設設備等整備事 業費助成	△ 256,070	226,430	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療施設等スプリンク ラー等整備事業費助成	△ 508,432	51,568	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 病床機能分化促進事業 費助成	△ 133,075	85,925	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 難病・感染症等対策推進費	△ 697,227	5,588,097	
ア がん総合対策推進事業費	△ 269,630	311,154	
(ア) がん総合対策推進事業費	△ 2,140	200,644	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) がん医療均てん化推進事業費助成	△ 267,490	110,510	事業費の確定に伴う補正である。
イ 難病・原爆被爆者等対策費	△ 90,183	4,263,437	
(ア) 難病医療費等事業費助成	△ 42,600	3,785,400	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 難病等対策推進事業費	△ 19,585	144,701	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 難病患者支援推進事業費	△ 2,124	24,190	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 難病患者介護家族リフレッシュ事業費助成	△ 8,000	7,000	利用者数の変動等に伴う補正である。
(オ) 在宅難病患者一時入院支援事業費助成	△ 8,000	2,000	利用者数の変動等に伴う補正である。
(カ) 原爆被爆者健康管理事業費	△ 9,874	282,226	各種手当支給件数の変動等に伴う補正である。
ウ 感染症対策事業費	△ 337,414	1,013,506	
(ア) 感染症患者入院医療費負担金	△ 7,771	23,529	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 感染症指定医療機関運営費助成	△ 36,567	43,669	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 感染症等対策事業費	△ 5,427	49,057	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 予防接種健康被害救済事業費助成	△ 2,006	26,794	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 新型インフルエンザ対策事業費	△ 142,543	264,857	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 肝炎対策事業費	△ 100	39,770	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(キ) ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業費	△ 6,000	2,300	利用者数の変動等に伴う補正である。
	(ク) 肝炎患者医療費負担金	△ 137,000	517,000	患者医療費の変動等に伴う補正である。
第2目	健康増進費	△ 51,573	377,280	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,694		(1) 報酬 △ 60
	諸収入	△ 6		(4) 共済費 △ 16
	繰入金	△ 46,210		(8) 報償費 △ 1,686
	一般歳入	△ 3,663		(9) 旅費 △ 690
				(11) 需用費 △ 1,901
				(12) 役務費 △ 151
				(13) 委託料 △ 940
				(14) 使用料及び賃借料 △ 339
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 45,790
(1)	ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 51,573	377,280	
ア	ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 3,812	41,188	事業費の確定に伴う補正である。
イ	健康長寿日本一推進事業費	△ 1,589	10,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	在宅歯科医療連携体制整備事業費助成	△ 45,790	89,210	事業費の確定に伴う補正である。
エ	健康増進指導推進事業費	△ 382	8,892	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	国民健康保険費	△ 421,749	33,363,418	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 6,867		(1) 報酬 △ 458
	諸収入	16,676		(4) 共済費 △ 51
	財産収入	△ 1,258		(8) 報償費 △ 45
	繰入金	△ 734		(9) 旅費 △ 484
	一般歳入	△ 429,566		(11) 需用費 △ 360
				(12) 役務費 △ 168
				(14) 使用料及び賃借料 △ 84
				(18) 備品購入費 1,509
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 411,530
				(25) 積立金 △ 10,078
(1)	国民健康保険事業費	△ 421,749	33,363,418	
ア	国民健康保険事業費	△ 23,671	541,958	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 国民健康保険等推進事業費	△ 1,662	12,616	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導負担金	△ 23,530	509,470	負担対象経費の変動に伴う補正である。
	(ウ) 国民健康保険制度改革推進事業費	1,521	3,872	事業費の確定に伴う補正である。
イ	国民健康保険静岡県調整交付金	△ 170,000	18,710,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
ウ	国民健康保険保険基盤安定負担金	△ 418,000	10,360,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
エ	国民健康保険高額医療費共同事業費負担金	200,000	2,520,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
オ	国民健康保険広域化等支援基金積立金（償還金）	△ 734	40,160	基金運用益の確定に伴う補正である。
カ	国民健康保険財政安定化基金積立金	△ 9,344	1,191,300	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第4目	老人医療費	414,878	37,030,464	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	9,085		(19) 負担金、補助及び交付金 417,786
	財産収入	△ 2,908		(25) 積立金 △ 2,908
	一般歳入	408,701		
(1)	後期高齢者医療対策事業費	414,878	37,030,464	
ア	後期高齢者医療給付費負担金	698,582	29,998,582	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ	後期高齢者医療制度関連事業費	△ 283,704	7,031,882	
(ア)	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△ 264,328	5,027,672	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(イ)	後期高齢者医療高額医療費負担金	△ 16,468	1,536,532	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ウ)	後期高齢者医療財政安定化基金積立金	△ 2,908	467,678	基金運用益の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 目 県立病院費	△ 6,120,287	22,578,925	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 6,050,000		(1) 報酬 △ 57
一般歳入	△ 70,287		(9) 旅費 △ 72
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 82,825
			(21) 貸付金 △ 6,050,000
			(24) 投資及び出資金 12,667
(1) 静岡県立病院機構関係 事業費	△ 6,050,129	15,769,740	
ア 静岡県立病院機構貸付 金	△ 6,050,000	8,768,000	静岡県立病院機構に対する貸付金の決定に伴う 補正である。
イ 静岡県立病院機構評価 委員会運営費	△ 129	938	事業費の確定に伴う補正である。
(2) がんセンター事業会計 繰出金	△ 70,158	6,809,185	県立静岡がんセンター事業会計に対する、負担 区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第 6 項 生活衛生費	△ 24,969	380,777	
第 1 目 食品衛生費	△ 7,431	271,501	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,483		(1) 報酬 △ 665
諸収入	△ 1,098		(4) 共済費 △ 145
一般歳入	△ 4,850		(8) 報償費 △ 592
			(9) 旅費 △ 230
			(11) 需用費 △ 2,650
			(12) 役務費 △ 192
			(13) 委託料 △ 468
			(14) 使用料及び賃借料 △ 4
			(18) 備品購入費 △ 2,485
(1) 動物愛護管理対策事業 費	△ 386	133,358	
ア 人と動物との共生推進 事業費	△ 15	127,616	事業費の確定に伴う補正である。
イ 動物管理指導センター 等運営管理費（庁舎管 理費）	△ 371	5,742	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 食品・食肉衛生事業費	△ 7,045	87,316	
ア 食の安全・安心推進事 業費	△ 7,045	78,581	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 食の安全・安心向上事業費	△ 3,699	33,501	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 食中毒等防止対策事業費	△ 2,233	16,417	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) と畜・食鳥検査事業費	△ 1,113	23,325	事業費の確定に伴う補正である。
イ 食品表示適正化推進事業費	0	5,000	
(ア) 食の都ブランド適正表示推進事業費	0	3,700	財源更正に伴う補正である。
(イ) 食品表示適正化・活用普及事業費	0	1,300	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 薬務費	△ 17,538	109,276	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,785		(4) 共済費 △ 12
諸収入	△ 10		(9) 旅費 △ 186
繰入金	△ 3,759		(11) 需用費 △ 392
一般歳入	△ 9,984		(12) 役務費 △ 20
			(13) 委託料 △ 2,357
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,190
			(18) 備品購入費 △ 5,822
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 5,559
(1) 先進医薬普及促進事業費	△ 1,800	23,900	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 医薬品等安全・安心確保事業費	△ 15,472	74,991	
ア 薬事関係指導費	△ 14,392	49,148	
(ア) 医薬品国家検定等事務費	△ 3,787	16,456	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 薬事総合対策事業費	△ 6,009	17,891	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 登録販売者試験等実施事業費	△ 837	5,750	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 薬剤師復職支援事業費助成	△ 3,759	741	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 保健所・環境衛生科学 研究所検査精度管理事 業費	△ 1,080	20,769	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 薬物乱用防止対策費	△ 266	10,385	
ア 危険ドラッグ撲滅対策 事業費	△ 266	6,334	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 款 経済産業費	△ 4,540,741	46,896,507	
第 1 項 経済産業費	862,898	12,995,904	
第 1 目 経済産業総務費	853,764	11,945,476	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 428		(2) 給料 432,033
諸収入	34,456		(3) 職員手当等 199,939
一般歳入	819,736		(4) 共済費 221,792
(1) 職員給与費	853,764	11,945,476	経済産業部職員の人件費の補正である。 ・給料 432,033 一般職給 432,033 ・職員手当等 199,939 扶養手当 172 地域手当 18,582 住居手当 14,019 通勤手当 24,398 管理職手当 10,767 特殊勤務手当 △ 5,107 休日勤務手当 △ 1,829 夜間勤務手当 △ 199 宿日直手当 △ 103 期末手当 88,347 勤勉手当 47,380 農林漁業普及指導手当 △ 1,233 児童手当 3,824 単身赴任手当 921 ・共済費 221,792 地方職員共済組合等負担金 221,792
第 2 目 経済産業企画費	9,134	1,050,428	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	72		(1) 報酬 206
財産収入	△ 482		(4) 共済費 129
一般歳入	9,544		(9) 旅費 △ 473
			(11) 需用費 △ 435
			(12) 役務費 △ 256
			(13) 委託料 △ 3,500
			(14) 使用料及び賃借料 △ 95
			(25) 積立金 13,558
(1) 経済産業企画推進事業費	△ 621	29,051	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 経済産業部企画調整費	△ 3,500	17,900	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 森の力再生基金積立金	13,558	978,145	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
(4) 農協等団体検査費	△ 303	9,634	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 産業革新費	217,591	3,879,774	
第 1 目 産業革新費	△ 193,964	528,541	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 39,625		(1) 報酬 307
諸収入	△ 594		(4) 共済費 5
一般歳入	△ 153,745		(8) 報償費 △ 6,571
			(9) 旅費 △ 5,917
			(11) 需用費 △ 1,982
			(12) 役務費 △ 322
			(13) 委託料 △ 19,278
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,618
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 158,588
(1) 産業成長戦略推進事業費	△ 2,086	21,914	事業費の確定に伴う補正である。
(2) マーケティング費	△ 34,822	129,011	6次産業化や「食の都」づくりの推進、県産品の国内外への販路開拓等に要する経費の補正である。
ア 産業振興施策推進事業費	△ 862	13,471	事業費の確定に伴う補正である。
イ 6次産業化推進事業費	△ 29,260	27,740	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
ウ 「食の都」づくり推進費	△ 1,222	20,578	
(ア) 「食の都」づくり推進事業費	△ 558	18,442	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 多様な食文化に対応した「食」の提供促進事業費	△ 664	2,136	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
エ マーケティング戦略費	△ 3,199	62,501	
(ア) 県産品国内販路開拓支援事業費	△ 1,413	12,307	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 県産品輸出促進事業費	△ 1,400	31,580	国庫支出金の決定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 海外販路拡大県産品展示調査事業費	△ 386	2,614	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
オ 浙江省との食の交流事業費	△ 279	4,721	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3) エネルギー政策費	△ 157,056	377,616	新エネルギーの導入促進等に要する経費の補正である。
ア 新エネルギー等導入促進事業費	△ 155,590	372,167	
(ア) 地産エネルギー創出支援事業費	△ 137,860	254,040	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 新たなエネルギー産業振興事業費	△ 1,930	13,070	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 伊豆半島エコリゾート推進事業費	△ 15,800	0	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 原子力等経済合理性検証事業費	△ 564	651	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 次世代自動車普及促進事業費	△ 902	4,798	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 研究開発費	411,555	3,351,233	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	156,074		(1) 報酬 3,910
使用料及び手数料	△ 658		(4) 共済費 △ 198
諸収入	4,553		(7) 賃金 △ 3,699
財産収入	△ 650		(8) 報償費 1,630
繰入金	△ 40,572		(9) 旅費 △ 10,302
県債	260,000		(11) 需用費 △ 56,308
一般歳入	32,808		(12) 役務費 △ 13,771
			(13) 委託料 6,597
			(14) 使用料及び賃借料 △ 2,642
			(15) 工事請負費 173,528
			(18) 備品購入費 296,899
			(19) 負担金、補助及び交付金 15,909
			(27) 公課費 2
(1) 研究強化事業費	△ 483	311,447	試験研究機関の重点研究の推進及び研究機能の強化に要する経費の補正である。
ア 研究環境整備事業費	△ 483	11,447	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 技術研究所費	604,755	2,106,703	技術研究所における試験研究の推進等に要する経費の補正である。
ア 管理運営費	△ 6,334	922,314	
(ア) 技術研究所管理運営費	△ 5,515	809,767	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 技術研究所庁舎等維持補修費	△ 819	87,047	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	611,089	1,184,389	
(ア) 技術研究所試験研究費	△ 22,592	272,008	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 公募競争型資金活用研究事業費	△ 52,980	53,720	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(ウ) 技術研究所依頼試験費	△ 484	59,516	依頼試験件数の確定に伴う補正である。
(エ) 技術研究所施設備品等整備事業費	△ 15,855	96,145	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(オ) 次世代自動車・IoT対応機器開発支援拠点整備事業費	703,000	703,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 703,000 千円) 地域企業が次世代自動車やIoT対応機器の電子部品を開発するために必要な試験施設を整備する。
(3) 試験研究機関耐震化対策事業費	△ 192,717	933,083	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 就業支援費	△ 435,855	1,691,899	
第 1 目 就業支援費	△ 26,546	705,736	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 49,039		(9) 旅費 △ 1,526
諸収入	△ 2,641		(11) 需用費 △ 132
県債	2,000		(12) 役務費 △ 1,646
一般歳入	23,134		(13) 委託料 △ 11,976
			(14) 使用料及び賃借料 △ 397
			(15) 工事請負費 △ 10,219
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 650
(1) 労働福祉推進費	△ 11,843	103,117	勤労者福祉の増進、労使関係の安定促進及び男女雇用機会均等の推進に要する経費の補正である。
ア 労働政策総合推進事業費	△ 141	16,519	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 勤労者福祉増進支援事業費助成	△ 650	4,140	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 労政会館運営費	△ 471	23,229	事業費の確定に伴う補正である。
エ 労政会館施設整備事業費	△ 10,541	53,859	事業費の確定に伴う補正である。
オ 働く女性の活躍応援事業費	△ 40	2,760	事業費の確定に伴う補正である。
(2) いきいき職場づくり推進事業費	△ 14	2,186	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 産業人材確保・育成プラン策定事業費	△ 779	11,221	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 雇用対策推進費	△ 9,010	460,440	地域の雇用情勢に対応した雇用、就職支援施策の推進に要する経費の補正である。
ア 地域企業人材確保事業費	△ 2,768	100,232	事業費の確定に伴う補正である。
イ しずおかジョブステーション運営事業費	△ 298	75,902	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 健康産業雇用創造プロジェクト事業費	△ 544	254,189	事業費の確定に伴う補正である。
エ しずおか移住・就職応援事業費	△ 5,400	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 障害者・高齢者等就業支援推進費	△ 4,900	128,772	障害のある方、高齢者等の就業支援に要する経費の補正である。
ア 障害者雇用企業支援事業費	0	70,190	財源更正に伴う補正である。
イ シニア等人材バンク事業費	△ 4,900	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 職業能力開発費	△ 409,309	986,163	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 365,992		(1) 報酬 △ 9,471
使用料及び手数料	△ 78		(4) 共済費 △ 914
諸収入	△ 3,357		(8) 報償費 △ 4,614
県債	7,000		(9) 旅費 △ 5,492
一般歳入	△ 46,882		(11) 需用費 △ 8,868
			(12) 役務費 △ 15,924

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 委託料 △ 278,894 (14) 使用料及び賃借料 △ 2,643 (15) 工事請負費 △ 257 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 82,232
(1) 専門学校等運営指導事業費	△ 68,599	483,679	就業を促進するための職業訓練、職業能力開発に関する企画、技術専門学校等の管理運営及び訓練機器等の整備に要する経費の補正である。
ア 職業能力開発総合推進事業費	△ 33,372	232,303	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 技術専門学校障害者再就職支援事業費	△ 25,648	71,066	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
ウ 地域連携産業人材育成事業費	△ 6,075	3,925	事業費の確定に伴う補正である。
エ 成長産業分野人材育成支援事業費	△ 1,906	6,894	事業費の確定に伴う補正である。
オ 専門学校等庁舎管理費	△ 674	75,909	事業費の確定に伴う補正である。
カ 技術専門学校等施設改修事業費	△ 464	29,736	事業費の確定に伴う補正である。
キ 県立技術専門学校等施設整備事業費	△ 460	60,514	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 離職者等再就職支援事業費	△ 259,918	184,935	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3) 認定訓練事業費助成	△ 31,196	109,835	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(4) 職業訓練手当支給事業費	△ 49,596	114,924	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 商工業費	△ 1,700,300	10,412,144	
第 1 目 商工業費	△ 1,700,300	10,412,144	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 420,411		(1) 報酬 △ 1,163
使用料及び手数料	679		(4) 共済費 △ 490
諸収入	△ 1,623		(8) 報償費 56
県債	92,000		(9) 旅費 △ 2,145
一般歳入	△ 1,370,945		(11) 需用費 △ 1,993
			(12) 役務費 152
			(13) 委託料 △ 37,216
			(14) 使用料及び賃借料 203

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(15) 工事請負費 △ 11,719 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,484,035 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 132,420 (28) 繰出金 △ 29,530
(1) 商工業総合振興対策費	△ 1,279	54,644	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 新事業創出支援事業費	△ 175	42,555	創業者やベンチャー企業等に対し、事業計画作成から自立的発展に至るまでの一貫した総合的な支援に要する経費の補正である。
ア スポーツ産業振興事業費	△ 175	3,925	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 産業経済会館管理運営費	△ 8,373	81,427	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 新成長産業分野育成推進費	△ 109,136	1,210,364	地域企業の新たな事業分野への進出を支援するための経費の補正である。
ア 新成長産業戦略的育成事業費助成	△ 27,000	273,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 先端企業育成プロジェクト推進事業費助成	△ 65,791	234,209	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 成長産業における共同受注体支援事業費助成	△ 7,000	1,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 静岡新産業集積クラスター推進費	△ 9,345	702,155	
(ア) ファルマバレープロジェクト機能強化事業費	△ 5,692	416,308	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト推進事業費	△ 2,000	62,500	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) レーザー加工技術関連産業支援事業費	△ 1,653	8,147	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 産業技術交流推進費	△ 658	28,441	地域企業の技術交流の推進を図るための経費の補正である。
ア 知的財産流通促進事業費	△ 658	10,289	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 企業立地対策費	△ 776,411	4,179,000	国内外の企業誘致等に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
ア	新規産業立地事業費助成	△ 430,000	2,270,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ	地域産業立地事業費助成	210,000	1,210,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ	工業用地安定供給促進事業費助成	△ 136,000	147,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費助成	△ 420,411	535,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(7)	中小企業国際化推進費	△ 6,250	62,050	国際競争力のある県内企業の育成、海外からの投資促進等に要する経費の補正である。
ア	海外ビジネス支援事業費	△ 700	3,700	事業費の確定に伴う補正である。
イ	県内企業国際化支援事業費助成	△ 4,000	18,100	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	海外経済交流促進事業費	△ 550	21,850	事業費の確定に伴う補正である。
エ	海外成長力活用強化事業費	△ 1,000	9,000	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	中小企業向制度融資促進費	△ 539,610	1,684,808	中小企業者等の資金の融資の円滑化に要する経費の補正である。
ア	中小企業向制度融資促進費助成	△ 407,190	1,326,228	利子補給金額の確定に伴う補正である。
イ	信用保証協会損失補償費	△ 132,420	299,580	損失補償額の確定に伴う補正である。
(9)	産業成長促進費助成	△ 134,000	22,000	大企業及び中堅企業の設備投資を促進するための融資にかかる利子補給に要する経費の補正である。
(10)	中小企業高度化資金貸付事業等特別会計繰出金	△ 29,530	11,440	事業費の確定に伴う補正である。
(11)	中小企業経営力強化支援事業費	△ 85,694	2,685,186	中小企業者等の経営力強化支援に要する経費の補正である。
ア	小規模事業経営支援事業費	△ 82,406	2,411,994	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 小規模事業経営支援事業費助成	△ 82,406	2,394,994	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業連携組織対策事業費助成	△ 2,665	237,935	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ ものづくり専門支援員設置モデル事業費助成	△ 623	16,377	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(12) 地場産業振興対策費	△ 210	22,090	地場産業の振興対策に要する経費の補正である。
ア 地場・工芸品産業振興事業費助成	△ 210	22,090	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(13) 下請振興等事業費助成	△ 1,770	66,230	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(14) 休廃止鉱山鉱害防止対策費助成	△ 204	2,040	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(15) 商業振興対策費	△ 7,000	15,000	商業の振興対策に要する経費の補正である。
ア 地域商業パワーアップ事業費助成	△ 7,000	11,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
第 5 項 農業費	△ 1,433,799	5,997,708	
第 1 目 農業費	△ 1,351,027	5,189,233	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,880,277		(8) 報償費 △ 5,306
諸収入	△ 3,061		(9) 旅費 △ 4,112
繰入金	△ 469,034		(11) 需用費 △ 4,360
県債	971,000		(12) 役務費 19,874
一般歳入	30,345		(13) 委託料 361,305
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,703
			(15) 工事請負費 579,842
			(17) 公有財産購入費 123,196
			(18) 備品購入費 73,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,491,763
			(24) 投資及び出資金 1,000
(1) 農業戦略対策費	△ 1,623,926	1,743,505	県が実施する各種農業振興指導事業の推進に要する経費の補正である。
ア 農業振興総合推進費	△ 1,150	111,957	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 日中韓農フォーラム開催事業費	△ 355	6,245	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 地方卸売市場流通円滑化資金利子補給金	△ 290	724	利子補給金額の確定に伴う補正である。
エ 強い農業づくり対策費	△ 1,539,431	634,169	
（ア）強い産地づくりパワーアップ事業費助成	△ 950,558	592,742	国庫支出金の決定に伴う補正である。
（イ）経営体育成支援事業費助成	△ 588,873	41,427	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 先端農業推進拠点整備事業費	△ 82,700	989,300	（一財）静岡県アグリノベーション推進機構（仮称）設立のための基本財産の出捐のほか、事業費の確定等に伴う補正である。
（ 2）農業ビジネス対策費	△ 921,346	1,180,249	新規就農者の確保、ビジネス経営体の育成、認定農業者等の経営基盤の強化に要する経費の補正である。
ア 担い手対策費	△ 132,250	466,297	
（ア）農を支える元気な担い手支援事業費	△ 9,500	26,000	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）海外農業研修支援事業費助成	△ 250	830	補助対象経費の確定に伴う補正である。
（ウ）青年就農促進定着支援事業費助成	△ 122,500	436,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 経営基盤強化推進費	△ 773,196	458,704	
（ア）認定農業者総合支援事業費助成	△ 759	1,441	補助対象経費の確定に伴う補正である。
（イ）農業委員会等活動強化事業費助成	△ 95,797	208,111	国庫支出金の決定に伴う補正である。
（ウ）耕作放棄地解消総合対策事業費助成	△ 28,000	33,900	補助対象経費の確定に伴う補正である。
（エ）農地中間管理機構体制整備費	△ 278,704	159,496	事業費の確定に伴う補正である。
（オ）農地中間管理総合支援事業費助成	△ 349,550	30,450	国庫支出金の決定に伴う補正である。
（カ）茶園集積推進事業費助成	△ 20,386	4,614	補助対象経費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 農業振興資金利子補給金	△ 13,900	72,000	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
エ 静岡県農業信用基金協会特別準備金出捐金	△ 2,000	4,000	出捐額の確定に伴う補正である。
(3) 地域農業対策費	△ 113,841	530,406	農山村地域の活性化及び循環型社会の構築を図る農産環境対策に要する経費の補正である。
ア 中山間地域等直接支払事業費助成	△ 58,724	183,423	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 中山間地域農業振興整備事業費助成	△ 3,121	13,879	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 鳥獣被害防止総合対策事業費助成	△ 36,817	148,183	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
エ 環境保全型農業推進費	△ 3,879	25,721	
(ア) 安全・安心な農業推進事業費	△ 2,033	7,467	受託費の確定等に伴う補正である。
(イ) 環境保全型農業直接支払事業費助成	△ 1,846	18,254	補助対象経費の確定等に伴う補正である。
オ ふじのくに多彩な和の食文化推進事業費	△ 11,300	6,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 茶業振興対策費	1,260,972	1,571,372	茶の生産技術改善、消費拡大等に要する経費の補正である。
ア 茶生産振興・消費拡大対策費	1,261,025	1,478,825	
(ア) 茶の都拠点整備事業費	1,261,425	1,423,425	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,323,356 千円) 茶の産業、文化、学術の振興のため、「ふじのくに茶の都ミュージアム」を整備する。
(イ) 静岡茶販路拡大推進事業費	△ 400	13,700	事業費の確定に伴う補正である。
イ 新・しずおか茶グローバル戦略推進事業費	△ 53	92,547	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 農芸振興対策費	47,114	163,701	農芸品の産地育成、生産振興、消費拡大及び食育活動等の推進に要する経費の補正である。
ア 米麦等生産対策事業費	△ 7,895	67,516	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 水田農業経営所得安定 対策推進事業費助成	△ 7,895	64,780	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ みかん需給調整対策事 業資金造成費助成	3,416	5,014	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 地産地消推進事業費	△ 14	5,686	事業費の確定に伴う補正である。
エ 野菜価格安定対策事業 費助成	57,107	64,407	補助対象経費の確定に伴う補正である。
オ 次世代施設園芸地域展 開促進事業費	△ 5,500	4,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 畜産業費	△ 82,772	808,475	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 73,352		(4) 共済費 △ 61
諸収入	△ 968		(7) 賃金 △ 138
一般歳入	△ 8,452		(9) 旅費 △ 1,253
			(11) 需用費 △ 1,109
			(12) 役務費 △ 83
			(13) 委託料 △ 2,858
			(14) 使用料及び賃借料 △ 487
			(18) 備品購入費 △ 1,873
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 74,910
(1) 畜産振興対策費	△ 74,827	682,522	畜産物の生産振興、流通の促進及び畜産経営の 改善に要する経費の補正である。
ア 畜産経営安定対策事業 費	△ 5,227	24,322	
(ア) 畜産経営指導事業費助 成	△ 162	3,132	補助対象経費の確定等に伴う補正である。
(イ) 畜産物価格安定対策事 業費助成	△ 4,674	16,731	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(ウ) 畜産競争力強化推進事 業費	△ 391	4,459	事業費の確定に伴う補正である。
イ 畜産競争力強化対策整 備事業費助成	△ 69,600	611,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 家畜衛生対策費	△ 7,945	125,953	家畜の保健衛生対策及び改良増殖の促進に要す る経費の補正である。
ア 家畜衛生対策事業費	△ 7,945	109,953	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 畜産業振興総合推進費	△ 2,335	41,783	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 家畜衛生検査機器整備事業費	△ 1,873	4,307	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 特定家畜伝染病対策事業費	△ 3,737	63,863	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 6 項 森林・林業費	△ 1,059,838	10,705,030	
第 1 目 森林・林業費	△ 1,090,329	10,352,539	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 629,979		(2) 給料 △ 3,125
分担金及び負担金	△ 9,783		(3) 職員手当等 △ 2,029
諸収入	△ 223		(4) 共済費 △ 933
財産収入	922		(8) 報償費 △ 34
繰入金	△ 54,378		(9) 旅費 △ 7,010
県債	254,000		(11) 需用費 △ 41,928
一般歳入	△ 650,888		(12) 役務費 △ 5,069
			(13) 委託料 △ 194,980
			(14) 使用料及び賃借料 △ 6,480
			(15) 工事請負費 △ 423,185
			(18) 備品購入費 △ 1,228
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 401,490
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 6,439
			(25) 積立金 3,615
			(27) 公課費 △ 14
(1) 森林計画費	△ 260,093	2,047,685	
ア 森林計画事業費	△ 260,093	1,089,685	
(ア) 森林整備事務費	△ 4,873	29,587	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農山漁村地域整備交付金事業費(森林)	△ 243,943	1,030,057	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 県単独森林整備事業費助成	△ 11,277	21,801	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 林業振興費	△ 84,175	515,675	
ア 林業人材等育成推進費	△ 8,242	65,338	
(ア) 林業を支える元気な担い手支援事業費	△ 7,647	8,653	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) ビジネス林業促進事業費	△ 4,210	28,070	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 森林を守り育てる人づくり基金積立金	3,615	3,615	事業費の確定に伴う補正である。
イ 林業近代化資金利子補給金	△ 9	0	利子補給金額の確定に伴う補正である。
ウ 生産流通支援事業費	△ 75,924	450,337	
(ア) 林業振興総合推進費	△ 524	12,417	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 次世代林業基盤づくり交付金事業費(林業振興)	△ 67,400	88,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 間伐材搬出奨励事業費助成	△ 8,000	116,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 森林整備費	△ 327,525	5,392,529	
ア 造林事業費	△ 209,623	3,820,330	
(ア) 三保松原の松林保全技術支援事業費	△ 370	5,930	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 水土保全森林緊急間伐対策事業費助成	△ 9,843	10,710	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 造林事業費	△ 196,804	1,339,196	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) しずおか林業再生プロジェクト推進事業費	8,419	78,419	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 県単独森林病虫害獣総合対策事業費	△ 11,025	44,275	事業費の確定に伴う補正である。
イ 路網整備事業費	△ 65,896	1,501,104	
(ア) 県営林道整備事業費	△ 15,959	596,041	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営林道事業費	△ 33,928	142,072	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 県単独林道事業費	△ 8,009	417,991	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 集落間林道整備事業費	△ 8,000	66,000	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 中山間地域林業整備事業費(山村道路網整備)	0	162,000	財源更正に伴う補正である。
ウ 森林経営事業費	△ 52,006	71,095	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 資源循環林地整備事業費	△ 2,946	20,067	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 森林整備地域活動支援事業費	△ 49,060	46,940	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	森林保全費	△ 418,536	2,396,650	
ア	治山事業費	△ 418,536	2,376,464	
	(ア) 治山事業費	△ 53,861	1,280,139	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(イ) 緊急治山事業費	△ 361,675	139,325	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
	(エ) 県単独治山事業費	0	957,000	財源更正に伴う補正である。
第2目	国直轄事業費負担金	30,491	352,491	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	63,000		(19) 負担金、補助及び交付金 30,491
	一般歳入	△ 32,509		
(1)	国直轄治山事業費負担金	30,491	352,491	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第7項	水産業費	△ 984,384	1,115,825	
第1目	水産業費	△ 982,968	1,108,907	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 945,941		(1) 報酬 △ 20
	諸収入	△ 48		(2) 給料 △ 1,553
	財産収入	△ 13,456		(3) 職員手当等 △ 1,403
	県債	△ 5,000		(4) 共済費 △ 746
	一般歳入	△ 18,523		(7) 賃金 △ 30
				(9) 旅費 △ 276
				(11) 需用費 △ 2,180
				(12) 役務費 △ 402
				(13) 委託料 △ 19,474
				(14) 使用料及び賃借料 △ 192
				(15) 工事請負費 △ 4,208
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 952,417
				(28) 繰出金 △ 67
(1)	職員給与費(委員会事務局人件費)	△ 3,342	23,154	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,421

科	目	補正額	現計額	説	明
				一般職給	△ 1,421
				・職員手当等	△ 1,323
				扶養手当	92
				地域手当	△ 48
				通勤手当	△ 701
				期末手当	△ 406
				勤勉手当	△ 260
				・共済費	△ 598
				地方職員共済組合等負担金	△ 598
(2)	水産業振興対策費	△ 1,449	79,193	水産業振興の推進等に要する経費の補正である。	
ア	駿河湾深層水総合利用 促進事業費	△ 1,376	30,491	事業費の確定に伴う補正である。	
イ	水産業担い手対策費	△ 73	27,812		
	(ア) 漁業高等学園管理運営 費	△ 73	24,658	事業費の確定等に伴う補正である。	
(3)	水産流通対策費	△ 951,536	540,054	漁業経営の支援等に要する経費の補正である。	
ア	水産業振興資金利子補 給金	△ 17,843	99,548	利子補給金額の確定等に伴う補正である。	
イ	水産物産地流通加工施 設高度化対策事業費助 成	△ 933,626	123,507	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
ウ	沿岸漁業改善資金特別 会計繰出金	△ 67	1,097	繰出金額の確定に伴う補正である。	
(4)	水産資源対策費	△ 26,641	466,506	栽培漁業、資源管理型漁業の推進等に要する経 費の補正である。	
ア	水産業振興総合推進費	△ 3,833	53,057	事業費の確定等に伴う補正である。	
イ	魚介類種苗生産施設運 営費	0	203,528	財源更正に伴う補正である。	
ウ	沿岸漁場整備開発事業 費	△ 22,600	114,400	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
エ	漁業取締船点検整備費	△ 208	63,955	事業費の確定に伴う補正である。	
第 2 目	海区漁業調整委員会費	△ 1,338	5,038		
	(財源内訳) 国庫支出金	103		(節内訳)	
	一般歳入	△ 1,441		(1) 報酬	△ 1,338

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 海区漁業調整委員会費	△ 1,338	5,038	海区漁業調整委員会による漁業調整、指導等に要する経費の補正である。
ア 海区漁業調整委員会委員人件費	△ 1,338	4,130	海区漁業調整委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 1,338
第 3 目 内水面漁場管理委員会費	△ 78	1,880	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 13		(節内訳) (1) 報酬 △ 78
一般歳入	△ 65		
(1) 内水面漁場管理委員会費	△ 78	1,880	内水面漁場管理委員会による漁場の適正な管理に要する経費の補正である。
ア 内水面漁場管理委員会委員人件費	△ 78	1,435	内水面漁場管理委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 78
第 8 項 労働委員会費	△ 7,054	98,223	
第 1 目 委員会費	△ 3,441	22,920	
(財源内訳) 一般歳入	△ 3,441		(節内訳) (1) 報酬 △ 3,441
(1) 委員給与費	△ 3,440	20,685	労働委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 3,440
(2) 委員活動費	△ 1	2,235	不当労働行為の審査等に要する経費の補正である。
第 2 目 事務局費	△ 3,613	75,303	
(財源内訳) 諸収入	△ 28		(節内訳) (1) 報酬 △ 100
一般歳入	△ 3,585		(2) 給料 △ 538 (3) 職員手当等 △ 1,530 (4) 共済費 △ 1,075 (8) 報償費 130 (9) 旅費 △ 49 (11) 需用費 △ 101 (12) 役務費 △ 300 (14) 使用料及び賃借料 △ 50
(1) 職員給与費	△ 3,087	67,618	労働委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 538 一般職給 △ 538 ・職員手当等 △ 1,530

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 事務局運営活動費	△ 526	7,685	扶養手当 156
			地域手当 △ 14
			住居手当 △ 360
			通勤手当 △ 513
			管理職手当 1
			時間外勤務手当 △ 62
			期末手当 △ 298
			勤勉手当 △ 400
			児童手当 △ 40
			・ 共済費 △ 1,019
			地方職員共済組合等負担金△ 1,019
			不当労働行為の審査等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
第 8 款 交通基盤費	△ 15,996,416	132,665,653		
第 1 項 交通基盤管理費	△ 692,836	9,195,930		
第 1 目 交通基盤総務費	△ 768,630	8,935,479		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 905		(2) 給料	△ 292,834
使用料及び手数料	△ 296		(3) 職員手当等	△ 319,333
諸収入	23,261		(4) 共済費	△ 156,449
一般歳入	△ 790,690		(19) 負担金、補助及び交付金	△ 14
(1) 職員給与費	△ 768,630	8,935,479	交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。	
			・給料	△ 292,834
			一般職給	△ 292,834
			・職員手当等	△ 319,333
			扶養手当	△ 15,870
			地域手当	△ 14,442
			通勤手当	△ 33,646
			管理職手当	△ 6,022
			特殊勤務手当	1,596
			時間外勤務手当	△ 62,691
			期末手当	△ 87,868
			勤勉手当	△ 83,562
			児童手当	△ 11,461
			単身赴任手当	1,444
			・共済費	△ 156,449
			地方職員共済組合等負担金	△ 156,449
			・負担金、補助及び交付金	△ 14
第 2 目 交通基盤企画費	91,714	247,559		
(財源内訳)			(節内訳)	
寄附金	3,260		(9) 旅費	△ 56
財産収入	△ 16,700		(11) 需用費	△ 26
県債	16,000		(13) 委託料	△ 700
一般歳入	89,154		(15) 工事請負費	△ 10,000
			(25) 積立金	102,496
(1) 交通基盤企画行政費	△ 82	1,063	事業費の確定に伴う補正である。	
(2) 交通基盤部企画調整費	△ 700	29,300	事業費の確定に伴う補正である。	
(3) 交通基盤部出先機関庁舎防災機能強化事業費	△ 10,000	93,500	事業費の確定に伴う補正である。	
(4) 静岡県津波対策施設等整備基金積立金	102,496	123,696	津波対策施設等整備事業費の前年度決算に基づく不用額等を積み立てるための補正である。	

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	収用委員会費	△ 15,920	12,892	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	△ 8,313		(1) 報酬 △ 3,216
	一般歳入	△ 7,607		(8) 報償費 △ 105
				(9) 旅費 △ 1,086
				(11) 需用費 △ 522
				(12) 役務費 △ 10,670
				(14) 使用料及び賃借料 △ 321
(1)	収用委員会費 (人件費)	△ 3,216	6,798	収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 3,216
(2)	収用委員会運営事業費	△ 12,704	6,094	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項	建設支援費	△ 2,215	93,248	
第 1 目	建設支援費	△ 2,215	93,248	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 502		(1) 報酬 △ 442
	使用料及び手数料	△ 1,526		(4) 共済費 △ 27
	一般歳入	△ 187		(8) 報償費 △ 90
				(9) 旅費 △ 279
				(11) 需用費 △ 58
				(12) 役務費 29
				(13) 委託料 △ 1,348
(1)	建設業指導管理事業費	△ 680	31,186	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	建設産業担い手確保・ 育成対策支援事業費	0	2,500	財源更正に伴う補正である。
(3)	公共用地対策事業費	△ 1,535	4,141	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項	道路費	△ 2,522,758	45,360,775	
第 1 目	道路橋りょう維持管理 費	△ 20	5,736,513	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 20		(12) 役務費 △ 20
	諸収入	800		
	県債	1,808,000		
	一般歳入	△ 1,808,800		
(1)	道路行政費	△ 20	1,513	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	道路等維持修繕費	0	5,735,000	財源更正に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第2目	道路橋りょう新設改良費	△ 1,345,119	34,063,881	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,127,372		(1) 報酬 △ 4,183
	分担金及び負担金	40,220		(2) 給料 △ 1,501
	諸収入	△ 426,755		(3) 職員手当等 345
	県債	4,953,000		(4) 共済費 △ 1,946
	一般歳入	△ 4,784,212		(7) 賃金 △ 665
				(8) 報償費 △ 261
				(9) 旅費 △ 2,584
				(11) 需用費 △ 13,165
				(12) 役務費 △ 8,977
				(13) 委託料 △ 309,416
				(14) 使用料及び賃借料 △ 7,684
				(15) 工事請負費 △ 1,246,267
				(17) 公有財産購入費 △ 446,881
				(18) 備品購入費 △ 615
				(19) 負担金、補助及び交付金 1,105,217
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 406,472
				(27) 公課費 △ 64
(1)	道路関係国庫補助事業費	△ 883,196	1,569,804	
ア	道路改良費	△ 875,000	1,558,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	交通調査費	△ 6,300	11,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	市町指導監督事務費	△ 1,896	104	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	演習場地区道路事業費	10,024	80,024	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	社会資本整備総合交付金事業費(道路)	△ 1,384,433	22,247,567	
ア	道路改築費	△ 4,576,395	7,340,555	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	橋りょう改築費	△ 550,934	527,566	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	基幹市町道整備費	△ 94,500	136,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	道路補修費	3,754,694	8,067,844	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ	災害防除費	△ 412,196	231,554	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ	交通安全施設整備費	797,472	3,865,122	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ	電線共同溝整備	△ 210,039	41,961	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ク 長寿命化緊急対策	△ 72,611	2,027,389	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ 効果促進事業	△ 10,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
コ 市町指導監督事務費	△ 9,924	9,076	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 県単独道路整備事業費	0	1,926,000	財源更正に伴う補正である。
(5) 県単独交通安全施設整備事業費	0	1,487,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 安全・安心緊急道路対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 重点道路整備事業費	△ 8,731	714,269	
ア 原子力発電所関連道路整備事業費	24,384	246,384	事業費の確定に伴う補正である。
イ 特定施設関連道路整備事業費	△ 9,115	291,885	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 中山間地振興対策道路整備事業費	△ 24,000	176,000	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 伊豆地域振興対策道路整備事業費	0	91,000	財源更正に伴う補正である。
(9) 東京五輪会場アクセス道路整備事業費	0	860,000	財源更正に伴う補正である。
(10) 地震・津波対策促進費交付金	1,105,217	2,572,217	事業費の確定に伴う補正である。
(11) 道路関係受託事業費	△ 184,000	16,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	△ 1,177,619	5,560,381	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 570,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,177,619
一般歳入	△ 607,619		
(1) 国直轄道路事業費負担金	△ 1,177,619	5,560,381	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 改築費	△ 858,619	4,837,381	
イ 交通安全施設整備費	△ 319,000	723,000	
(ア) 交通安全施設一種	△ 44,000	388,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 交通安全施設二種	△ 275,000	335,000	
第 4 項 河川砂防費	△ 7,261,340	38,807,285	
第 1 目 河川砂防管理費	△ 587	866,138	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	129		(8) 報償費 △ 450
諸収入	8,148		(9) 旅費 △ 266
一般歳入	△ 8,864		(11) 需用費 129
(1) 河川行政費	△ 538	4,552	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 河川維持管理費	0	859,000	
ア 防災情報センター管理費	3,693	363,693	事業費の確定に伴う補正である。
イ 河川敷調査費	△ 3,600	0	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境保全費	△ 93	121,307	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 砂防管理費	△ 49	2,586	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 河川改良費	△ 4,271,855	17,130,645	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,778,252		(1) 報酬 △ 13,138
分担金及び負担金	△ 713		(2) 給料 △ 19,486
諸収入	△ 486,556		(3) 職員手当等 △ 12,065
県債	2,398,000		(4) 共済費 △ 10,347
一般歳入	△ 4,404,334		(7) 賃金 △ 2,693
			(8) 報償費 △ 78
			(9) 旅費 △ 9,807
			(11) 需用費 △ 47,718
			(12) 役務費 △ 33,336
			(13) 委託料 △ 326,718
			(14) 使用料及び賃借料 △ 28,582
			(15) 工事請負費 △ 2,862,504
			(17) 公有財産購入費 △ 365,628
			(18) 備品購入費 △ 4,267
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 125,070
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 410,418
(1) 河川関係国庫補助事業費	△ 300,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(河川)	△ 3,066,698	9,051,302	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 広域河川改修費	△ 734,701	3,841,349	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 都市基盤河川改修費	△ 25,000	30,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 流域治水対策河川事業費	△ 252,500	146,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 総合治水対策特定河川事業費	272,600	2,368,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 地震・高潮対策河川事業費	△ 1,858,500	462,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 特定構造物改築	△ 108,600	948,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 流域貯留浸透事業費	39,375	101,625	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 総合流域防災事業費	△ 313,250	1,145,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ 効果促進事業	△ 86,122	6,578	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 河川等災害関連事業費	△ 963,023	41,977	
ア 災害関連費	△ 869,423	41,977	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 特定関連費	△ 93,600	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 演習場地区河川事業費	80,868	545,868	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独河川事業費	△ 21,000	4,698,000	
ア 河川改良費	1,625	2,282,625	事業費の確定に伴う補正である。
イ 河川維持修繕費	△ 13,000	1,723,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 河川海岸環境整備費	△ 1,500	98,500	事業費の確定に伴う補正である。
エ 河川調査費	△ 8,000	388,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ 河川台帳整備費	△ 125	46,875	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 準用河川等改修費助成	21,000	140,000	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 豪雨対策緊急整備事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 河川管理権限移譲費助成	△ 23,002	9,998	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 海岸費	△ 760,795	8,649,605	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金	△ 319,900		(節内訳) (2) 給料 2,676
分担金及び負担金	△ 25		(3) 職員手当等 1,679
諸収入	3,542		(4) 共済費 768
繰入金	△ 100,000		(13) 委託料 △ 52,322
県債	△ 191,000		(15) 工事請負費 △ 713,596
一般歳入	△ 153,412		
(1) 社会資本整備総合交付金事業費(海岸)	△ 660,770	1,982,230	
ア 高潮対策費	△ 558,585	1,839,790	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 侵食対策費	△ 74,275	98,350	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 海岸環境整備	△ 6,510	43,890	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 効果促進事業	△ 21,400	200	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独海岸事業費	0	356,000	
ア 海岸改良費	27,500	113,500	事業費の確定に伴う補正である。
イ 海岸維持修繕費	△ 23,500	81,500	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海岸調査費	4,706	91,706	事業費の確定に伴う補正である。
エ なぎさクリーン事業費	△ 8,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
オ 海岸養浜事業費	△ 706	69,294	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県単独特定海岸保全施設整備事業費	△ 25	71,375	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 津波対策施設等整備事業費(海岸)	△ 100,000	6,240,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 砂防費	△ 2,577,605	7,401,395	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 1,434,901		(節内訳) (1) 報酬 △ 5,942
分担金及び負担金	△ 60,174		(2) 給料 △ 162
諸収入	21,300		(3) 職員手当等 31
県債	△ 728,000		(4) 共済費 △ 1,989
一般歳入	△ 375,830		(7) 賃金 △ 848
			(8) 報償費 △ 43
			(9) 旅費 △ 7,131
			(11) 需用費 △ 37,270
			(12) 役務費 △ 24,354
			(13) 委託料 △ 497,474

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 使用料及び賃借料 △ 21,976 (15) 工事請負費 △ 1,931,248 (17) 公有財産購入費 △ 17,641 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 31,558
(1) 砂防関係国庫補助事業費	△ 9,850	416,150	
ア 通常砂防	63,350	168,350	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 71,750 千円) えん堤を整備する。
イ 地すべり対策費	△ 73,200	247,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(砂防)	△ 1,116,755	5,390,245	
ア 通常砂防費	△ 194,599	804,401	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	△ 205,828	515,922	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 地すべり対策費	△ 136,915	683,535	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 急傾斜地崩壊対策費	△ 551,138	1,975,687	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 総合流域防災事業費	△ 28,275	1,410,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 砂防等災害関連緊急事業費	△ 1,389,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(4) 演習場地区砂防事業費	△ 62,000	10,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独砂防事業費	0	1,503,000	財源更正に伴う補正である。
第 5 目 農林地すべり対策費	△ 133,923	594,077	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 73,086		(2) 給料 11
県債	△ 31,000		(3) 職員手当等 9
一般歳入	△ 29,837		(9) 旅費 △ 82
			(11) 需用費 △ 2,884
			(12) 役務費 △ 764
			(13) 委託料 △ 22,274
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,147
			(15) 工事請負費 △ 104,221
			(17) 公有財産購入費 △ 297
			(18) 備品購入費 △ 36
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 2,238

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 農地地すべり対策事業費	△ 33,713	269,287	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 災害関連緊急農地地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3) 治山地すべり防止事業費	△ 12,210	187,790	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 災害関連緊急治山地すべり防止事業費	△ 65,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 6 目 国直轄事業費負担金	483,425	4,165,425	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	810,000		(19) 負担金、補助及び交付金 483,425
一般歳入	△ 326,575		
(1) 国直轄河川事業費負担金	△ 274,442	1,479,558	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 河川改修費	△ 179,584	1,251,016	
イ 河川環境整備費	△ 130,800	75,200	
ウ 河川工作物関連応急対策費	31,806	53,806	
エ 河川総合開発事業費	23,623	119,023	
オ 返納金	△ 19,487	△ 19,487	
(2) 国直轄海岸事業費負担金	263,344	875,344	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
(3) 国直轄砂防事業費負担金	494,523	1,810,523	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 砂防費	54,865	210,865	
イ 火山砂防費	258,508	967,508	
ウ 地すべり対策費	181,150	632,150	
第 5 項 港湾費	△ 729,268	9,523,652	
第 1 目 港湾管理費	△ 6,785	884,478	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,366		(8) 報償費 △ 450

科	目	補正額	現計額	説明
	分担金及び負担金	29,750		(9) 旅費 △ 674
	使用料及び手数料	△ 13,080		(11) 需用費 △ 1
	一般歳入	△ 22,089		(12) 役務費 △ 29
				(13) 委託料 △ 4,904
				(15) 工事請負費 △ 727
(1)	港湾行政費	△ 2,761	117,822	
ア	港湾行政費	△ 824	4,659	事業費の確定に伴う補正である。
イ	クルーズ船寄港誘致等 港湾利活用推進事業費	△ 850	13,250	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	クルーズ船を活用した 交流人口拡大推進事業 費	△ 1,087	99,913	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	港湾維持管理費	△ 2,160	657,520	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	緊急港湾調査事業費	△ 1,864	33,136	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	港湾建設費	△ 605,467	3,871,533	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 211,334		(2) 給料 1,010
	分担金及び負担金	89,309		(3) 職員手当等 654
	諸収入	△ 211,000		(4) 共済費 357
	県債	△ 80,000		(9) 旅費 △ 58
	一般歳入	△ 192,442		(11) 需用費 △ 6,623
				(12) 役務費 713
				(13) 委託料 15,899
				(14) 使用料及び賃借料 5,270
				(15) 工事請負費 △ 548,714
				(17) 公有財産購入費 △ 11,000
				(18) 備品購入費 △ 3,642
				(19) 負担金、補助及び交付金 508
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 59,841
(1)	港湾関係国庫補助事業 費	△ 775,204	818,796	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	海岸漂着物等対策事業 費	△ 807	60,193	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	社会資本整備総合交付 金事業費(港湾)	214,544	2,508,544	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	港湾災害関連事業費	△ 44,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(5) 県単独港湾整備事業費	0	484,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目 漁港整備費	△ 136,864	2,732,793	(節内訳)
(財源内訳)			(2) 給料 2,858
国庫支出金	△ 65,953		(3) 職員手当等 1,738
分担金及び負担金	△ 12,486		(4) 共済費 934
使用料及び手数料	△ 2,366		(9) 旅費 △ 215
諸収入	570		(11) 需用費 △ 10,246
県債	26,000		(12) 役務費 △ 5
一般歳入	△ 82,629		(13) 委託料 △ 22,527
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3
			(15) 工事請負費 △ 11,454
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 97,944
(1) 漁港管理費	△ 1,818	123,151	
ア 県営漁港管理運営費	291	26,020	事業費の確定に伴う補正である。
イ 焼津漁港管理事務所管理費	△ 22	2,578	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県営漁港維持修繕費	△ 2,087	94,103	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県営漁港等整備費	56,716	1,911,716	
ア 県営漁港整備事業費	68,916	1,639,916	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県営漁港海岸整備事業費	△ 14,200	100,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 県単独県営漁港整備事業費	2,000	171,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市町営漁港等整備費	△ 33,701	282,987	
ア 市町営漁港整備事業費	△ 12,197	161,803	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県単独漁港整備事業費助成	△ 19,504	117,184	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県単都市町営漁港小規模局部改良事業費助成	△ 2,000	4,000	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 農山漁村地域整備交付金事業費(漁港)	△ 153,061	414,939	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 漁港災害関連事業費	△ 5,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第4目	国直轄事業費負担金	19,848	2,034,848	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 306		(19) 負担金、補助及び交付金 19,848
	県債	156,000		
	一般歳入	△ 135,846		
(1)	国直轄港湾事業費負担金	19,848	2,034,848	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第6項	都市費	△ 2,713,143	13,602,148	
第2目	地域交通費	△ 57,532	2,030,371	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,396		(9) 旅費 △ 327
	一般歳入	△ 56,136		(11) 需用費 △ 69
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 57,136
(1)	総合交通企画推進費	△ 396	1,494	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	公共交通対策費	△ 57,136	2,028,877	
ア	バス運行対策費助成	△ 7,600	403,700	事業費の確定に伴う補正である。
イ	静岡県バス路線維持費助成	△ 1,003	1,197	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	市町自主運行バス事業費助成	△ 9,400	284,900	事業費の確定に伴う補正である。
エ	鉄道交通対策事業費助成	△ 22,000	329,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ	鉄道施設緊急耐震対策事業費助成	△ 15,133	60,667	事業費の確定に伴う補正である。
カ	鉄道沿線地域交流拡大事業費	△ 2,000	8,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第3目	市街地整備費	△ 2,381,884	5,402,275	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,235,014		(2) 給料 △ 11,309
	分担金及び負担金	△ 203,654		(3) 職員手当等 △ 6,164
	諸収入	△ 192,919		(4) 共済費 △ 2,129
	県債	780,000		(7) 賃金 △ 106
	一般歳入	△ 1,530,297		(8) 報償費 1
				(9) 旅費 △ 1,331
				(11) 需用費 △ 30,386

科	目	補正額	現計額	説明
				(12) 役務費 △ 14,608 (13) 委託料 △ 27,862 (14) 使用料及び賃借料 △ 8,516 (15) 工事請負費 △ 1,007,877 (17) 公有財産購入費 △ 148,283 (18) 備品購入費 △ 1,009 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 917,068 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 205,229 (27) 公課費 △ 8
(1)	社会資本整備総合交付金事業費（区画）	△ 838,262	916,738	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	東部拠点第二地区区画整理事業費助成	△ 13,432	13,118	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	市街地再開発事業費助成	△ 37,086	239,814	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	市町都市計画事業指導監督事務費	△ 3,387	28,613	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	社会資本整備総合交付金事業費（街路）	△ 1,489,717	2,669,283	
ア	街路整備事業費	△ 1,346,067	2,472,933	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	鉄道高架事業費	△ 143,650	196,350	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6)	県単独街路整備事業費	44,000	1,329,000	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	都市計画街路事業費助成	△ 44,000	110,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	生活排水費	△ 191,073	1,434,160	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 550		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 43,624
	一般歳入	△ 190,523		(28) 繰出金 △ 147,449
(1)	都市整備推進費（下水道）	△ 1,722	2,022	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	農山漁村地域整備交付金事業費（農業集落排水）	△ 550	9,450	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	浄化槽整備事業費	△ 41,352	170,256	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 生活排水改善対策推進事業費助成	△ 41,352	169,648	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 流域下水道事業特別会計繰出金	△ 147,449	1,230,932	特別会計に繰り出す経費の補正である。
第 5 目 公園緑地費	△ 82,654	4,501,456	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 38,500		(12) 役務費 △ 466
使用料及び手数料	△ 1,000		(13) 委託料 △ 5,188
諸収入	6,512		(15) 工事請負費 △ 77,000
県債	△ 1,000		
一般歳入	△ 48,666		
(1) 都市整備推進費(公園)	△ 466	6,715	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 都市公園維持管理費	△ 48,500	2,175,529	
ア 都市公園管理運営費	0	1,759,429	財源更正に伴う補正である。
イ 都市公園維持補修費(整備)	△ 48,500	344,100	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 公園・緑化推進事業費	△ 28,500	215,500	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 遠州灘海浜公園(篠原地区)基本計画策定事業費	△ 5,188	19,712	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 県有施設特定天井耐震対策事業費	0	30,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 愛鷹広域公園施設バリアフリー化事業費	0	20,000	財源更正に伴う補正である。
第 7 項 農地費	△ 2,074,856	16,082,615	
第 1 目 農地費	△ 1,870,038	15,545,433	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,081,433		(1) 報酬 △ 3,660
分担金及び負担金	△ 243,350		(2) 給料 7,556
諸収入	△ 48,129		(3) 職員手当等 5,158
財産収入	2,284		(4) 共済費 1,278
繰入金	△ 1,346		(7) 貸金 △ 1,200
県債	△ 60,000		(8) 報償費 △ 236
一般歳入	△ 438,064		(9) 旅費 △ 1,094
			(11) 需用費 △ 5,972
			(12) 役務費 △ 1,482

科	目	補正額	現計額	説明
				(13) 委託料 △ 82,014
				(14) 使用料及び賃借料 △ 2,461
				(15) 工事請負費 △ 1,177,353
				(16) 原材料費 △ 1,268
				(17) 公有財産購入費 △ 14,107
				(18) 備品購入費 △ 433
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 551,305
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 42,348
				(23) 償還金、利子及び割引料 △ 29
				(25) 積立金 938
				(27) 公課費 △ 6
(1)	農地計画費	30,723	789,187	
ア	農業農村整備事業調査 計画策定費	41,360	170,133	
(ア)	県単独農業農村整備調 査費	42,128	144,883	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	農地・農業用水路等資 源保全管理推進事業費 助成	△ 68	25,050	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	国庫委託土地改良調査 費	△ 700	200	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	農村整備関連事業計画 策定費	△ 9,344	23,656	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	国土調査費助成	10,562	558,753	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	内陸フロンティア企業 誘致促進農業基盤整備 事業費	△ 7,500	25,500	事業費の確定に伴う補正である。
オ	賀茂地域地籍調査広域 連携推進事業費	△ 3,000	2,000	事業費の確定に伴う補正である。
カ	耕作放棄地解消保全管 理農地等創出モデル事 業費	△ 1,355	2,145	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	農地整備費	△ 1,294,269	7,158,980	
ア	県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業費	△ 698	1,941,302	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	農業地域生産力強化整備事業費	△ 1,173,201	4,105,799	
	(ア) 県営農業地域生産力強化整備事業費	△ 1,017,521	3,956,399	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 94,138千円) 企業感覚にあふれ、事業意欲旺盛な農業経営体等の育成、確保が見込まれる地域を対象に、農業基盤を整備する。
	(イ) 団体営農業地域生産力強化整備事業費助成	△ 155,680	149,400	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	土地改良事業管理費	△ 3,172	134,294	
	(ア) 土地改良施設管理運営費	△ 491	7,525	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 土地改良施設維持管理適正化事業費助成	△ 2,652	58,290	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 大井川用水施設使用料負担金	△ 29	2,571	事業費の確定に伴う補正である。
エ	県単独農業基盤整備事業費	△ 28,258	380,545	
	(ア) 県単独農業農村整備事業費助成	16,805	316,367	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 県単独鳥獣害防止対策事業費助成	89	16,993	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 県単独耕作放棄地解消基盤整備事業費	△ 43,815	26,185	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 経営体育成促進事業費助成	△ 1,337	0	事業費の確定に伴う補正である。
オ	土地改良事業指導推進費	△ 15,000	10,980	
	(ア) 換地清算金	△ 15,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
カ	多面的機能支払助成	△ 73,940	586,060	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	農地保全費	△ 601,744	7,576,294	
	ア 農村地域整備事業費	△ 67,019	2,240,981	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	農地・農村防災対策事業費	△ 403,323	2,580,677	
	(ア) 県営農地・農村防災対策事業費	△ 185,617	2,454,821	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(イ) 団体営農地・農村防災対策事業費助成	△ 217,706	125,856	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	県単独農地整備事業費助成	△ 42,354	9,594	事業費の確定に伴う補正である。
エ	県営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 90,560	2,540,440	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ	団体営東富士演習場地区土地改良事業費	574	186,574	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ	緑と水のふるさとづくり推進事業費	938	18,028	
	(ア) ふじのくに美しく品格のある邑づくり推進事業費	0	17,090	財源更正に伴う補正である。
	(イ) 緑と水のふるさと基金積立金	938	938	基金運用益の確定に伴う補正である。
(4)	農地利用管理事務費	△ 4,748	20,972	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	国直轄事業費等負担金	△ 204,818	537,182	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 477		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 204,818
	県債	△ 136,000		
	一般歳入	△ 68,341		
(1)	国直轄等農業用水事業費負担金	△ 204,818	537,182	国直轄事業等の県負担額の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 危機管理費	△ 752,162	6,173,026	
第 1 項 危機管理費	△ 752,162	6,173,026	
第 1 目 危機管理総務費	△ 14,901	1,265,625	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 1,087		(2) 給料 △ 6,793
一般歳入	△ 13,814		(3) 職員手当等 △ 10,137
			(4) 共済費 2,029
(1) 危機管理総務費	△ 14,901	1,265,625	危機管理部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 6,793
			一般職給 △ 6,793
			・職員手当等 △ 10,137
			扶養手当 △ 2,161
			住居手当 △ 756
			通勤手当 2,049
			管理職手当 108
			特殊勤務手当 △ 74
			期末手当 △ 3,287
			勤勉手当 △ 4,262
			地域手当 △ 685
			児童手当 △ 1,553
			単身赴任手当 484
			・共済費 2,029
			地方職員共済組合等負担金 2,029
第 2 目 危機管理費	△ 737,261	4,907,401	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 72,216		(4) 共済費 △ 334
分担金及び負担金	△ 500		(8) 報償費 △ 146
諸収入	500		(9) 旅費 △ 1,037
一般歳入	△ 665,045		(11) 需用費 △ 46,172
			(12) 役務費 △ 823
			(13) 委託料 23,279
			(14) 使用料及び賃借料 △ 4,247
			(15) 工事請負費 1,303
			(18) 備品購入費 △ 71,596
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 637,488
(1) 危機管理対策費	△ 22,513	1,061,303	
ア 危機管理総合調整費	△ 10,162	727,074	事業費の確定に伴う補正である。
イ 危機管理部調整費	△ 11,478	8,522	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 防災ヘリコプター活動 事業費	△ 625	227,675	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
エ	石油コンビナート等防災 アセスメント調査事 業費	△ 248	5,052	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	緊急地震・津波対策等 交付金	△ 603,499	2,396,501	事業計画の決定に伴う補正である。
(3)	地域防災対策活性化事 業費	△ 2,645	99,914	
ア	県民防災啓発強化事業 費	△ 638	53,711	事業費の確定に伴う補正である。
イ	地域防災力向上人材育 成事業費	△ 169	4,481	事業費の確定及び財源更正に伴う補正である。
ウ	富士山火山防災対策推 進事業費	△ 828	23,872	事業費の確定に伴う補正である。
エ	地震防災センター機能 強化事業費	△ 1,010	6,990	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	消防体制強化推進費	△ 24,300	115,900	
ア	一部事務組合等防災力 充実強化総合支援事業 費	△ 24,300	85,700	事業計画の決定に伴う補正である。
(5)	原子力発電等対策費	△ 84,304	1,217,083	
ア	原発防災対策事業費	△ 35,556	860,804	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	原発安全対策推進費	△ 48,748	356,279	
(ア)	環境放射能対策事業費	△ 35,980	254,318	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	原子力発電広報対策事 業費	△ 12,768	40,060	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第10款 警察費	△ 1,622,567	77,626,606	
第 1 項 警察管理費	△ 1,550,028	74,661,606	
第 1 目 公安委員会費	△ 649	14,572	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 649		(1) 報酬 △ 647 (11) 需用費 △ 2
(1) 公安委員会運営事業費	△ 649	14,572	公安委員の報酬等の補正である。
第 2 目 警察本部費	△ 1,095,932	64,522,402	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	13,899 9,128 △ 1,118,959		(1) 報酬 △ 2,105 (2) 給料 △ 79,370 (3) 職員手当等 △ 1,007,842 (4) 共済費 39,911 (5) 災害補償費 △ 1,111 (7) 賃金 6,689 (8) 報償費 △ 3,225 (9) 旅費 △ 15,535 (11) 需用費 △ 21,078 (12) 役務費 2,406 (13) 委託料 △ 7,257 (14) 使用料及び賃借料 △ 827 (15) 工事請負費 △ 7,268 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 800 (27) 公課費 1,480
(1) 職員給与費	△ 1,042,736	62,244,163	警察職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 213 ・給料 △ 79,370 一般職給 △ 79,370 ・職員手当等 △ 1,007,842 扶養手当 △ 3,379 地域手当 △ 7,892 住居手当 12,841 通勤手当 45,824 管理職手当 △ 559 特地勤務手当 △ 2,908 特殊勤務手当 △ 19,339 時間外勤務手当 6,429 休日勤務手当 △ 68,128 夜間勤務手当 92,555 宿日直手当 3,030 期末手当 △ 148,033 勤勉手当 △ 169,682 退職手当 △ 764,399

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			児童手当 23,815 単身赴任手当 △ 8,655 管理職員特別勤務手当 638 ・ 共済費 39,911 地方職員共済組合等負担金 22,451 社会保険料 17,460 ・ 災害補償費 △ 1,111 ・ 賃金 6,689 ・ 負担金、補助及び交付金 △ 800
(2) 警察職員健康管理事業費	△ 23	234,898	健康診断等安全衛生対策に要する経費の補正である。
(3) 警察装備管理事業費	△ 14,590	424,410	
ア 警察官制服等貸与事業費	△ 18,750	356,250	警察官制服等の整備に要する経費の補正である。
イ 警察車両管理事業費	4,160	68,160	装備車両等の維持管理に要する経費の補正である。
(4) 警察管理運営事業費	△ 28,951	1,107,682	
ア 警察企画管理事業費	△ 25,948	369,346	赴任旅費等の補正である。
イ 警察官増員対策事業費	△ 754	16,246	警察官増員に要する経費の補正である。
ウ 警察署協議会活動推進事業費	△ 1,892	8,098	警察署協議会委員の報酬の補正である。
エ 警察広報活動事業費	△ 44	1,266	広報活動に要する経費の補正である。
オ 警察相談業務推進事業費	△ 49	1,525	総合相談業務等に要する経費の補正である。
カ 警察電算運営管理事業費	△ 264	697,937	警察電算システムの管理運営等に要する経費の補正である。
(5) 警察本部企画調整費	△ 1,330	8,670	警察施策の推進に必要な調査等に要する経費の補正である。
(6) 生活安全警察管理事業費	△ 6,078	24,472	
ア 風俗営業許可等事業費	△ 89	12,333	風俗営業等の許可事務に要する経費の補正である。
イ 銃砲等所持許可事業費	△ 5,989	6,219	銃砲等の所持許可事務等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(7) 地域警察管理事業費	△ 2,224	478,107	
ア 110 静岡運営事業費	△ 199	357,207	通信指令システムの維持管理に要する経費の補正である。
イ 民間協力推進事業費	△ 2,025	120,900	駐在所等勤務員の家族に対する報償費の補正である。
第 3 目 運転免許費	△ 165,372	2,509,132	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 180
財産収入	△ 518		(11) 需用費 △ 22,869
一般歳入	△ 164,854		(12) 役務費 △ 467
			(13) 委託料 △ 22,537
			(14) 使用料及び賃借料 △ 119,319
(1) 運転免許事業費	△ 143,128	1,410,460	
ア 運転免許試験実施事業費	△ 9,531	448,757	運転免許試験に要する経費の補正である。
イ 運転免許管理システム整備事業費	△ 133,597	591,203	運転免許管理システムの維持管理等に要する経費の補正である。
(2) 運転者教育事業費	△ 22,244	1,098,672	高齢者講習等受講者数の変動に伴う補正である。
第 4 目 交通安全対策費	△ 93,818	4,947,848	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 144
使用料及び手数料	△ 12,806		(11) 需用費 △ 12,435
諸収入	△ 81,720		(12) 役務費 △ 26,438
県債	37,000		(13) 委託料 △ 61,260
一般歳入	△ 36,292		(14) 使用料及び賃借料 △ 111
			(19) 負担金、補助及び交付金 6,570
(1) 交通安全活動推進事業費	2,130	550,116	
ア 交通安全企画事業費	△ 18	8,463	交通安全対策等に要する経費の補正である。
イ 交通安全対策事業費	△ 50	6,847	体験型交通安全講習等に要する経費の補正である。
ウ 静岡県交通安全指導員設置費助成	6,570	427,570	静岡県交通安全指導員の人件費の補正である。
エ 交通安全対策器材充実事業費	△ 423	89,408	交通取締り活動器材の整備に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 交通反則通告事業費	△ 3,949	17,828	交通反則通告書送付件数の変動に伴う補正である。
(2) 交通安全施設等整備事業費	△ 33,190	3,868,810	交通安全施設等の整備に要する経費の補正である。
(3) 市街地駐車等対策事業費	△ 59,898	311,919	自動車保管場所証明取扱件数の変動等に伴う補正である。
(4) 放置駐車対策事業費	△ 2,801	110,499	放置駐車対策に要する経費の補正である。
(5) 自動車保管場所証明ワンストップサービス・システム整備事業費	△ 59	106,504	自動車保管場所証明ワンストップサービス・システムの管理運営に要する経費の補正である。
第 5 目 警察施設費	△ 183,170	2,573,682	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 1,020		(9) 旅費 △ 166
財産収入	△ 24,833		(11) 需用費 △ 33,795
繰入金	△ 30,548		(12) 役務費 △ 2,581
県債	△ 29,000		(13) 委託料 △ 100,784
一般歳入	△ 97,769		(14) 使用料及び賃借料 △ 489
			(15) 工事請負費 △ 45,103
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 252
(1) 警察施設管理運営事業費	△ 46,954	1,135,550	警察施設の維持管理に要する経費の補正である。
(2) 警察庁舎整備事業費	△ 133,235	830,866	
ア (仮称)浜松西警察署庁舎等建設事業費	△ 97,548	68,653	建築設計等に要する経費の補正である。
イ 下田警察署松崎分庁舎整備事業費	△ 10,566	259,434	庁舎建設に要する経費の補正である。
ウ 交番・駐在所建設事業費	△ 21,388	365,012	交番等の建て替えに要する経費の補正である。
エ 警察施設防災機能強化事業費	△ 3,733	137,767	非常用発電設備等の整備に要する経費の補正である。
(3) 警察職員住宅整備事業費	△ 2,981	380,051	
ア 警察職員住宅整備事業費	△ 2,981	138,407	警察職員住宅の解体に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	イ 警察職員住宅費償還事業費	0	241,644	財源更正に伴う補正である。
第6目	恩給及び退職年金費	△ 11,087	93,970	(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 11,087
	(財源内訳) 一般歳入	△ 11,087		
(1)	警察職員恩給費	△ 11,087	93,970	退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第2項	警察活動費	△ 72,539	2,965,000	
第1目	警察活動費	△ 72,539	2,965,000	(節内訳)
	(財源内訳) 国庫支出金	△ 233,024		(8) 報償費 10,382
	寄附金	10		(9) 旅費 △ 5,166
	諸収入	△ 3,340		(11) 需用費 △ 83,109
	一般歳入	163,815		(12) 役務費 4,499
				(14) 使用料及び賃借料 855
(1)	職員研修事業費	△ 940	22,644	警察職員に対する術科訓練、教養研修に要する経費の補正である。
(2)	警察通信管理事業費	△ 407	207,376	警察通信の管理運営に要する経費の補正である。
(3)	警察装備事業費	△ 70,704	722,843	
ア	装備車両等維持事業費	△ 70,018	640,182	装備車両の維持管理に要する経費の補正である。
イ	警察機動力確保事業費	△ 466	67,331	車両借上げに要する経費の補正である。
ウ	警察活動器材近代化事業費	△ 220	15,330	警察活動用器材の整備に要する経費の補正である。
(4)	留置施設管理対策事業費	575	198,675	被留置者数の変動に伴う経費の補正である。
(5)	犯罪被害者支援推進事業費	△ 133	7,641	犯罪被害者の支援活動に要する経費の補正である。
(6)	生活安全警察活動事業費	△ 828	255,044	
ア	生活安全警察活動事業費	△ 490	28,543	犯罪の抑止対策、少年非行防止対策及び生活経済事犯の取締り活動に要する経費の補正である。
イ	ストーカー・DV緊急対策事業費	△ 9	2,451	ストーカー・DV対策器材の整備等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 特殊詐欺水際対策事業費	△ 135	2,565	金融機関等と連携した特殊詐欺防止対策に要する経費の補正である。
エ スクールサポーター活動事業費	△ 90	78,729	スクールサポーターの活動に要する経費の補正である。
オ サイバー犯罪捜査等強化推進事業費	△ 104	11,396	サイバー犯罪捜査器材の整備等に要する経費の補正である。
(7) 地域警察活動事業費	△ 11,712	1,135,025	
ア 地域警察運営事業費	△ 2,080	41,250	街頭パトロール、各家庭への巡回連絡等に要する経費の補正である。
イ 地域警察充実強化事業費	△ 846	85,154	交番等のパソコンネットワークの管理運営等に要する経費の補正である。
ウ 交番相談員設置事業費	△ 40	564,323	交番相談員の活動に要する経費の補正である。
エ 航空機整備事業費	△ 8,486	220,331	ヘリコプターの維持管理に要する経費の補正である。
オ 富士登山者遭難救助活動事業費	△ 99	5,101	山岳遭難救助活動に要する経費の補正である。
カ 緊急配備支援システム整備事業費	△ 161	182,339	緊急配備支援システムの維持管理に要する経費の補正である。
(8) 刑事警察活動事業費	6,324	311,271	
ア 刑事警察運営事業費	△ 3,358	153,353	重要犯罪及び組織犯罪等の捜査活動に要する経費の補正である。
イ 来日外国人犯罪対策事業費	10,375	38,161	通訳活動等に要する経費の補正である。
ウ 静岡県警察指紋情報管理事業費	△ 105	82,258	指紋情報管理システムの管理運営に要する経費の補正である。
エ 捜査用写真デジタル化事業費	△ 588	26,212	犯罪捜査用のデジタルカメラ等の整備に要する経費の補正である。
(9) 交通指導取締活動事業費	△ 1,010	49,020	
ア 交通指導取締活動事業費	△ 961	44,225	交通指導取締活動に要する経費の補正である。
イ 暴走族対策強化事業費	△ 49	2,311	暴走族対策に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(10)	災害警備対策事業費	△ 439	41,597	
	ア 地震防災対策事業費	△ 30	2,187	地震等の災害対策推進に要する経費の補正である。
	イ 地震対策装備資器材整備事業費	△ 408	19,549	災害救助資器材等の整備、維持管理に要する経費の補正である。
	ウ 災害警備情報システム整備事業費	△ 1	19,861	災害警備情報システムの管理運営に要する経費の補正である。
(11)	警戒警備対策事業費	6,735	10,425	警戒警備に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 教育費	△ 2,118,116	306,518,039	
第 1 項 総合教育費	△ 760	7,400	
第 1 目 総合教育費	△ 760	7,400	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 760		(8) 報償費 △ 100 (9) 旅費 △ 660
(1) 有徳の人づくり推進事業費	△ 760	7,400	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 教育委員会費	△ 540,379	12,739,130	
第 1 目 教育委員会費	△ 3,514	13,837	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 3,514		(1) 報酬 △ 3,514
(1) 教育委員報酬	△ 3,514	9,337	教育委員の報酬の補正である。 ・報酬 △ 3,514
第 2 目 教育総務費	△ 72,792	4,228,338	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	5,141		(1) 報酬 △ 126
諸収入	△ 559		(2) 給料 △ 45,833
一般歳入	△ 77,374		(3) 職員手当等 110,363 (4) 共済費 △ 112,569 (7) 賃金 △ 40 (8) 報償費 △ 858 (9) 旅費 △ 589 (11) 需用費 △ 1,303 (12) 役務費 △ 206 (13) 委託料 △ 6,863 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,303 (18) 備品購入費 △ 1,536 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 11,929
(1) 職員給与費	△ 47,563	3,616,343	事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 45,833 一般職給 △ 45,833 ・職員手当等 110,363 扶養手当 △ 3,921 地域手当 △ 1,778 住居手当 1,679 通勤手当 20,838 管理職手当 △ 1,672 時間外勤務手当 88,570

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			休日勤務手当 22 夜間勤務手当 8 期末手当 △ 15,131 勤勉手当 △ 4,106 退職手当 26,825 児童手当 △ 770 単身赴任手当 217 管理職員特別勤務手当 △ 418 ・ 共済費 △ 112,522 地方職員共済組合等負担金 △ 110,896 社会保険料 △ 1,626 ・ 賃金 △ 40 ・ 旅費 315 ・ 負担金、補助及び交付金 154
(2) クレーム対応学校支援事業費	△ 211	8,214	学校に対するクレーム等の対応に要する経費の補正である。
(3) 社会保障税番号制度推進事業費	△ 236	16,801	統合宛名システムの整備等に要する経費の補正である。
(4) 教職員総合研修事業費	△ 2,885	67,515	教職員の資質向上研修等に要する経費の補正である。
(5) 学び続ける教員支援事業費	△ 12,000	500	教員がより高い専門性、確かな指導力を身につけるための支援に要する経費の補正である。
(6) I C T 教育推進事業費	△ 9,211	476,789	県立学校の情報教育機器の整備等に要する経費の補正である。
ア I C T 教育推進事業費	△ 5,326	192,974	事業費の確定に伴う補正である。
イ 教育委員会デジタルオフィス整備事業費	△ 1,926	44,274	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県学校情報化推進事業費	△ 21	228,479	事業費の確定に伴う補正である。
エ I C T を活用した学びの推進事業費	△ 402	3,598	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 学びを拡げる I C T 活活事業費	△ 1,536	7,464	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 人権教育総合推進事業費	△ 70	2,793	人権教育に関する研修会等の実施に要する経費の補正である。
(8) 青少年の国際交流推進事業費	△ 616	17,873	東アジア諸国との学校交流、青少年交流等に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第3目	教育管理費	△ 428,040	7,638,220	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	78,093		(1) 報酬 △ 1,353
	寄附金	17,800		(4) 共済費 △ 23
	使用料及び手数料	△ 1,714		(8) 報償費 △ 190
	諸収入	△ 726		(9) 旅費 △ 882
	財産収入	24		(11) 需用費 △ 14,733
	県債	554,000		(12) 役務費 △ 1,186
	一般歳入	△ 1,075,517		(13) 委託料 △ 279,582
				(14) 使用料及び賃借料 △ 27,630
				(15) 工事請負費 △ 56,496
				(17) 公有財産購入費 △ 47,397
				(18) 備品購入費 △ 363
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 16,005
				(25) 積立金 17,800
(1)	教育行政運営費	△ 4,152	193,045	教育委員会事務局の運営に要する経費等の補正である。
(2)	教育財産維持管理費	△ 38,978	659,622	県立学校等の修繕等に要する経費の補正である。
(3)	ふじのくにグローバル人材育成基金積立金	17,800	173,000	グローバル人材育成事業に要する経費の補正である。
(4)	県立学校等施設整備事業費	△ 281,786	4,072,214	県立学校等の施設整備に要する経費の補正である。
(5)	県立高校老朽校舎対策事業費	△ 115,558	1,438,142	県立高校の老朽校舎の改修等に要する経費の補正である。
(6)	県立学校等大規模補修費	△ 355	850,645	県立学校等の施設設備の改修に要する経費の補正である。
(7)	県立学校外壁安全対策事業費	△ 5,011	183,989	県立学校等の外壁補修に要する経費の補正である。
第4目	福利厚生費	△ 21,195	531,717	
	(財源内訳)			(節内訳)
	財産収入	△ 6,873		(9) 旅費 △ 526
	県債	19,000		(11) 需用費 △ 4,457
	一般歳入	△ 33,322		(12) 役務費 △ 1,306
				(13) 委託料 △ 11,080
				(15) 工事請負費 △ 2,000
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,826
(1)	教職員健康管理事業費	△ 7,400	147,631	教職員の健康診断に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 被服等貸与費	△ 2,196	12,736	教職員に貸与する被服等の購入に要する経費の補正である。
(3) 教職員住宅費	△ 11,599	371,350	教職員住宅の解体等に要する経費の補正である。
ア 教職員住宅整備費	△ 1,370	292,658	事業費の確定に伴う補正である。
イ 教職員住宅維持補修費	△ 10,229	78,692	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 恩給及び退職年金費	△ 14,014	96,404	(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 14,014
(財源内訳) 一般歳入	△ 14,014		
(1) 恩給及び退職年金費	△ 14,014	96,404	教育委員会教職員の恩給及び退職年金の補正である。 ・ 恩給及び退職年金 △ 14,014 恩給 △ 13,062 退職年金 △ 952
第 6 目 総合教育センター費	△ 824	230,614	(節内訳) (13) 委託料 △ 300 (14) 使用料及び賃借料 △ 524
(財源内訳) 一般歳入	△ 824		
(1) 総合教育センター管理運営費	△ 824	230,614	総合教育センター管理運営に要する経費の補正である。
第 3 項 小学校費	△ 294,392	104,914,930	
第 1 目 教職員費	△ 294,392	104,914,930	(節内訳) (1) 報酬 △ 18,337 (2) 給料 475,579 (3) 職員手当等 △ 887,661 (4) 共済費 156,723 (9) 旅費 △ 20,696
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 367,132 58,619 14,121		
(1) 小学校教職員給与費等	△ 294,392	104,914,930	小学校教職員の人件費の補正である。
ア 教職員給与費	△ 275,372	104,553,550	人件費の確定に伴う補正である。 ・ 報酬 △ 18,337 ・ 給料 475,579 一般職給 475,579 ・ 職員手当等 △ 887,661 扶養手当 △ 13,910 地域手当 16,606 住居手当 38,914

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			通勤手当 △ 603 管理職手当 △ 1,928 へき地手当 △ 10,392 特殊勤務手当 △ 1,138 時間外勤務手当 △ 12,298 休日勤務手当 △ 133 義務教育等教員特別手当 △ 19,190 期末手当 △ 156,096 勤勉手当 △ 32,679 退職手当 △ 691,113 児童手当 △ 3,845 単身赴任手当 144 ・共済費 156,723 地方職員共済組合等負担金 26,067 社会保険料 130,656 ・旅費 △ 1,676
イ 教職員旅費（小学校）	△ 19,020	361,380	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 4 項 中学校費	154,493	62,436,057	
第 1 目 教職員費	154,493	62,436,057	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	75,307		(1) 報酬 △ 39,592
諸収入	15,269		(2) 給料 268,526
一般歳入	63,917		(3) 職員手当等 △ 97,778
			(4) 共済費 41,074
			(9) 旅費 △ 17,737
(1) 中学校教職員給与費等	154,493	62,436,057	中学校教職員の人件費の補正である。
ア 教職員給与費	171,283	62,117,047	人件費の確定に伴う補正である。
			・報酬 △ 39,592
			・給料 268,526
			一般職給 268,526
			・職員手当等 △ 97,778
			扶養手当 1,126
			地域手当 △ 11,037
			住居手当 5,368
			通勤手当 14,391
			へき地手当 △ 24,299
			特殊勤務手当 37,689
			時間外勤務手当 △ 10,078
			休日勤務手当 △ 82
			宿日直手当 △ 12
			義務教育等教員特別手当 △ 1,744
			期末手当 △ 67,862
			勤勉手当 △ 25,871
			退職手当 △ 12,375

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 教職員旅費（中学校）	△ 16,790	319,010	児童手当 △ 4,000 単身赴任手当 1,008 ・ 共済費 41,074 地方職員共済組合等負担金 843 社会保険料 40,231 ・ 旅費 △ 947 活動旅費の確定に伴う補正である。
第 5 項 高等学校費	△ 853,306	64,131,592	
第 1 目 高等学校総務費	△ 640,423	53,672,541	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,967		(1) 報酬 △ 48,224
使用料及び手数料	△ 354		(2) 給料 △ 31,854
諸収入	△ 184,534		(3) 職員手当等 △ 348,448
一般歳入	△ 453,568		(4) 共済費 △ 213,101
			(9) 旅費 1,204
(1) 教職員給与費	△ 640,423	53,672,541	高等学校教職員の人件費の補正である。 ・ 報酬 △ 48,224 ・ 給料 △ 31,854 一般職給 △ 31,854 ・ 職員手当等 △ 348,448 扶養手当 △ 17,752 地域手当 △ 3,511 住居手当 24,068 通勤手当 26,904 管理職手当 △ 590 定時制通信教育手当 666 産業教育手当 529 特殊勤務手当 15,972 時間外勤務手当 △ 52,812 休日勤務手当 61 夜間勤務手当 16 宿日直手当 △ 156 義務教育等教員特別手当 △ 9,225 期末手当 △ 93,244 勤勉手当 △ 50,036 退職手当 △ 189,022 児童手当 △ 2,130 単身赴任手当 1,714 管理職員特別勤務手当 100 ・ 共済費 △ 213,101 地方職員共済組合等負担金 149,647 社会保険料 △ 362,748 ・ 旅費 1,204
第 2 目 高等学校管理費	△ 212,883	10,459,051	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 使用料及び手数料 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 179,706 △ 2,771 △ 15,521 3,032 △ 17,917		(節内訳) (4) 共済費 △ 10,324 (7) 賃金 △ 7,490 (8) 報償費 △ 748 (9) 旅費 △ 16,448 (11) 需用費 △ 19,401 (12) 役務費 △ 8,723 (13) 委託料 △ 2,688 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,379 (16) 原材料費 △ 549 (18) 備品購入費 △ 4,449 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 189,105 (20) 扶助費 66,972 (21) 貸付金 △ 18,551
(1) 高等学校管理運営費	△ 46,021	3,330,853	県立高等学校の管理運営に要する経費の補正である。
ア 高等学校管理費	△ 46,612	3,012,928	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ 高等学校水産実習費	△ 3,392	173,172	実習経費の確定に伴う補正である。
ウ 高等学校農業実習費	3,983	62,753	実習経費の確定に伴う補正である。
(2) 高等学校生徒修学奨励費	△ 166,862	7,128,198	高等学校生徒の就学支援に要する経費の補正である。
ア 高等学校等奨学事業費	39,747	639,547	事業費の確定に伴う補正である。
イ 高等学校就学支援事業費	△ 206,609	6,485,391	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 大学費	△ 17,962	6,561,901	
第 1 目 大学費	△ 17,962	6,561,901	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 1,065 △ 16,897		(節内訳) (1) 報酬 △ 138 (8) 報償費 △ 282 (9) 旅費 △ 2,919 (11) 需用費 △ 400 (12) 役務費 △ 890 (13) 委託料 2,058 (14) 使用料及び賃借料 △ 670 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 14,725 (27) 公課費 4
(1) 大学運営指導費	△ 284	4,692	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 静岡県立大学支援事業費	△ 14,483	4,992,517	事業費の確定に伴う補正である。
(3) ふじのくに学術振興事業費	△ 930	39,270	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 外国人留学生受入強化事業費	△ 1,065	2,135	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 高大連携推進事業費	△ 1,200	200	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 特別支援学校費	50,858	24,858,506	
第 1 目 特別支援学校費	73,979	23,038,954	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 201,653		(節内訳)
諸収入	9,600		(1) 報酬 △ 90,158
一般歳入	266,032		(2) 給料 204,696
			(3) 職員手当等 △ 53,162
			(4) 共済費 19,809
			(9) 旅費 △ 7,206
(1) 特別支援学校教職員給与等	73,979	23,038,954	特別支援学校教職員の人件費の補正である。
ア 特別支援学校教職員給与	79,069	22,942,244	人件費の確定に伴う補正である。
			・報酬 △ 90,158
			・給料 204,696
			一般職給 204,696
			・職員手当等 △ 53,162
			扶養手当 24,456
			地域手当 7,203
			住居手当 8,279
			通勤手当 17,162
			管理職手当 94
			特殊勤務手当 3,899
			時間外勤務手当 946
			休日勤務手当 △ 55
			宿日直手当 △ 230
			義務教育等教員特別手当 △ 4,059
			期末手当 47,620
			勤勉手当 48,358
			退職手当 △ 211,407
			児童手当 3,850
			単身赴任手当 622
			管理職員特別勤務手当 100
			・共済費 19,809
			地方職員共済組合等負担金△ 9,941
			社会保険料 29,750
			・旅費 △ 2,116

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 教職員旅費（特別支援学校）	△ 5,090	96,710	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 2 目 特別支援学校管理費	△ 23,121	1,819,552	
（財源内訳）			（節内訳）
国庫支出金	△ 4,000		（8）報償費 △ 17
諸収入	△ 113		（9）旅費 △ 19
財産収入	△ 447		（11）需用費 △ 12,089
一般歳入	△ 18,561		（12）役務費 △ 743
			（13）委託料 △ 887
			（14）使用料及び賃借料 △ 1,149
			（16）原材料費 △ 217
			（20）扶助費 △ 8,000
（1）特別支援学校管理費	△ 15,121	1,343,552	特別支援学校の管理運営経費の確定に伴う補正である。
ア 特別支援学校管理運営費	△ 14,561	1,332,939	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ 特別支援学校作業実習費	△ 560	10,613	実習経費の確定に伴う補正である。
（2）特別支援学校就学奨励費	△ 8,000	476,000	対象児童生徒数の確定等に伴う補正である。
第 8 項 学校教育費	△ 243,990	2,058,206	
第 1 目 高校教育費	△ 53,940	779,770	
（財源内訳）			（節内訳）
国庫支出金	△ 43,671		（1）報酬 △ 12,866
一般歳入	△ 10,269		（4）共済費 △ 1,024
			（8）報償費 △ 6,041
			（9）旅費 △ 9,725
			（11）需用費 △ 7,154
			（12）役務費 △ 899
			（13）委託料 △ 882
			（14）使用料及び賃借料 △ 2,939
			（18）備品購入費 △ 6,710
			（19）負担金、補助及び交付金 △ 5,700
（1）高校教育指導費	△ 41,395	677,855	高校生の人材育成等に要する経費の補正である。
ア 次代を担う人材育成事業費	△ 1,135	7,265	事業費の確定に伴う補正である。
イ 実学推進フロンティア事業費	△ 13,874	29,126	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 補習等のための指導員等派遣事業費	△ 3,409	15,071	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地域産業を支える実学奨励事業費	△ 75	123,425	事業費の確定に伴う補正である。
オ 世界にはばたく人材育成事業費	△ 22,902	11,798	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生徒指導等推進事業費	△ 12,144	35,156	スクールカウンセラーの相談業務等に要する経費の補正である。
(3) 発達障害等の生徒支援充実事業費	△ 153	16,747	発達障害等のある生徒に対する専門的支援に要する経費の補正である。
(4) 山の村運営費	△ 248	50,012	山の村の管理運営に要する経費の補正である。
第 2 目 義務教育費	△ 172,118	698,298	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 63,847		(1) 報酬 △ 154,946
一般歳入	△ 108,271		(4) 共済費 △ 367
			(8) 報償費 △ 927
			(9) 旅費 △ 6,217
			(11) 需用費 △ 60
			(12) 役務費 △ 7
			(13) 委託料 △ 3,271
			(14) 使用料及び賃借料 △ 140
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,183
(1) 小中学校学習支援事業費	△ 22,233	282,467	学び方支援非常勤講師等の配置に要する経費の補正である。
(2) 生徒指導等推進事業費(小・中)	△ 100,327	333,373	スクールカウンセラーの配置等に要する経費の補正である。
(3) 小中学校児童生徒就学支援等事業費	△ 2,500	1,500	市町の就学支援事業等の支援に要する経費の補正である。
(4) しずおか型コミュニティ・スクール推進事業費	△ 3,836	7,564	コミュニティ・スクールの推進を目指す地域の支援に要する経費の補正である。
(5) 「チーム学校」推進事業費	△ 43,222	48,478	学校運営を支援する外部人材の配置に要する経費の補正である。
第 3 目 特別支援教育費	△ 3,420	11,494	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,140		(1) 報酬 △ 3,295

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 2,280		(4) 共済費 △ 56 (9) 旅費 △ 69
(1) 特別支援学校外部専門 員活用事業費	△ 3,420	7,580	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 健康体育費	△ 14,512	568,644	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 11,903		(8) 報償費 △ 2,437
一般歳入	△ 2,609		(9) 旅費 △ 1,675 (11) 需用費 △ 190 (12) 役務費 △ 6,668 (13) 委託料 △ 2,894 (14) 使用料及び賃借料 △ 316 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 332
(1) 学校体育振興費	△ 2,071	130,846	学校部活動の活性化等、学校体育の充実に要する経費の補正である。
ア スポーツ人材活用推進 事業費	△ 1,951	79,199	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域スポーツクラブ推 進事業費	△ 4	14,996	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 全国高校総体開催準備 事業費	△ 116	2,674	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 学校保健管理事業費	△ 6,967	159,035	児童生徒の心臓疾患管理等に要する経費の補正である。
(3) 学校給食管理事業費	△ 398	263,362	学校給食の管理、食育推進に要する経費の補正である。
ア 高等学校等給食管理事 業費	△ 284	262,886	事業費の確定に伴う補正である。
イ 学校食育推進事業費	△ 114	476	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 学校地域連携安全・安 心推進事業費	△ 1,212	2,035	児童生徒の健康課題に適切に対応できる環境を整備する経費の補正である。
(5) 学校地震対策等総合推 進事業費	△ 3,864	13,366	災害や交通事故等の危険事案に備え、学校における「命を守る教育」の推進に要する経費の補正である。
ア 学校地震対策等総合推 進事業費	△ 3,364	8,866	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ いわて・しずおか交流 事業費	△ 500	2,500	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 項 社会教育費	△ 186,574	1,539,862	
第 1 目 社会教育費	△ 5,235	76,434	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,952		(8) 報償費 △ 265
諸収入	△ 50		(9) 旅費 △ 581
一般歳入	△ 3,233		(11) 需用費 △ 112
			(12) 役務費 △ 2
			(14) 使用料及び賃借料 △ 110
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,165
(1) 地域の教育力向上推進 事業費	△ 186	1,135	地域コーディネーター養成講座等に要する経費の補正である。
(2) 地域における通学合宿 推進事業費	△ 773	12,247	通学合宿に要する経費の補正である。
(3) 生涯学習情報発信事業 費	△ 8	812	生涯学習情報発信に要する経費の補正である。
(4) 学校支援地域本部等推 進事業費	△ 3,511	46,489	学校支援地域本部等推進に要する経費の補正である。
(5) 家庭教育支援事業費	△ 587	6,713	家庭教育支援に要する経費の補正である。
(6) 「読書県しずおか」づ くり総合推進事業費	△ 170	3,030	「読書県しずおか」推進に要する経費の補正である。
第 2 目 図書館費	△ 2,732	169,708	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 427		(4) 共済費 △ 800
一般歳入	△ 2,305		(9) 旅費 △ 63
			(11) 需用費 △ 1,279
			(12) 役務費 △ 465
			(14) 使用料及び賃借料 △ 125
(1) 県立中央図書館管理運 営費	△ 1,394	86,046	県立中央図書館の管理運営に要する経費の補正である。
(2) 県立中央図書館資料充 実費	△ 1,338	83,662	県立中央図書館の資料購入等に要する経費の補正である。
第 3 目 青少年対策費	△ 590	16,210	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	△ 590		(節内訳) (8) 報償費 △ 115 (9) 旅費 △ 183 (11) 需用費 △ 122 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 170
(1) 青少年健全育成費	△ 590	12,910	青少年健全育成に要する経費の補正である。
第 4 目 青少年の家費	△ 1,322	310,178	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	△ 577 △ 243 △ 502		(節内訳) (1) 報酬 △ 148 (4) 共済費 △ 193 (7) 賃金 △ 235 (11) 需用費 △ 6 (12) 役務費 △ 6 (13) 委託料 △ 316 (14) 使用料及び賃借料 △ 353 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 65
(1) 青少年の家等管理運営費	△ 1,322	310,178	青少年の家等の管理運営に要する経費の補正である。
第 5 目 文化財保護費	△ 176,695	967,332	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 県債 一般歳入	23,195 △ 156,399 74,000 △ 117,491		(節内訳) (2) 給料 △ 3,073 (3) 職員手当等 △ 2,088 (4) 共済費 △ 1,479 (7) 賃金 △ 498 (8) 報償費 △ 144 (9) 旅費 △ 521 (11) 需用費 △ 2,371 (12) 役務費 △ 609 (13) 委託料 △ 154,973 (14) 使用料及び賃借料 △ 3,147 (15) 工事請負費 △ 1,031 (18) 備品購入費 △ 6,766 (19) 負担金、補助及び交付金 5
(1) 文化財保存活用費	△ 760	173,376	文化財の保存、活用と未来への継承の推進に要する経費の補正である。
ア 文化財保護対策費	△ 760	9,860	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 埋蔵文化財保存活用費	△ 175,935	793,956	埋蔵文化財の発掘、調査、保存活用に要する経費の補正である。
ア 埋蔵文化財センター管理運営費	△ 1,190	37,762	管理運営経費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 文化財調査受託事業費	△ 150,164	286,075	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 埋蔵文化財センター整備事業費	△ 24,581	470,119	事業費の確定に伴う補正である。
第10項 私学振興費	△ 186,104	27,270,455	
第1目 私学振興費	△ 186,104	27,270,455	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 235,040		(1) 報酬 314
諸収入	△ 181		(4) 共済費 △ 355
一般歳入	49,117		(7) 賃金 △ 1,242
			(9) 旅費 △ 58
			(11) 需用費 △ 81
			(12) 役務費 △ 760
			(14) 使用料及び賃借料 △ 7
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 138,192
			(20) 扶助費 △ 45,723
(1) 私立学校指導事務費	△ 276	5,356	私立学校の調査、指導に要する経費の補正である。
(2) 私立学校振興対策費	19,211	27,170,138	
ア 私立学校経常的経費助成	265,484	20,976,943	
(ア) 私立学校経常費助成	318,951	20,574,051	補助対象園児、児童、生徒及び授業料減免者数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校運営費助成	△ 41,030	325,168	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立各種学校運営費助成	△ 2,016	20,484	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立特別支援学校教育費助成	△ 10,421	57,240	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
イ 私立学校事業費助成	△ 246,273	6,193,195	
(ア) 私立幼稚園障害児教育費助成	3,920	197,568	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立高等学校等就学支援金等助成	△ 188,841	4,766,159	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立高等学校等奨学給付金助成	△ 45,741	329,409	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 私立幼稚園子育て支援事業費助成	△ 20,961	109,639	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 私立幼稚園緊急環境整備事業費助成	△ 69	44,931	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 日本私立学校振興・共済事業団助成	5,419	214,119	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 私立学校地震対策緊急整備事業費助成	△ 205,039	94,961	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 2 款 災害対策費	△ 7,192,525	1,732,649	
第 1 項 農林水産施設災害復旧費	△ 1,759,485	191,515	
第 1 目 過年災害農林水産施設復旧費	△ 49,096	31,904	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 46,760		(2) 給料 △ 951
一般歳入	△ 2,336		(3) 職員手当等 △ 615
			(4) 共済費 △ 280
			(9) 旅費 △ 126
			(11) 需用費 △ 364
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 46,760
(1) 過年災害農地等復旧費助成	△ 24,006	5,994	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 団体営過年災害林道復旧費	△ 25,090	25,910	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害農林水産施設復旧費	△ 1,710,389	159,611	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,270,895		(2) 給料 △ 7,113
分担金及び負担金	△ 5,198		(3) 職員手当等 △ 4,270
県債	△ 398,000		(4) 共済費 △ 2,019
一般歳入	△ 36,296		(9) 旅費 △ 8,774
			(11) 需用費 △ 62,150
			(12) 役務費 △ 1,270
			(14) 使用料及び賃借料 △ 850
			(15) 工事請負費 △ 1,061,040
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 559,179
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 3,724
(1) 現年災害漁港施設復旧費	△ 192,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(2) 現年災害農地等復旧費	△ 290,413	82,587	
ア 県営現年災害農地等復旧費	△ 37,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 現年災害農地等復旧費助成	△ 253,413	82,587	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年災害治山施設復旧費	△ 888,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 現年災害林道復旧費	△ 339,976	77,024	
ア 現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 団体営現年災害林道復旧費	△ 337,976	77,024	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 項 土木施設災害復旧費	△ 5,456,679	1,322,321	
第 1 目 過年災害土木復旧費	△ 41,528	786,472	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 34,384		(2) 給料 △ 788
県債	△ 14,000		(3) 職員手当等 △ 527
一般歳入	6,856		(4) 共済費 △ 257
			(9) 旅費 △ 128
			(11) 需用費 △ 691
			(12) 役務費 △ 447
			(13) 委託料 △ 5,413
			(14) 使用料及び賃借料 △ 191
			(15) 工事請負費 △ 27,734
			(17) 公有財産購入費 △ 5,348
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 4
(1) 過年補助災害土木復旧費	△ 40,528	786,472	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害土木復旧費	△ 5,340,445	467,555	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,341,018		(2) 給料 18
県債	△ 1,999,000		(3) 職員手当等 13
一般歳入	△ 427		(4) 共済費 6
			(9) 旅費 △ 14,539
			(11) 需用費 △ 171,951
			(12) 役務費 △ 83,723
			(13) 委託料 △ 20,201
			(14) 使用料及び賃借料 △ 17,489
			(15) 工事請負費 △ 5,010,822
			(17) 公有財産購入費 △ 18,131
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 3,626
(1) 現年補助災害土木復旧費	△ 5,239,491	269,509	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 20,954	46	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 現年単独災害土木復旧費	△ 80,000	198,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	△ 74,706	68,294	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 74,706
(財源内訳) 県債 一般歳入	△ 80,000 5,294		
(1) 国直轄過年災害事業費負担金	52,294	68,294	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
(2) 国直轄現年災害事業費負担金	△ 127,000	0	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第 3 項 災害対策諸費	23,639	218,813	
第 1 目 災害対策本部費	△ 40,080	118,496	(節内訳) (4) 共済費 △ 1,303 (9) 旅費 △ 15,836 (11) 需用費 △ 1,999 (12) 役務費 △ 1,273 (14) 使用料及び賃借料 △ 19,669
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	1,557 △ 41,637		
(1) 熊本地震土木職員等派遣事業費	△ 10,753	447	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 災害対策本部等体制強化事業費	△ 29,327	113,449	事業費の確定及び財源更正に伴う補正である。
第 2 目 災害救助費	63,719	100,090	(節内訳) (9) 旅費 △ 5,621 (11) 需用費 △ 51 (12) 役務費 360 (14) 使用料及び賃借料 △ 970 (19) 負担金、補助及び交付金 73,911 (25) 積立金 △ 3,910
(財源内訳) 分担金及び負担金 財産収入 一般歳入	86,580 △ 3,910 △ 18,951		
(1) 災害救助対策費	△ 3,910	788	
ア 災害救助基金積立金	△ 3,910	788	基金運用益の確定に伴う補正である。
(2) 東日本大震災関連災害救助費負担金	5,034	5,034	東日本大震災により被災した県に対し、県内市町が実施した災害救助に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 熊本地震関連災害救助 費負担金	81,546	81,546	熊本地震により被災した県に対し、県内市町が 実施した災害救助に要する経費の補正である。
(4) 熊本地震保健師等派遣 事業費	△ 18,951	1,049	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 公債費	△ 687,548	184,799,452	
第 1 項 公債費	△ 687,548	184,799,452	
第 1 目 元金	2,295,755	149,947,755	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	552,718		(28) 繰出金 2,295,755
繰入金	△ 14,313,100		
一般歳入	16,056,137		
(1) 公債費 (元金)	2,295,755	149,947,755	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 2 目 利子	△ 3,029,898	33,735,102	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 23,557		(28) 繰出金 △ 3,029,898
一般歳入	△ 3,006,341		
(1) 公債費 (利子)	△ 3,029,898	33,735,102	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 3 目 公債諸費	46,595	1,116,595	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 1,187		(12) 役務費 13,555
一般歳入	47,782		(28) 繰出金 33,040
(1) 公債諸費	46,595	1,116,595	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 4 款 諸支出金	△ 5,682,000	175,920,000	
第 1 項 公営企業費	△ 19,000	31,000	
第 1 目 水道事業費	△ 19,000	31,000	(節内訳)
(財源内訳) 県債	△ 19,000		(24) 投資及び出資金 △ 19,000
(1) 水道事業出資金	△ 19,000	31,000	水道用水供給事業を行う水道事業会計への出資金の補正である。
第 2 項 地方消費税清算金	154,000	82,722,000	
第 1 目 地方消費税清算金	154,000	82,722,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	154,000		(23) 償還金、利子及び割引料 154,000
(1) 地方消費税清算金	154,000	82,722,000	地方消費税について、都道府県間で清算する経費の補正である。
第 3 項 利子割交付金	△ 65,000	608,000	
第 1 目 利子割交付金	△ 65,000	608,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 65,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 65,000
(1) 利子割交付金	△ 65,000	608,000	県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費 1 % を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
第 4 項 配当割交付金	△ 1,897,000	1,914,000	
第 1 目 配当割交付金	△ 1,897,000	1,914,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,897,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,897,000
(1) 配当割交付金	△ 1,897,000	1,914,000	県民税配当割収入額から、事務費 1 % を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
第 5 項 株式等譲渡所得割交付金	△ 1,987,000	1,579,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金	△ 1,987,000	1,579,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,987,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,987,000
(1) 株式等譲渡所得割交付金	△ 1,987,000	1,579,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 地方消費税交付金	△ 1,403,000	68,314,000	
第 1 目 地方消費税交付金	△ 1,403,000	68,314,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,403,000
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,403,000		
(1) 地方消費税交付金	△ 1,403,000	68,314,000	地方消費税収入額を都道府県間で清算した額の1/2を市町に交付する経費の補正である。
第 7 項 ゴルフ場利用税交付金	70,000	1,850,000	
第 1 目 ゴルフ場利用税交付金	70,000	1,850,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 70,000
(財源内訳) 一般歳入	70,000		
(1) ゴルフ場利用税交付金	70,000	1,850,000	ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
第 8 項 自動車取得税交付金	△ 24,000	3,705,000	
第 1 目 自動車取得税交付金	△ 24,000	3,705,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 24,000
(財源内訳) 一般歳入	△ 24,000		
(1) 自動車取得税交付金	△ 24,000	3,705,000	自動車取得税収入額の66.5%を市町に交付する経費及び28.5%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
第 9 項 軽油引取税交付金	△ 29,000	11,343,000	
第 1 目 軽油引取税交付金	△ 29,000	11,342,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 29,000
(財源内訳) 一般歳入	△ 29,000		
(1) 軽油引取税交付金	△ 29,000	11,342,000	軽油引取税収入額の9/10を県と指定市で国道、県道の面積により按分し交付する額の補正である。
第 10 項 利子割精算金	18,000	54,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 利子割精算金 (財源内訳) 諸収入 一般歳入 (1) 利子割精算金	18,000 △ 6,000 24,000 18,000	54,000 54,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 18,000 県民税利子割のうち法人分について、本店所在 都道府県との間で行う精算に要する経費の補正で ある。
第 1 1 項 県税還付金	△ 500,000	3,800,000	
第 1 目 県税還付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 県税還付金	△ 500,000 △ 500,000 △ 500,000	3,800,000 3,800,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 500,000 県税の過誤納に係る還付金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 5 款 予備費	△ 1,000,000	300,000	
第 1 項 予備費	△ 1,000,000	300,000	
第 1 目 予備費	△ 1,000,000	300,000	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,000,000		(節内訳) (30) 予備費 △ 1,000,000
(1) 県単独事業予備費	△ 1,000,000	0	予備費充用の確定に伴う補正である。

2 繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
くらし・環境部	4 くらし・環境費 4 環境費	環境政策費	30,000	150,000	自然ふれあい施設再整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
文化・観光部	5 文化・観光費 5 空港振興費	空港政策費	222,000	503,000	富士山静岡空港機能強化・魅力向上事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	7 経済産業費 5 農業費	農業費	826,000	2,281,000	茶の都拠点整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 5 農業費	畜産業費	256,000	506,000	畜産競争力強化対策整備事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
経 済 産 業 部	7 経済産業費 6 森林・林業費	森林・林業費	1,783,000	3,725,000	造林事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 7 水産業費	水産業費	252,000	419,000	沿岸漁場整備開発事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交 通 基 盤 部	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 維持管理費	8,000	511,000	道路等維持修繕費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 新設改良費	5,363,000	17,454,000	社会資本整備総合交付金事業（道路）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川改良費	2,570,000	7,858,000	社会資本整備総合交付金事業（河川）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	海岸費	922,000	5,360,000	津波対策施設等整備事業（海岸）等において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	砂防費	1,302,000	3,649,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	農林地すべり対策費	70,000	150,000	農地地すべり対策事業等において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾建設費	652,000	1,593,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	漁港整備費	379,000	1,365,000	県営漁港整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	市街地整備費	864,000	2,563,000	社会資本整備総合交付金事業（街路）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	公園緑地費	1,642,000	2,329,000	都市公園維持補修費（整備）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	8 交通基盤費 7 農地費	農地費	3,371,000	4,347,000	農業地域生産力強化整備事業等において、用地交涉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会事務局	11 教育費 9 社会教育費	文化財保護費	91,000	95,000	文化財保存・管理費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	12 災害対策費 2 土木施設災害復旧費	現年災害土木復旧費	21,000	136,000	現年災害土木復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

所属部局	款 項	事 業 名	金 額	説 明
経営管理部	2 経営管理費 1 経営管理費	管財費	70,000	下田総合庁舎危機管理機能移転整備事業において、工事内容に変更が生じ諸条件の調整に日時を要したこと等により、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
政策企画部	3 政策企画費 3 政策推進費	市町振興費	4,000	国の補正予算に係る住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
くらし・環境部	4 くらし・環境費 2 県民生活費	県民生活費	17,000	国の補正予算に係る消費者行政強化促進事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	4 くらし・環境費 3 建築住宅費	住宅対策費	10,000	豊かな暮らし空間創生宅地開発事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	4 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	212,000	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
文化・観光部	5 文化・観光費 3 スポーツ費	スポーツ費	17,000	東京オリンピック自転車競技開催推進事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	5 文化・観光費 4 観光交流費	観光費	224,000	観光施設整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	6 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	630,000	介護保険関連施設整備事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 3 こども未来費	こども未来費	67,000	吉原林間学園改築整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額	説 明
健康福祉部	6 健康福祉費 4 障害者支援費	障害者支援費	530,000	障害者施設等整備費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	医務福祉費	100,000	がん医療均てん化推進事業費助成において、放射線治療装置の導入計画・設計に関する諸条件の見直しにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	県立病院費	887,000	静岡県立病院機構貸付金において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内の貸付が困難と予測されるため。
経済産業部	7 経済産業費 2 産業革新費	研究開発費	1,127,000	水産技術研究所等整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川砂防管理費	71,000	河川維持管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾管理費	108,000	港湾維持管理費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
危機管理部	9 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	681,000	緊急地震・津波対策等交付金等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
警察本部	10 警察費 1 警察管理費	警察施設費	146,000	下田警察署松崎分庁舎整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会事務局	11 教育費 2 教育委員会費	教育管理費	377,000	県立高校老朽校舎対策事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	12 災害対策費 1 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林 水産施設復旧 費	25,000	団体営現年災害林道復旧事業において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	12 災害対策費 1 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林 水産施設復旧 費	8,000	現年災害農地等復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 2 土木施設災害 復旧費	過年災害土木 復旧費	19,000	過年災害土木復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

3 債務負担行為

1 追加

所管部局	事項	期間	摘要
経済産業部 森林・林業局	85 治山事業工事契約 (太田復旧治山工事ほか 2件)	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 136,000千円 工事予定額 136,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	太田復旧治山工事	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 45,000千円 工事予定額 45,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	藤蔓沢緊急予防治山工 事	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 46,000千円 工事予定額 46,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	中西川左岸防災林造成 工事	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 45,000千円 工事予定額 45,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
交通基盤部 河川砂防局	86 農地地すべり対策事 業工事契約 (長野南2期ほか4件)	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 32,000千円 工事予定額 32,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	農地地すべり対策事業 工事契約 (長野南2期)	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 2,000千円 工事予定額 2,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	農地地すべり対策事業 工事契約 (西山寺2期)	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 6,000千円 工事予定額 6,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	農地地すべり対策事業 工事契約 (引佐北部2 期)	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 10,000千円 工事予定額 10,000千円 平成28年度計上予算額 0千円

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
交通基盤部 河川砂防局	農地地すべり対策事業 工事契約（阿僧2期）	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 10,000千円 工事予定額 10,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	農地地すべり対策事業 工事契約（神谷城2期）	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 4,000千円 工事予定額 4,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
交通基盤部 農地局	87 農業農村整備事業等 地質調査委託契約 （県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業青木地区）	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 4,000千円 委託予定額 4,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	88 農業農村整備事業等 工事契約 （県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業天竜川下流寺谷地区 ほか4件）	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 417,000千円 工事予定額 417,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業天竜川下流寺谷地区 用水路工事	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 70,000千円 工事予定額 70,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業仿僧川大池地区排水 機場工事	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 100,000千円 工事予定額 100,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	農業地域生産力強化整 備事業大井川用水沖之 須地区用水路工事	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 200,000千円 工事予定額 200,000千円 平成28年度計上予算額 0千円
	農業地域生産力強化整 備事業大井川用水河東 地区用水路工事	平成28年度から 平成29年度まで	債務負担行為限度額 20,000千円 工事予定額 20,000千円 平成28年度計上予算額 0千円

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
交 通 基 盤 部 農 地 局	農地・農村防災対策事業西ノ谷池地区ため池耐震対策工事	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	債務負担行為限度額 27,000 千円 工事予定額 27,000 千円 平成 28 年度計上予算額 0 千円

4 県 債

公共事業等費等の補正に伴い、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額(単位:千円)

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増 減 理 由
公 共 事 業 等 費 計	42,202,000	44,718,000	△ 2,516,000	
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	0	67,000	△ 67,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
林 道 事 業 費	399,000	407,000	△ 8,000	〃
治 山 事 業 費	1,168,000	1,305,000	△ 137,000	〃
沿 岸 漁 場 整 備 費	59,000	64,000	△ 5,000	〃
道 路 事 業 費	740,000	1,045,000	△ 305,000	〃
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	11,758,000	11,619,000	139,000	〃
河 川 事 業 費	4,593,000	6,025,000	△ 1,432,000	〃
海 岸 保 全 事 業 費	1,026,000	1,283,000	△ 257,000	〃
砂 防 事 業 費	2,193,000	3,020,000	△ 827,000	〃
港 湾 事 業 費	1,307,000	1,430,000	△ 123,000	〃
漁 港 整 備 費	647,000	640,000	7,000	〃
都 市 公 園 整 備 費	1,072,000	1,068,000	4,000	〃
土 地 改 良 事 業 費	2,384,000	2,439,000	△ 55,000	〃
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	1,107,000	1,128,000	△ 21,000	〃
警 察 施 設 整 備 費	370,000	333,000	37,000	〃
高 等 学 校 施 設 整 備 費	0	30,000	△ 30,000	〃
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	950,000	709,000	241,000	〃
国 直 轄 治 山 事 業 費	352,000	289,000	63,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
国直轄道路事業費	5,560,000	6,130,000	△ 570,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄河川事業費	1,479,000	1,599,000	△ 120,000	〃
国直轄海岸保全事業費	875,000	550,000	325,000	〃
国直轄砂防事業費	1,808,000	1,203,000	605,000	〃
国直轄港湾事業費	1,834,000	1,678,000	156,000	〃
国直轄土地改良事業費	471,000	607,000	△ 136,000	〃
その他計上事業費	50,000	50,000	0	
災害復旧事業費計	606,000	3,097,000	△ 2,491,000	
過年災害復旧費（補助）	257,000	271,000	△ 14,000	
過年災害土木復旧費	257,000	271,000	△ 14,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害復旧費（補助）	90,000	2,407,000	△ 2,317,000	
現年災害農林水産施設復旧費	0	398,000	△ 398,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害土木復旧費	90,000	2,009,000	△ 1,919,000	〃
現年災害復旧費（単独）	198,000	278,000	△ 80,000	
現年災害土木復旧費	198,000	278,000	△ 80,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄災害復旧費	61,000	141,000	△ 80,000	〃
教育・福祉施設等整備事業費計	2,803,000	2,330,000	473,000	
老人福祉施設整備事業費	489,000	455,000	34,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
児童福祉施設整備事業費	212,000	113,000	99,000	〃
障害者施設整備事業費	16,000	11,000	5,000	〃
高等学校施設整備費	0	36,000	△ 36,000	〃
特別支援学校施設整備費	1,270,000	1,139,000	131,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
先端農業推進拠点整備事業費	460,000	513,000	△ 53,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
公有林整備費	51,000	63,000	△ 12,000	〃
次世代自動車・IoT対応機器開発支援拠点整備事業費	212,000	0	212,000	〃
茶の都拠点整備事業費	93,000	0	93,000	〃
一般単独事業費計	24,627,000	10,685,000	13,942,000	
出先機関庁舎等整備費	302,000	246,000	56,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
地震防災事業費	1,167,000	1,174,000	△ 7,000	〃
県民の森整備事業費	11,000	8,000	3,000	〃
森林公園整備費	77,000	58,000	19,000	〃
文化学術施設整備事業費	1,508,000	1,407,000	101,000	〃
観光施設整備事業費	185,000	139,000	46,000	〃
空港整備事業費	670,000	501,000	169,000	〃
社会福社会館整備事業費	40,000	47,000	△ 7,000	〃
水産技術研究所等整備費	504,000	575,000	△ 71,000	〃
労政会館施設整備費	29,000	27,000	2,000	〃
職業能力開発施設整備事業費	29,000	22,000	7,000	〃
産業経済会館施設整備費	58,000	50,000	8,000	〃
ファルマバレープロジェクト拠点施設整備費	347,000	263,000	84,000	〃
林道事業費	95,000	62,000	33,000	〃
臨時林道整備事業費	152,000	138,000	14,000	〃
治山事業費	424,000	123,000	301,000	〃
臨時県道整備事業費	9,327,000	1,620,000	7,707,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
臨時河川整備事業費	4,893,000	1,000,000	3,893,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
海岸保全事業費	180,000	114,000	66,000	〃
自然災害防止事業費	1,071,000	972,000	99,000	〃
港湾事業費	113,000	70,000	43,000	〃
漁港整備費	65,000	46,000	19,000	〃
都市公園整備費	0	5,000	△ 5,000	〃
警察施設整備費	404,000	433,000	△ 29,000	〃
臨時高等学校施設整備費	1,496,000	1,248,000	248,000	〃
県有施設改善事業費	358,000	265,000	93,000	〃
次世代自動車・IoT対応機器開発支援拠点整備事業費	119,000	0	119,000	〃
茶の都拠点整備事業費	931,000	0	931,000	〃
その他計上事業費	72,000	72,000	0	
公営企業債	8,861,000	14,930,000	△ 6,069,000	
水道事業会計出資金	31,000	50,000	△ 19,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
地方独立行政法人静岡県立病院機構事業費	8,768,000	14,818,000	△ 6,050,000	〃
その他計上事業費	62,000	62,000	0	
その他計上事業債	58,000	73,000	△ 15,000	
公有林整備費	38,000	53,000	△ 15,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業費	20,000	20,000	0	
減収補填債（特例分）	4,646,000	0	4,646,000	
減収補填（特例分）	4,646,000	0	4,646,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨時財政対策債	74,982,000	74,982,000	0	

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増 減 理 由
一 般 会 計 合 計	158,785,000	150,815,000	7,970,000	

特 別 会 計	147,928,865	148,519,672	△ 590,807	
企 業 会 計	1,806,000	2,342,000	△ 536,000	
再 計	308,519,865	301,676,672	6,843,193	

第 2 特別会計 2 月補正予算

第 3 8 号議案

1 公債管理特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	△ 1,018,553	409,219,447	
第 1 項 公債費	△ 1,018,553	409,219,447	
第 1 目 元金	2,295,607	368,356,607	
(財源内訳) 繰入金	2,295,607		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 23,438 (25) 積立金 2,319,045
(1) 公債費 (元金)	2,295,607	368,356,607	
ア 公債費 (元金) 特別会計	△ 23,438	257,268,650	県債の元金相当額の補正である。
イ 公債費 (元金) 特別会計 (積立金)	2,319,045	111,087,957	県債元金相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 2 目 利子	△ 3,347,200	40,310,800	
(財源内訳) 財産収入 繰入金	△ 158,651 △ 3,188,549		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 3,188,549 (25) 積立金 △ 158,651
(1) 公債費 (利子)	△ 3,347,200	40,310,800	
ア 公債費 (利子) 特別会計	△ 3,188,549	37,020,451	県債の利子の補正である。
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	△ 158,651	3,290,349	県債管理基金に積み立てる県債利子相当額の補正である。
第 3 目 公債諸費	33,040	552,040	
(財源内訳) 繰入金	33,040		(節内訳) (12) 役務費 33,040
(1) 公債諸費 (特別会計)	33,040	552,040	県債の支払手数料等の補正である。

第39号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	△ 70,000	4,054,000	
第 1 項 一般会計繰出金	△ 70,000	4,054,000	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 70,000	4,054,000	
(財源内訳)			(節内訳)
証紙収入	△ 70,000		(28) 繰出金 △ 70,000
(1) 自動車税等証紙徴収事業費	△ 70,000	4,054,000	自動車税及び自動車取得税のうち、証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する経費の補正である。

第40号議案

3 市町振興助成事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 市町振興助成事業費	324	1,343,324	
第 1 項 市町振興事業貸付金	△ 118,000	82,000	
第 1 目 貸付金	△ 118,000	82,000	(節内訳) (21) 貸付金 △ 118,000 貸付金の事業計画の決定に伴う補正である。
(財源内訳) 諸収入	△ 118,000		
(1) 市町振興助成事業貸付金	△ 118,000	82,000	
第 2 項 諸費	0	1,690	
第 3 項 一般会計繰出金	118,324	1,259,634	
第 1 目 一般会計繰出金	118,324	1,259,634	(節内訳) (28) 繰出金 118,324 貸付金の事業計画の決定に伴う補正である。
(財源内訳) 諸収入 繰越金	118,323 1		
(1) 一般会計繰出金	118,324	1,259,634	

第41号議案

4 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 307,225	7,238,094	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 10,873	3,288,478	
第 1 目 管理総務費	△ 873	174,278	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 873		(節内訳) (2) 給料 △ 1,061 (3) 職員手当等 3,405 (4) 共済費 △ 3,217
(1) 職員給与費	△ 873	174,278	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,061 一般職給 △ 1,061 ・職員手当等 3,405 扶養手当 △ 291 地域手当 496 住居手当 △ 360 通勤手当 2,107 管理職手当 2 特殊勤務手当 3 期末手当 789 勤勉手当 899 児童手当 △ 240 ・共済費 △ 3,217 地方職員共済組合等負担金△ 3,217
第 2 目 県営住宅管理費	△ 10,000	3,114,200	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 繰入金 諸収入	137,831 8,665 △ 156,428 △ 68		(節内訳) (1) 報酬 33 (4) 共済費 8 (12) 役務費 △ 4,574 (13) 委託料 △ 1,367 (14) 使用料及び賃借料 △ 2,400 (18) 備品購入費 △ 1,700
(1) 県営住宅管理費	△ 10,000	1,549,200	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	0	1,565,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 県営住宅整備費	△ 483,591	3,647,408	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 483,591	3,647,408	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 県債	△ 228,076 104,485 △ 360,000		(節内訳) (2) 給料 667 (3) 職員手当等 469 (4) 共済費 967 (8) 報償費 △ 200 (9) 旅費 △ 50 (12) 役務費 △ 1,000 (13) 委託料 △ 87,312 (15) 工事請負費 △ 360,286 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 36,846
(1) 県営住宅総合再生整備 事業費	△ 483,591	3,647,408	事業費の確定及び国庫支出金の決定に伴う補正 である。
第 3 項 積立金	187,239	302,208	
第 1 目 積立金 (財源内訳) 使用料及び手数料 財産収入 繰越金	 △ 49,661 121,769	302,208	(節内訳) (25) 積立金 187,239
(1) 県営住宅管理基金積立 金	187,239	302,208	繰越金の確定等による積立金の補正である。
第 2 款 公債費	△ 39,775	3,016,011	
第 1 項 公債費	△ 39,775	3,016,011	
第 2 目 利子 (財源内訳) 使用料及び手数料 繰入金	 △ 33,192 △ 4,808	309,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 38,000
(1) 公債費 (利子)	△ 38,000	309,000	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費 の補正である。
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料	 △ 1,775	10,011	(節内訳) (12) 役務費 △ 1,775
(1) 公債費 (諸費)	△ 1,775	10,011	県債の発行額の確定に伴う発行手数料に要する 経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	66,895	
第 1 項 予備費	0	66,895	

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 県営住宅事業費 2 県営住宅整備費	県営住宅整備費	189,000	県営住宅総合再生整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成 28 年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
公営住宅建設事業債	公営住宅建設費	1,406,000	1,766,000	△360,000

第42号議案

5 心身障害者扶養共済事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 扶養共済事業費	△ 9,310	653,540	
第 1 項 扶養年金費	△ 9,306	649,434	
第 1 目 扶養年金費	△ 9,306	649,434	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 9,306 加入者数の変動に伴う補正である。 受給者数の変動に伴う補正である。
(財源内訳) 繰入金	481		
諸収入	△ 9,787		
(1) 心身障害者扶養年金費	△ 9,306	649,434	
ア 心身障害者扶養年金費	△ 4,564	292,254	
イ 心身障害者扶養年金費 (年金費)	△ 4,742	357,180	
第 2 項 諸費	△ 4	4,106	
第 1 目 諸費	△ 4	4,106	(節内訳) (9) 旅費 △ 2 (11) 需用費 △ 1 (12) 役務費 △ 1 事業費の確定等に伴う補正である。
(財源内訳) 繰入金	△ 4		
(1) 心身障害者扶養共済取扱事務費	△ 4	4,106	
第 2 款 予備費	0	150	
第 1 項 予備費	0	150	

第43号議案

6 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業高度化等事業費	△ 240,851	3,696,127	
第 1 項 中小企業高度化資金等貸付金	△ 180,912	879,066	
第 1 目 貸付金	△ 180,912	879,066	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 15,685		(21) 貸付金 △ 180,912
繰越金	△ 5,325		
諸収入	△ 15,095		
県債	△ 144,807		
(1) 高度化資金費貸付金	△ 180,912	879,066	中小企業者等の高度化事業に対して貸し付ける経費の補正である。
ア 共同施設資金費貸付金	△ 33,940	242,140	貸付金の確定に伴う補正である。
イ 集団化資金費貸付金	△ 147,067	520,193	貸付金の確定に伴う補正である。
ウ 特別広域高度化資金費貸付金	95	1,733	貸付金の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 13,845	21,304	
第 1 目 諸費	△ 13,845	21,304	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 13,845		(22) 補償、補填及び賠償金 △ 13,845
繰越金	1,488		
諸収入	△ 1,488		
(1) 高度化資金等事務費	△ 13,845	21,304	
ア 設備貸与事業損失補償費	△ 13,845	492	損失補償額の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	△ 46,094	2,795,757	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 46,094	2,795,757	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	2,495		(28) 繰出金 △ 46,094
諸収入	△ 48,589		
(1) 一般会計繰出金	△ 47,862	296,518	償還金の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 一般会計繰出金 (設備 近代化財源返還等)	1,768	2,499,239	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 161,363	3,478,659	
第 1 項 公債費	△ 161,363	3,478,659	
第 1 目 元金	△ 160,974	3,403,636	
(財源内訳) 繰越金	4,093		(節内訳)
諸収入	△ 165,067		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 160,974
(1) 公債費 (元金)	△ 162,776	903,173	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 公債費 (設備近代化財 源返還)	1,802	2,500,463	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 389	75,023	
(財源内訳) 繰越金	17		(節内訳)
諸収入	△ 406		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 389
(1) 公債費 (利子)	△ 389	75,023	償還金の確定に伴う補正である。

平成 28 年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	中小企業高度化資金等貸付金	701,865	846,672	△144,807

第44号議案

7 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 112,528	78,465	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金	0	40,000	
(財源内訳)			
繰越金	5,911		
諸収入	△ 5,911		
(1) 林業・木材産業改善資金貸付金	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 75,000	25,000	
第 1 目 貸付金	△ 75,000	25,000	
(財源内訳)			
繰越金	△ 37,500		(節内訳)
諸収入	△ 37,500		(21) 貸付金 △ 75,000
(1) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 75,000	25,000	貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 13	965	
第 1 目 諸費	△ 13	965	
(財源内訳)			
繰越金	△ 13		(節内訳)
(1) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 13	899	(9) 旅費 △ 12 (13) 委託料 △ 1 制度運営費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 37,515	12,500	
第 1 目 元金	△ 37,500	12,500	
(財源内訳)			
諸収入	△ 37,500		(節内訳)
(1) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金(元金)	△ 37,500	12,500	(23) 償還金、利子及び割引料 △ 37,500 貸付金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 15	0	
(財源内訳) 繰越金	△ 15		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 15
(1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金 (利 子)	△ 15	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	33,451	235,458	
第 1 項 予備費	33,451	235,458	
第 1 目 予備費	33,451	235,458	
(財源内訳) 繰越金	71,497		(節内訳) (30) 予備費 33,451
諸収入	△ 38,046		
(1) 林業・木材産業改善資 金予備費	33,394	185,232	繰越金等の確定に伴う補正である。
(2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	57	50,226	諸収入の確定に伴う補正である。

第45号議案

8 沿岸漁業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 沿岸漁業改善資金費	△ 67	66,097	
第 1 項 沿岸漁業改善資金貸付金	0	65,000	
第 1 目 貸付金 (財源内訳) 繰越金 諸収入	0 10,472 △ 10,472	65,000	
(1) 沿岸漁業改善資金貸付金	0	65,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 67	1,097	
第 1 目 諸費 (財源内訳) 繰入金	△ 67 △ 67	1,097	(節内訳) (11) 需用費 △ 10 (12) 役務費 △ 57
(1) 沿岸漁業改善資金制度運営費	△ 67	1,097	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	58,168	149,004	
第 1 項 予備費	58,168	149,004	
第 1 目 予備費 (財源内訳) 繰越金 諸収入	58,168 58,606 △ 438	149,004	(節内訳) (30) 予備費 58,168
(1) 沿岸漁業改善資金予備費	58,168	149,004	繰越金等の確定に伴う補正である。

第46号議案

9 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	131,199	4,409,338	
第 1 項 港湾管理費	△ 201,801	1,854,778	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 48,621	1,444,210	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 27,555		(2) 給料 △ 3,031
諸収入	△ 21,066		(3) 職員手当等 △ 2,354
			(4) 共済費 △ 2,472
			(9) 旅費 △ 229
			(11) 需用費 △ 27,788
			(12) 役務費 △ 1,043
			(13) 委託料 △ 8,283
			(14) 使用料及び賃借料 △ 139
			(15) 工事請負費 △ 3,282
(1) 職員給与費	△ 7,857	296,216	清水港管理局職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 3,031
			一般職給 △ 3,031
			・職員手当等 △ 2,354
			扶養手当 341
			地域手当 △ 596
			住居手当 166
			通勤手当 △ 346
			管理職手当 △ 239
			特殊勤務手当 2
			時間外勤務手当 132
			期末手当 △ 786
			勤勉手当 △ 808
			児童手当 △ 220
			・共済費 △ 2,472
			地方職員共済組合等負担金△ 2,472
(2) 事務所費	△ 47	155,534	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 企画振興費	△ 489	29,388	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 清水港港湾管理費	△ 32,895	691,858	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 港湾物流情報化事業費	△ 36	1,417	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 清水港プレジャーボート適正化対策事業費	△ 3,377	36,928	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 清水港保安対策事業費	△ 3,920	232,869	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第2目	田子の浦港港湾管理費	△ 11,983	183,427	(節内訳)
	(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 11,983		(2) 給料 △ 5,764 (3) 職員手当等 △ 3,148 (4) 共済費 △ 2,008 (9) 旅費 △ 5 (11) 需用費 △ 50 (12) 役務費 △ 8 (13) 委託料 △ 1,000
(1)	職員給与費	△ 10,920	60,402	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 5,764 一般職給 △ 5,764 ・職員手当等 △ 3,148 扶養手当 430 地域手当 △ 291 住居手当 243 通勤手当 343 時間外勤務手当 △ 320 期末手当 △ 2,126 勤勉手当 △ 1,637 児童手当 210 ・共済費 △ 2,008 地方職員共済組合等負担金 △ 2,008
(2)	田子の浦港保安対策事業費	△ 1,063	39,743	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	御前崎港港湾管理費	△ 123,634	177,826	(節内訳)
	(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 123,634		(9) 旅費 △ 5 (11) 需用費 △ 70 (12) 役務費 △ 9 (13) 委託料 △ 300 (23) 償還金、利子及び割引料 △ 123,250
(1)	御前崎港港湾管理費	△ 123,510	104,721	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	御前崎港保安対策事業費	△ 124	73,105	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	公課費	△ 17,563	49,315	(節内訳)
	(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 17,563		(27) 公課費 △ 17,563
(1)	公課費	△ 17,563	49,315	消費税納付額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 施設整備費	0	2,060,000	
第 1 目 清水港施設整備費	0	2,000,000	(節内訳)
(財源内訳)			
使用料及び手数料	2,000		
県債	△ 2,000		
(1) 清水港施設整備費	0	2,000,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 御前崎港施設整備費	0	60,000	(節内訳)
(財源内訳)			
使用料及び手数料	1,000		
県債	△ 1,000		
(1) 御前崎港施設整備費	0	60,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 項 積立金	333,000	483,000	
第 1 目 積立金	333,000	483,000	(節内訳)
(財源内訳)			(25) 積立金 333,000
使用料及び手数料	168,053		
財産収入	85,398		
諸収入	34,700		
繰越金	44,849		
(1) 積立金	333,000	483,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 一般会計繰出金	0	11,560	
第 2 款 公債費	△ 31,199	1,965,399	
第 1 項 公債費	△ 31,199	1,965,399	
第 1 目 元金	0	1,659,441	(節内訳)
(財源内訳)			
(1) 公債費 (元金)	0	1,659,441	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 30,899	300,262	(節内訳)
(財源内訳)			(23) 償還金、利子及び割引料 △ 30,899
使用料及び手数料	△ 1,604		
財産収入	△ 29,295		
(1) 公債費 (利子)	△ 30,899	300,262	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料 (1) 公債費 (公債諸費)	△ 300 △ 300 △ 300	5,696 5,696	(節内訳) (12) 役務費 △ 300 県債借入額の確定に伴う県債に係る諸手数料の補正である。
第 3 款 予備費	0	5,263	
第 1 項 予備費	0	5,263	

繰 越 明 許 費

1 変 更

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額		説 明
		補 正 前	補 正 後	
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	498,000	1,211,000	新興津埠頭用地整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追 加

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 港湾事業費 1 港湾管理費	清水港港湾管理費	19,000	基本施設修繕事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 1 港湾管理費	田子の浦港港湾管理費	17,000	機能施設修繕事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 1 港湾管理費	御前崎港港湾管理費	10,000	機能施設修繕事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	御前崎港施設整備費	26,000	荷役機械整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成28年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額(単位:千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額	
港湾整備事業債	清 水 港 施 設 整 備 費	747,000	748,000	△ 1,000	
	新興津荷役機械整備費	149,000	150,000	△ 1,000	
	富士見荷役機械整備費	20,000	20,000	0	
	興津富士見上屋整備費	30,000	30,000	0	
	清水港資本費平準化費	548,000	548,000	0	
	清 水 港 埠 頭 整 備 費	1,799,000	1,800,000	△ 1,000	
	新興津埠頭用地整備費	1,449,000	1,450,000	△ 1,000	
	新興津都市再開発等用地整備費	350,000	350,000	0	
	田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	15,000	15,000	0	
	田子の浦港資本費平準化費	15,000	15,000	0	
	御 前 崎 港 施 設 整 備 費	400,000	401,000	△ 1,000	
	女岩荷役機械整備費	59,000	60,000	△ 1,000	
	御前崎港資本費平準化費	341,000	341,000	0	
	合 計		2,961,000	2,964,000	△ 3,000

第47号議案

10 流域下水道事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費	△ 602,992	3,742,799	
第 1 項 流域下水道管理費	△ 191,577	2,513,545	
第 1 目 管理総務費	△ 111,913	590,598	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	△ 113,965		(2) 給料 △ 47,281
繰入金	△ 2,008		(3) 職員手当等 △ 14,209
諸収入	4,060		(4) 共済費 △ 16,500
			(27) 公課費 △ 33,923
(1) 職員給与費	△ 77,990	131,084	流域下水道事業特別会計職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 47,281
			一般職給 △ 47,281
			・職員手当等 △ 14,209
			扶養手当 △ 2,034
			地域手当 △ 2,075
			住居手当 614
			通勤手当 △ 595
			時間外勤務手当 937
			期末手当 △ 11,654
			勤勉手当 △ 40
			児童手当 286
			単身赴任手当 352
			・共済費 △ 16,500
			地方職員共済組合等負担金△ 16,500
(2) 管理総務費（管理事務費）	△ 33,923	425,733	狩野川東部及び狩野川西部流域下水道の維持管理業務に要する経費の補正である。
第 2 目 狩野川東部管理費	△ 664	811,226	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	△ 23,825		(1) 報酬 3,086
使用料及び手数料	△ 9		(4) 共済費 901
繰入金	20,983		(9) 旅費 △ 4
諸収入	2,187		(11) 需用費 △ 3,987
			(18) 備品購入費 △ 660
(1) 狩野川東部管理費	△ 664	811,226	狩野川東部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 3 目 狩野川西部管理費	△ 79,000	1,111,721	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 分担金及び負担金 繰入金 諸収入 財産収入	44,797 △ 123,992 194 1		(節内訳) (1) 報酬 3,085 (4) 共済費 902 (9) 旅費 △ 4,413 (11) 需用費 △ 3,099 (12) 役務費 △ 238 (13) 委託料 △ 75,000 (14) 使用料及び賃借料 △ 237
(1) 狩野川西部管理費	△ 79,000	1,111,721	狩野川西部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 2 項 流域下水道建設費	△ 343,610	837,890	
第 1 目 流域下水道建設費	△ 343,610	837,890	
(財源内訳) 分担金及び負担金 国庫支出金 繰入金 県債	△ 87,615 △ 158,868 △ 14,127 △ 83,000		(節内訳) (2) 給料 △ 3,477 (3) 職員手当等 △ 1,703 (4) 共済費 △ 959 (7) 賃金 △ 188 (9) 旅費 △ 89 (11) 需用費 △ 1,688 (12) 役務費 △ 877 (13) 委託料 △ 53,521 (14) 使用料及び賃借料 △ 433 (15) 工事請負費 △ 280,577 (18) 備品購入費 △ 98
(1) 流域下水道建設費(補助事業)	△ 343,610	837,890	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	△ 67,805	391,364	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 67,805	391,364	
(財源内訳) 諸収入	△ 67,805		(節内訳) (28) 繰出金 △ 67,805
(1) 一般会計繰出金	△ 67,805	391,364	移管流域の維持管理に係る累積収支の精算に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 10,240	1,450,199	
第 1 項 公債費	△ 10,240	1,450,199	
第 1 目 元金	0	1,195,935	
(財源内訳) 分担金及び負担金	21,109		(節内訳)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
繰入金 (1) 公債費 (元金)	△ 21,109 0	1,195,935	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 利子 (財源内訳) 分担金及び負担金 繰入金 (1) 公債費 (利子)	△ 10,240 △ 3,044 △ 7,196 △ 10,240	254,182 254,182	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 10,240 県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	770	
第 1 項 予備費	0	770	

繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

款 項	事業名	金 額		説 明
		補正前	補正後	
1 流域下水道事業費 2 流域下水道建設費	流域下水道建設費	120,000	414,000	狩野川東部流域下水道事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成28年度 県債の補正について

下水道事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額
下水道事業債	狩野川東部流域下水道事業費	99,000	132,000	△ 33,000
	狩野川西部流域下水道事業費	128,000	178,000	△ 50,000
合 計		227,000	310,000	△ 83,000

第48号議案

1.1 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 338,000	2,037,000	
第 1 項 集中管理費	△ 338,000	2,037,000	
第 1 目 物品調達費	△ 329,000	1,932,000	
(財源内訳) 諸収入	△ 329,000		(節内訳) (1) 報酬 △ 680 (4) 共済費 △ 100 (8) 報償費 △ 12,010 (11) 需用費 △ 154,770 (12) 役務費 △ 1,020 (14) 使用料及び賃借料 △ 4,000 (18) 備品購入費 △ 155,450 (27) 公課費 △ 970
(1) 物品調達費	△ 329,000	1,932,000	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	△ 5,000	56,000	
(財源内訳) 諸収入	△ 5,000		(節内訳) (9) 旅費 100 (11) 需用費 △ 1,300 (14) 使用料及び賃借料 △ 3,700 (27) 公課費 △ 100
(1) 自動車管理費	△ 5,000	56,000	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 4,000	49,000	
(財源内訳) 諸収入	△ 4,000		(節内訳) (12) 役務費 △ 4,000
(1) 電話管理費	△ 4,000	49,000	本庁における電話料に要する経費の補正である。

第3 企業会計2月補正予算

第49号議案

1 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	△ 100,944	4,669,690	
第 1 項 営業収益	26,963	4,458,829	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	42,584	4,375,261	給水量の変動に伴う補正である。
柿田川工業用水道料金	△ 163		
富士川工業用水道料金	96		
東駿河湾工業用水道料金	50,754		
静清工業用水道料金	△ 449		
中遠工業用水道料金	△ 3,594		
西遠工業用水道料金	△ 3,941		
湖西工業用水道料金	△ 119		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 15,621	83,568	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 15,621		
第 2 項 営業外収益	△ 11,065	183,617	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	△ 7,720	2,821	預金利息の補正である。
預金利息	△ 7,720		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	△ 4,671	175,085	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	△ 4,671		
第 3 目 雑収益 (節内訳)	1,326	5,711	行政財産使用料等の確定に伴う補正である。
その他雑収益	1,326		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 特別利益	△ 116,842	27,244	
第 2 目 その他特別利益 (節内訳)	△ 116,842	0	特別修繕引当金戻入益の確定に伴う補正である。
特別修繕引当金戻入額	△ 116,842		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	△ 66,621	4,572,243	
第 1 項 営業費用	△ 118,454	4,189,481	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 67,961	1,543,588	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 329 (1) 報酬 △ 14 (5) 法定福利費 343 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 343 ・維持管理費 △ 68,290 (10) 役務費 △ 521 (11) 委託料 15,026 (12) 賃借料 50 (13) 修繕料 △ 4,783 (16) 動力費 △ 56,147 (17) 薬品費 △ 22,915 (20) 負担金 1,000
第 2 目 配水及び給水費	△ 30,223	649,501	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 6,246 (1) 報酬 3 (2) 給料 △ 2,414 (3) 職員手当等 △ 1,250 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 522 地域手当 △ 97 通勤手当 1,701 時間外勤務手当 △ 1,015 期末手当 △ 1,115 勤勉手当 △ 972 賞与引当金繰入額 69 特殊勤務手当 37 管理職手当 2 休日勤務手当 26 住居手当 404 児童手当 232 (4) 賃金 268 (5) 法定福利費 △ 2,853 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 2,889 法定福利費引当金繰入額 36 ・維持管理費 △ 23,977 (10) 役務費 49 (11) 委託料 △ 1,177 (12) 賃借料 △ 614

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 修繕料 △ 2,336 (16) 動力費 △ 21,720 (19) 補償費 1,877 (20) 負担金 △ 56
第 3 目 総係費	8,030	322,615	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。 (節内訳) ・人件費 10,467 (1) 報酬 △ 31 (2) 給料 △ 2,430 (3) 職員手当等 14,747 扶養手当 △ 275 地域手当 △ 96 通勤手当 59 時間外勤務手当 △ 231 期末手当 939 勤勉手当 △ 953 賞与引当金繰入額 120 管理職手当 2 休日勤務手当 △ 42 住居手当 △ 358 退職給付費 15,795 児童手当 △ 213 (5) 法定福利費 △ 1,819 法定福利費 △ 1,856 法定福利費引当金繰入額 37 ・事務費 △ 2,437 (6) 旅費 △ 258 (9) 需用費 △ 1,264 (10) 役務費 △ 587 (12) 賃借料 △ 505 (19) 補償費 56 (20) 負担金 121
第 4 目 共用施設管理費	1,278	108,441	企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 1,278 (1) 報酬 15 (2) 給料 △ 149 (3) 職員手当等 645 扶養手当 11 地域手当 △ 4 通勤手当 735 時間外勤務手当 △ 19 期末手当 △ 281 勤勉手当 △ 236 賞与引当金繰入額 111

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			休日勤務手当 21 住居手当 360 児童手当 △ 53 (5) 法定福利費 767 法定福利費 744 法定福利費引当金繰入額 23 ・維持管理費 0 (9) 需用費 △ 333 (11) 委託料 1,440 (13) 修繕料 △ 1,082 (23) 保険料 △ 25
第 5 目 減価償却費	△ 22,678	1,564,164	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 23,137 (36) 無形固定資産減価償却費 459
第 6 目 資産減耗費	△ 6,900	1,172	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 6,900
第 2 項 営業外費用	51,994	378,591	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 11,006	223,700	企業債利息等の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 10,138 (43) 共用施設負担金利息 △ 868
第 4 目 消費税及び地方消費税	63,000	142,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 63,000
第 3 項 特別損失	△ 161	1,171	
第 1 目 固定資産売却損	△ 161	1,171	職員公舎建物の売却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (50) 固定資産売却損 △ 161
第 4 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 15,148	966,518	
第 1 項 企業債	△ 54,000	791,000	
第 1 目 工業用水道建設費債 (節内訳)	△ 54,000	791,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・中遠 188,000 → 174,000 千円 ・西遠 100,000 → 65,000 千円 ・柿田川 5,000 → 0 千円
中遠工業用水道建設費債	△ 14,000		
西遠工業用水道建設費債	△ 35,000		
柿田川工業用水道建設費債	△ 5,000		
第 2 項 国庫補助金	18,200	149,800	
第 1 目 工業用水道建設費補助金 (節内訳)	18,200	149,800	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 静清 : 554,000 → 512,962 千円 柿田川 : 10,000 → 9,259 千円 中遠 : 20,000 → 18,518 千円 西遠 : 24,000 → 126,407 千円 ・補助率 静清 : 22.5/100 柿田川 : 22.5/100 中遠 : 22.5/100 西遠 : 22.5/100
静清工業用水道建設費補助金	△ 4,200		
柿田川工業用水道建設費補助金	△ 200		
中遠工業用水道建設費補助金	△ 400		
西遠工業用水道建設費補助金	23,000		
第 3 項 負担金	20,000	22,501	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	20,000	22,501	建設改良事業の確定に伴う補正である。
静清工業用水道工事費負担金	20,000		
第 4 項 固定資産売却代金	172	1,737	
第 1 目 固定資産売却代金 (節内訳)	172	1,737	職員公舎建物の売却に伴う補正である。
固定資産売却代金	172		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 110,573	2,980,926	
第 1 項 建設改良費	△ 97,016	1,857,984	
第 1 目 富士川工業用水道建設改良費	180,000	290,725	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 180,000 (62) 工事請負費 180,000
第 2 目 東駿河湾工業用水道建設改良費	△ 296,000	260,880	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 296,000 (62) 工事請負費 △ 296,000
第 3 目 静清工業用水道建設改良費	28,000	760,015	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 28,000 (11) 委託料 20,000 (62) 工事請負費 8,000
第 4 目 中遠工業用水道建設改良費	△ 4,000	293,074	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 4,000 (11) 委託料 △ 5,000 (19) 補償費 1,000 (20) 負担金 △ 5,000 (62) 工事請負費 5,000
第 5 目 西遠工業用水道建設改良費	△ 5,016	162,992	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 5,016 (20) 負担金 △ 6,588 (62) 工事請負費 1,572
第 2 項 固定資産取得費	0	7,133	
第 3 項 企業債償還金	△ 13,557	1,067,181	
第 1 目 企業債償還金	△ 13,557	1,067,181	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 13,557

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 負担金償還金	0	48,628	

備考 資本的収入額 966,518 千円が資本的支出額 2,980,926 千円に対し不足する額 2,014,408 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 139,983 千円、減債積立金 283,771 千円、建設改良積立金 79,096 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,511,558 千円で補填するものとする。

平成 28 年度 企業債の補正について (第 5 条)

工業用水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額 (単位: 千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
工業用水道建設費債	富士川工業用水道建設費	50,000	50,000	0
	東駿河湾工業用水道建設費	22,000	22,000	0
	静清工業用水道建設費	443,000	443,000	0
	中遠工業用水道建設費	174,000	188,000	△ 14,000
	西遠工業用水道建設費	65,000	100,000	△ 35,000
	湖西工業用水道建設費	37,000	37,000	0
	柿田川工業用水道建設費	0	5,000	△ 5,000
合 計		791,000	845,000	△ 54,000

第50号議案

2 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	△ 33,753	6,967,247	
第 1 項 営業収益	△ 28,523	6,456,123	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	△ 14,839	6,376,560	給水量の変動に伴う補正である。
駿豆水道料金	△ 21,008		
榛南水道料金	△ 630		
遠州水道料金	6,799		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 13,684	79,563	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 13,684		
第 2 項 営業外収益	△ 5,230	511,124	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	△ 5,991	1,702	預金利息の補正である。
預金利息	△ 5,991		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	761	508,743	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	761		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	△ 77,077	6,344,493	
第 1 項 営業費用	△ 175,048	5,607,272	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 68,289	1,549,564	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 122 (1) 報酬 △ 162 (5) 法定福利費 40 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 40 ・維持管理費 △ 68,167 (11) 委託料 △ 22,900 (12) 賃借料 △ 4,157 (13) 修繕料 1,000 (16) 動力費 △ 43,000 (17) 薬品費 △ 500 (20) 負担金 1,390
第 2 目 配水及び給水費	△ 39,761	1,174,919	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 4,023 (1) 報酬 △ 64 (2) 給料 2,387 (3) 職員手当等 1,472 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 154 地域手当 95 通勤手当 △ 1,168 単身赴任手当 312 時間外勤務手当 91 期末手当 574 勤勉手当 625 賞与引当金繰入額 990 特殊勤務手当 △ 26 管理職手当 2 休日勤務手当 △ 50 住居手当 △ 297 児童手当 170 (5) 法定福利費 228 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 18 法定福利費引当金繰入額 210 ・維持管理費 △ 43,784 (10) 役務費 240 (11) 委託料 △ 15,320 (12) 賃借料 △ 204 (13) 修繕料 1,500

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(16) 動力費 △ 30,100 (17) 薬品費 100
第 3 目 総係費	△ 39,133	296,460	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 37,013 (1) 報酬 53 (2) 給料 △ 5,610 (3) 職員手当等 △ 30,212 扶養手当 △ 74 地域手当 165 通勤手当 1,349 時間外勤務手当 △ 312 期末手当 △ 1,112 勤勉手当 285 管理職手当 1 休日勤務手当 17 退職給付費 △ 30,644 児童手当 113 (5) 法定福利費 △ 1,244 法定福利費 △ 1,256 法定福利費引当金繰入額 12 ・事務費 △ 2,120 (6) 旅費 △ 197 (9) 需用費 △ 975 (10) 役務費 △ 577 (12) 賃借料 △ 572 (20) 負担金 129 (21) 研修費 72
第 4 目 共用施設管理費	1,870	134,697	企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 1,870 (1) 報酬 211 (2) 給料 782 (3) 職員手当等 747 扶養手当 19 地域手当 28 通勤手当 20 時間外勤務手当 375 期末手当 △ 93 勤勉手当 △ 147 賞与引当金繰入額 240 休日勤務手当 △ 10 児童手当 315 (5) 法定福利費 130 法定福利費 80

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			法定福利費引当金繰入額 50 ・維持管理費 0 (11) 委託料 △ 3,600 (12) 賃借料 21 (13) 修繕料 3,600 (16) 動力費 △ 21
第 5 目 減価償却費	△ 4,803	2,435,375	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 4,803
第 6 目 資産減耗費	△ 24,932	16,257	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 24,932
第 2 項 営業外費用	97,971	734,221	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 8,029	377,400	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 8,029
第 4 目 消費税及び地方消費税	106,000	347,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 106,000
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 390,712	90,288	
第 1 項 企業債	△ 381,000	0	
第 1 目 水道建設費債 (節内訳) 駿豆水道建設費債 榛南水道建設費債 遠州水道建設費債	△ 381,000 △ 15,000 △ 93,000 △ 273,000	0	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・駿豆 15,000 → 0 千円 ・榛南 93,000 → 0 千円 ・遠州 273,000 → 0 千円
第 2 項 出資金	△ 19,000	31,000	
第 1 目 出資金 (節内訳) 一般会計出資金	△ 19,000 △ 19,000	31,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 3 項 補助金	△ 18,269	31,731	
第 1 目 水道建設費補助金 (節内訳) 遠州水道建設費補助金	△ 18,269 △ 18,269	31,731	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 遠州: 150,000 → 95,193 千円 ・補助率 遠州: 1/3
第 4 項 負担金	27,557	27,557	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳) 遠州水道工事費負担金	27,557 27,557	27,557	建設改良事業の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 382,570	2,523,002	
第 1 項 建設改良費	△ 364,350	1,135,650	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	△ 125,500	132,411	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 125,500 (11) 委託料 4,000 (62) 工事請負費 △ 129,500
第 2 目 榛南水道建設改良費	0	140,387	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 0 (11) 委託料 25,000 (62) 工事請負費 △ 25,000
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 238,850	862,852	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 238,850 (11) 委託料 38,200 (18) 材料費 19,203 (19) 補償費 △ 1,000 (62) 工事請負費 △ 295,253
第 2 項 固定資産取得費	△ 11,779	55,921	
第 1 目 固定資産取得費	△ 11,779	55,921	固定資産購入額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (61) 工具器具及び備品購入費 △ 12,779 (66) 地上権購入費 1,000
第 3 項 企業債償還金	△ 6,441	1,331,431	
第 1 目 企業債償還金	△ 6,441	1,331,431	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 6,441

備考 資本的収入額 90,288 千円が資本的支出額 2,523,002 千円に対し不足する額 2,432,714 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 83,873 千円、減債積立金 747,223 千円、建設改良積立金 214,847 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,386,771 千円で補填するものとする。

平成28年度 企業債の補正について（第5条）

水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
水道建設費債	駿豆水道建設費	0	15,000	△ 15,000
	榛南水道建設費	0	93,000	△ 93,000
	遠州水道建設費	0	273,000	△ 273,000
合 計		0	381,000	△ 381,000

第51号議案

3 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	△ 74,398	51,602	
第 1 項 営業収益	△ 81,807	0	
第 1 目 土地売却収益	△ 81,807	0	売却土地の減に伴う補正である。
(節内訳)			
土地売却収益	△ 81,807		
第 2 項 営業外収益	7,409	31,602	
第 1 目 受取利息及び配当金	△ 3,591	570	預金利息の補正である。
(節内訳)			
預金利息	△ 3,591		
第 2 目 雑収益	11,000	31,032	立木売却収益の補正である。
(節内訳)			
その他雑収益	11,000		
第 3 項 特別利益	0	20,000	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 141,771	169,891	
第 1 項 営業費用	△ 80,162	92,634	
第 1 目 土地売却原価	△ 81,807	0	売却土地の減に伴う補正である。 (節内訳) (29) 土地売却原価 △ 81,807
第 2 目 一般管理費	1,645	92,634	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。 (節内訳) ・人件費 2,315 (2) 給料 964 (3) 職員手当等 974 扶養手当 19 地域手当 39 通勤手当 611 時間外勤務手当 29 期末手当 154 勤勉手当 246 賞与引当金繰入額 271 管理職手当 2 休日勤務手当 24 住居手当 △ 339 退職給付費 △ 262 児童手当 180 (5) 法定福利費 377 法定福利費 321 法定福利費引当金繰入額 56 ・事務費 △ 670 (6) 旅費 △ 402 (9) 需用費 △ 53 (10) 役務費 △ 240 (11) 委託料 70 (12) 賃借料 △ 59 (20) 負担金 14
第 2 項 営業外費用	△ 61,609	74,257	
第 2 目 雑損失	△ 61,609	74,000	仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定に伴う補正である。 (節内訳) (48) その他雑損失 △ 61,609
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	212,030	744,570	
第 1 項 浜松坪井地区事業収入	△ 8,000	0	
第 1 目 浜松坪井地区事業収入 (節内訳) 浜松坪井地区事業収入	△ 8,000 △ 8,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
第 2 項 新規用地事業収入	△ 508,000	0	
第 1 目 新規用地事業収入 (節内訳) 新規用地事業収入	△ 508,000 △ 508,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
第 3 項 負担金	0	16,540	
第 4 項 長泉南一色地区事業収入	306,930	306,930	
第 1 目 長泉南一色地区事業収入 (節内訳) 長泉南一色地区事業収入	306,930 306,930	306,930	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 5 項 清水町久米田地区事業収入	387,800	387,800	
第 1 目 清水町久米田地区事業収入 (節内訳) 清水町久米田地区事業収入	387,800 387,800	387,800	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 6 項 森中川下地区事業収入	33,300	33,300	
第 1 目 森中川下地区事業収入 (節内訳) 森中川下地区事業収入	33,300 33,300	33,300	建設改良事業の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 444,321	1,688,131	
第 1 項 建設改良費	△ 444,321	1,688,131	
第 1 目 開発整備費	△ 394,321	1,663,131	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 1,735 (2) 給料 △ 102 (3) 職員手当等 △ 1,717 扶養手当 △ 218 地域手当 △ 10 通勤手当 176 時間外勤務手当 △ 1,340 期末手当 △ 46 勤勉手当 △ 66 賞与引当金繰入額 △ 82 児童手当 △ 131 (5) 法定福利費 84 法定福利費 105 法定福利費引当金繰入額 △ 21 ・事務費 △ 22,586 (9) 需用費 △ 22,586 ・工事費 △ 370,000 (11) 委託料 △ 147,000 (19) 補償費 △ 2,000 (56) 土地購入費 △ 106,000 (62) 工事請負費 △ 115,000
第 2 目 補助金	△ 50,000	25,000	補助対象事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) (33) 補助金 △ 50,000

備考 資本的収入額 744,570 千円が資本的支出額 1,688,131 千円に対し不足する額 943,561 千円は、過年度分損益勘定留保資金 943,561 千円で補填するものとする。

第52号議案

4 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	1,263,759	33,278,491	
第 1 項 医業収益	1,514,753	26,144,938	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	1,463,984	25,245,240	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	△ 63,250		
外来収益	1,527,234		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	50,769	899,698	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	26,718		
医業雑収益	24,051		
第 2 項 医業外収益	△ 298,414	7,085,133	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	△ 1,460	18,722	預金利息の補正である。
預金利息	△ 1,460		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	47,551	461,828	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	47,551		
第 3 目 他会計負担金 (節内訳)	△ 50,374	5,566,256	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	△ 50,374		
第 4 目 長期前受金戻入 (節内訳)	8,789	210,939	固定資産の減価償却に伴う長期前受金戻入の補正である。
長期前受金戻入	8,789		
第 5 目 その他医業外収益 (節内訳)	△ 302,920	827,388	外部研究資金、公舎貸付料等の補正である。
資産貸付収益	1,813		
受託等研究収益	△ 297,438		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
その他医業外収益	△ 7,295		
第 3 項 特別利益	47,420	48,420	
第 1 目 過年度損益修正益 (節内訳) 過年度損益修正益	4,069 4,069	5,069	過年度分の収益に係る補正である。
第 2 目 その他特別利益 (節内訳) その他特別利益	43,351 43,351	43,351	外部資金で購入した物品の除却に伴う補正である。
第 2 款 研究所事業収益	△ 57,697	755,631	
第 1 項 研究所収益	△ 118,625	694,703	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	△ 83,625 △ 83,625	645,880	がんセンター研究所支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
第 2 目 その他研究所収益 (節内訳) 受託等研究収益	△ 35,000 △ 35,000	48,823	外部研究資金等の確定に伴う補正である。
第 2 項 特別利益	60,928	60,928	
第 1 目 その他特別利益 (節内訳) その他特別利益	60,928 60,928	60,928	外部資金で購入した物品の除却に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	1,316,002	33,417,552	
第 1 項 医業費用	1,259,459	31,827,647	
第 1 目 給与費	152,451	11,336,846	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)のPersonnel費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 37,554</p> <p>(2) 職員手当等 135,709</p> <p>扶養手当 678</p> <p>地域手当 2,164</p> <p>住居手当 2,471</p> <p>通勤手当 10,331</p> <p>管理職手当 △ 1,216</p> <p>初任給調整手当 △ 3,279</p> <p>特殊勤務手当 27,678</p> <p>時間外勤務手当 77,250</p> <p>休日勤務手当 13,309</p> <p>夜間勤務手当 △ 7,153</p> <p>宿日直手当 △ 6,803</p> <p>期末手当 26,183</p> <p>勤勉手当 △ 7,041</p> <p>児童手当 △ 1,360</p> <p>単身赴任手当 △ 5</p> <p>管理職員特別勤務手当 2,502</p> <p>(3) 報酬 39,031</p> <p>(5) 法定福利費 △ 48,232</p> <p>(6) 退職給付費 △ 4,731</p> <p>(7) 負担金 △ 3,880</p> <p>(8) 奨学費 △ 3,000</p>
第 2 目 材料費	1,527,375	11,320,731	<p>薬品費及び診療材料費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(9) 薬品費 1,495,567</p> <p>(10) 診療材料費 24,977</p> <p>(12) 医療消耗備品費 6,831</p>
第 3 目 経費	△ 370,984	5,300,698	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(13) 厚生福利費 200</p> <p>(14) 報償費 △ 1,372</p> <p>(15) 旅費 9,026</p> <p>(17) 消耗品費 10,966</p> <p>(18) 光熱水費 △ 121,000</p> <p>(19) 燃料費 △ 332</p> <p>(20) 食糧費 67</p>

科	目	補正額	現計額	説明
				(21) 印刷製本費 1,429 (22) 修繕費 △ 36,718 (23) 保険料 △ 2,714 (24) 賃借料 △ 16,271 (25) 通信運搬費 △ 1,407 (26) 委託料 △ 181,624 (27) 手数料 △ 27,332 (28) 諸会費 2,548 (29) 貸倒引当金繰入額 △ 21,569 (30) 雑費 15,119
第 4 目	減価償却費	△ 65,700	3,141,264	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (31) 有形固定資産減価償却費 82,440 (32) 無形固定資産減価償却費 △ 148,140
第 5 目	資産減耗費	19,000	20,000	棚卸資産の減耗に伴う補正である。 (節内訳) (34) たな卸資産減耗費 19,000
第 6 目	研究研修費	2,804	505,357	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。 (節内訳) (37) 謝金 △ 308 (38) 研究旅費 3,112
第 7 目	長期前払消費税償却	△ 5,487	202,751	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (74) 長期前払消費税償却 △ 5,487
第 2 項	医業外費用	△ 123,949	1,408,413	
第 1 目	支払利息及び企業債取扱諸費	△ 29,602	633,912	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (42) 企業債利息 △ 29,102 (44) 一時借入金利息 △ 500
第 2 目	受託研究費	△ 21,115	420,603	医薬品受託研究費の補正である。 (節内訳) (3) 報酬 △ 517 (14) 報償費 △ 1,094 (20) 食糧費 △ 14 (21) 印刷製本費 △ 335 (22) 修繕費 126

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(24) 賃借料 Δ 421 (26) 委託料 Δ 5,000 (27) 手数料 2,000 (28) 諸会費 8,000 (30) 雑費 Δ 18,360 (36) 研究材料費 Δ 5,500
第 4 目 雑損失	Δ 76,870	247,038	看護師乳幼児保育委託等に要する経費の補正である。 (節内訳) (15) 旅費 12,346 (17) 消耗品費 9,129 (18) 光熱水費 150 (20) 食糧費 1,501 (24) 賃借料 6,628 (25) 通信運搬費 589 (26) 委託料 4,756 (27) 手数料 1,113 (28) 諸会費 3,144 (37) 謝金 179 (39) 図書費 491 (49) その他雑損失 Δ 116,896
第 5 目 消費税等	3,638	74,326	納税予定額の増に伴う補正である。 (節内訳) (73) 消費税等 3,638
第 3 項 特別損失	180,492	181,492	
第 1 目 過年度損益修正損	3,069	4,069	過年度分の費用に係る補正である。 (節内訳) (69) 過年度損益修正損 3,069
第 2 目 固定資産除却損	177,423	177,423	医療機器等の除却額の確定等に伴う補正である。 (節内訳) (67) 固定資産売却損 90,720 (68) 固定資産除却損 86,703
第 2 款 研究所事業費用	Δ 36,788	955,915	
第 1 項 研究所費用	Δ 120,895	871,808	
第 1 目 給与費	Δ 44,175	261,717	がんセンター研究所職員の人件費の補正である。 (節内訳) (1) 給料 Δ 21,465

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 特別損失	84,107	84,107	
第 1 目 過年度損益修正損	16,734	16,734	一般会計負担金の返還に係る補正である。 (節内訳) (69) 過年度損益修正損 16,734
第 2 目 固定資産除却損	67,373	67,373	機器等の除却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (68) 固定資産除却損 67,373

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	△ 76,773	960,307	
第 1 項 企業債	△ 99,000	895,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	△ 99,000	895,000	医療機器整備等に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター医療 機器整備費債	△ 199,000		
静岡がんセンター整備 費債	100,000		
第 2 項 基金繰入金	0	1,000	
第 3 項 受託金	△ 1,080	11,000	
第 1 目 受託金 (節内訳)	△ 1,080	11,000	器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
受託金	△ 1,080		
第 4 項 固定資産売却代金	2,400	32,400	
第 1 目 固定資産売却代金 (節内訳)	2,400	32,400	器械備品売却代金の確定に伴う補正である。
固定資産売却代金	2,400		
第 5 項 寄附金	14,507	14,507	
第 1 目 寄附金 (節内訳)	14,507	14,507	寄附金の収入に伴う補正である。
寄附金	14,507		
第 6 項 敷金・保証金返還金	900	900	
第 1 目 敷金・保証金返還金 (節内訳)	900	900	職員宿舍の敷金の返還に伴う補正である。
敷金返還金	900		
第 7 項 貸付金返還金	5,500	5,500	
第 1 目 貸付金返還金	5,500	5,500	看護学生修学資金貸付金の返還に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(節内訳) 貸付金返還金	5,500		
第 2 款 研究所資本的収入	11,467	315,705	
第 1 項 企業債	△ 2,000	120,000	
第 1 目 企業債 (節内訳) 静岡がんセンター研究 所整備費債	△ 2,000 △ 2,000	120,000	がんセンター研究所の器械備品等の購入に充てるための企業債の補正である。
第 2 項 他会計負担金	800	976	
第 1 目 一般会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	800 800	976	がんセンター研究所の器械備品等の購入に充てるための一般会計負担金の補正である。
第 3 項 受託金	0	32,400	
第 4 項 出資金	12,667	162,329	
第 1 目 一般会計出資金 (節内訳) 一般会計出資金	12,667 12,667	162,329	企業債元金償還に充てるための一般会計からの出資の補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	△ 93,331	4,125,648	
第 1 項 建設改良費	△ 99,424	913,640	
第 1 目 資産購入費	△ 204,238	748,826	器械備品等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 △ 7,428 (53) 器械備品購入費 △ 197,242 (57) 無形資産購入費 432
第 2 目 建設改良費	104,814	164,814	機器整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 29,871 (60) 工事費 74,943
第 2 項 企業債償還金	9,736	3,150,851	
第 1 目 企業債償還金	9,736	3,150,851	企業債元金の償還に要する経費の補正である。 (節内訳) (64) 企業債元金償還金 9,736
第 3 項 長期貸付金	△ 19,050	45,750	
第 1 目 長期貸付金	△ 19,050	45,750	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (75) 貸付金 △ 19,050
第 4 項 積立金	14,507	14,507	
第 1 目 積立金	14,507	14,507	基金の造成に要する経費の補正である。 (節内訳) (78) 積立金 14,507
第 5 項 敷金・保証金	900	900	
第 1 目 敷金・保証金	900	900	職員宿舍の敷金に要する経費の補正である。 (節内訳) (79) 敷金 900
第 2 款 研究所資本的支出	11,467	315,706	
第 1 項 建設改良費	△ 1,200	153,376	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 資産購入費	0	151,076	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (53) 器械備品購入費 △ 148 (57) 無形資産購入費 148
第 2 目 建設改良費	△ 1,200	2,300	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (27) 手数料 △ 1,200
第 2 項 企業債償還金	12,667	162,330	
第 1 目 企業債償還金	12,667	162,330	企業債元金の償還に要する経費の補正である。 (節内訳) (64) 企業債元金償還金 12,667

備考 資本的収入額 1,276,012 千円が資本的支出額 4,441,354 千円に対し不足する額 3,165,342 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,165,342 千円で補填するものとする。

平成 28 年度 債務負担行為の補正について（第 5 条）

1 変更

(1) 平成 28 年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所 属 部 局	事 項	区 分	委託予定額	平成 28 年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期 間
がんセンター局	2 静岡がんセンター X線撮影装置更新委 託契約	変更前	252,813	0	252,813	28～30 年度
		変更後	252,813	0	252,813	28～31 年度

平成 28 年度 企業債の補正について（第 6 条）

医療機器整備費債等について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
県立病院建設改良費	静岡がんセンター 医療機器整備費	795,000	994,000	△ 199,000
	静岡がんセンター 整備費	100,000	0	100,000
	静岡がんセンター 研究所整備費	120,000	122,000	△ 2,000
合 計		1,015,000	1,116,000	△ 101,000